

大府市地域防災計画

－風水害・地震等対策計画－

（令和6年度修正）

大府市防災会議

目次

第 1 編 総則

第 1 章 目的	1
第 1 節 計画の目的	
第 2 節 計画の性格及び基本方針	
第 3 節 法令、他の計画との関係	
第 4 節 計画の構成	
第 2 章 基本理念及び重点を置くべき事項	3
第 1 節 防災の基本理念	
第 2 節 重点を置くべき事項	
第 3 章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第 4 章 本市の自然条件	9
第 1 節 地勢・地質	
第 2 節 気候	
第 5 章 災害の想定	10

第 2 編 災害予防対策

第 1 章 防災協働社会の形成推進	11
第 1 節 防災協働社会の形成推進	
第 2 節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
第 3 節 企業防災の促進	
第 2 章 水害等予防対策	17
第 1 節 河川防災対策	
第 2 節 雨水出水対策	
第 3 節 浸水想定区域における対策	
第 4 節 農地防災対策	
第 5 節 津波予防対策	
第 3 章 土砂災害等予防対策	22

第1節	土地利用の適正誘導	
第2節	液状化対策の推進	
第3節	土砂災害の防止	
第4節	要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	
第5節	宅地造成の規制誘導	
第6節	被災宅地危険度判定の体制整備	
第4章	都市の防災性の向上	25
第1節	都市計画マスタープラン等の策定	
第2節	防災上重要な都市施設の整備	
第3節	建築物の不燃化の促進	
第4節	市街地の面的な整備・改善	
第5章	建築物等の安全化	28
第1節	建築物の耐震促進	
第2節	交通関係施設対策	
第3節	ライフライン関係施設等の整備	
第4節	文化財の保護	
第5節	防災建造物整備対策	
第6章	火災予防・危険性物質の防災対策	38
第1節	火災予防対策に関する指導	
第2節	消防力の整備強化	
第3節	危険物施設防災計画	
第4節	毒物劇物取扱施設防災計画	
第7章	防災訓練及び防災意識の向上	41
第1節	基本訓練	
第2節	総合訓練	
第3節	防災訓練の指導協力	
第4節	防災のための意識啓発・広報	
第5節	防災のための教育	
第8章	避難行動の促進対策	45
第1節	気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備	
第2節	緊急避難場所及び避難路の指定等	
第3節	避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	
第4節	避難誘導等に係る計画の策定	
第5節	避難に関する意識啓発	

第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	51
第1節 避難所の指定・整備等	
第2節 要配慮者支援対策	
第3節 帰宅困難者対策	
第10章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	57
第11章 防災に関する調査研究の推進	61
第12章 広域応援・受援体制の整備	62
第1節 広域応援・受援体制の整備	
第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	
第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	
第4節 防災活動拠点の確保等	

第3編 風水害・地震等災害応急対策

第1章 防災組織及び非常配備	65
第1節 防災組織	
第2節 非常配備	
第3節 防災活動	
第4節 非常連絡	
第5節 職員の派遣要請	
第2章 通信連絡活動	84
第1節 通信連絡の方法	
第2節 有線電話途絶時の連絡	
第3節 気象の特別警報・警報等の送受信	
第3章 災害情報の収集・伝達・広報	92
第1節 被害状況の収集と調査	
第2節 被害状況の伝達	
第3節 広報	
第4章 応援協力・派遣要請	102
第1節 応援協力	
第2節 応援部隊等による広域応援等	
第3節 自衛隊の災害派遣	

- 第4節 ボランティアの受入
- 第5節 防災活動拠点の確保
- 第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援

第5章 救出・救助対策	109
第1節 救出・救助活動	
第2節 航空機の活用	
第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	111
第1節 医療救護	
第2節 防疫・保健衛生	
第7章 交通の確保・緊急輸送対策	114
第1節 道路交通規制等	
第2節 道路施設対策	
第3節 緊急輸送手段の確保	
第8章 水害防除対策	119
第1節 水防	
第2節 防災営農	
第3節 浸水・津波対策	
第9章 避難行動	123
第1節 避難情報	
第2節 住民等の避難誘導等	
第3節 広域避難	
第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	129
第1節 避難所（建物）の開設及び運営	
第2節 要配慮者支援対策	
第3節 帰宅困難者対策	
第11章 水・食品・生活必需品等の供給	133
第1節 給水	
第2節 食品の供給	
第3節 生活必需品の供給	
第12章 環境汚染防止及び地域安全対策	136

第13章	遺体の取扱い	137
第1節	遺体の搜索	
第2節	遺体の処理	
第3節	遺体の埋火葬	
第14章	ライフライン施設等の応急対策	140
第1節	電力施設対策	
第2節	ガス施設対策	
第3節	上水道対策	
第4節	下水道施設対策	
第5節	通信施設対策	
第6節	郵便業務の応急措置	
第7節	ライフライン施設の応急復旧	
第15章	航空災害対策	145
第16章	鉄道災害対策	146
第17章	危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策	147
第1節	危険物等施設	
第2節	危険物等積載車両	
第18章	高圧ガス災害対策	149
第1節	高圧ガス施設	
第2節	高圧ガス積載車両	
第19章	住宅対策	151
第1節	被災宅地の応急危険度判定	
第2節	被災住宅等の調査	
第3節	公共賃貸住宅等への一時入居	
第4節	応急仮設住宅の設置及び管理運営	
第5節	住宅の応急修理	
第6節	障害物の除去	
第20章	学校における対策	156
第1節	気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	
第2節	教育施設及び教職員の確保	
第3節	応急な教育活動についての広報	
第4節	教科書・学用品等の給与	
第5節	学校給食の応急実施	

第4編 災害復旧・復興対策

第1章 復興体制	159
第1節 復興計画等の策定	
第2節 職員の派遣等	
第2章 公共施設等災害復旧対策	160
第1節 公共施設災害復旧事業	
第2節 激甚災害の指定	
第3節 暴力団等への対策	
第3章 災害廃棄物処理対策	163
第4章 被災者等の再建等の支援	165
第1節 罹災証明書の交付等	
第2節 被災者への経済的支援等	
第3節 住宅等対策	
第5章 商工業・農林水産業の再建支援	167
第1節 商工業の再建支援	
第2節 農林水産業の再建支援	
第6章 震災復興都市計画の手続き	168
第1節 第一次建築制限	
第2節 第二次建築制限	
第3節 復興都市計画事業の都市計画決定	

第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	170
2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	170
3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	171

【様式集】	174
-------------	-----

別紙 東海地震に関する事前対策

第1章 総則	1
第1節 東海地震に関する事前対策の意義	
第2節 防災関係機関が東海地震に関する事前対策として行う事務又は業務の大綱	
第2章 地震災害警戒本部の設置等	5
第1節 地震災害警戒本部の設置	
第2節 警戒本部の組織及び運営	
第3章 地震防災応急対策要員の参集	6
第1節 地震防災応急対策要員の参集等	
第2節 東海地震注意情報の情報伝達等	
第4章 地震防災応急対策に係る措置に関する事項	7
第1節 東海地震予知情報等の伝達等	
第2節 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	
第3節 警戒宣言時の広報	
第4節 避難等対策	
第5節 消防・浸水等対策	
第6節 警備対策	
第7節 飲料水・電気・ガス・下水道・通信・放送関係の対策	
第8節 金融対策	
第9節 生活必需品の確保等	
第10節 交通対策	
第11節 病院・診療所	
第12節 百貨店等	
第13節 緊急輸送	
第14節 他機関に対する応援要請等	
第15節 市が管理又は運営する施設に関する対策	
第16節 警戒宣言発令時の帰宅困難者対策	
第17節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	
第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	34
第1節 防災業務施設の整備	
第2節 防災上重要な建物の整備	
第3節 災害の防止事業	
第4節 緊急輸送を確保するため必要な道路等の整備	
第5節 避難地、避難路、資機材等の整備	

第6章 大規模な地震に係る防災訓練計画	36
第1節 防災訓練の実施	
第2節 訓練の内容	
第3節 住民等の震災予防対策	
第4節 防災訓練の指導協力	
第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	37
第1節 市職員に対する教育	
第2節 住民等に対する教育	
第3節 児童、生徒等に対する教育	
第4節 自動車運転者に対する教育	
第5節 相談窓口の設置	
第6節 市民のとりべき措置	

第 Ⅰ 編

總

則

第1章 目的

第1節 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害、地震及びその他の災害に対処するため、市及び各防災関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格及び基本方針

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、大府市防災会議（以下「防災会議」という。）が本市の地域に係る防災計画として作成する大府市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）の「風水害・地震等対策計画」編として、風水害、地震及びその他の災害に対処すべき措置事項を中心に定める。
- (2) この計画を効果的に推進するため、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。
- (3) 市民の生命、身体及び財産を守るため、市及び各防災関係機関がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- (4) 防災会議は、毎年、市地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。修正する場合は、愛知県地域防災計画を参考とし、特にこの中で市の行うべき事項については、実情に応じ細部を計画するものとする。

第3節 法令、他の計画との関係

1 地震防災強化計画

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第2項に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の地方公共団体は、地域防災計画において、

- ①地震防災応急対策に係る措置に関する事項
- ②東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- ③東海地震に係る防災訓練に関する事項
- ④東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では地震防災強化計画と呼んでいるが、本計画においては、計画中に別紙として位置付けた「東海地震に関する事前対策」で定めるものとする。

2 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、

- ①南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- ②南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- ③南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- ④関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項

⑤南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では南海トラフ地震防災対策推進計画と呼んでいるが、この計画においては第2編「災害予防対策」、第3編「風水害・地震等災害応急対策」及び第5編「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」で定めるものとする。

3 大府市地域強靱化計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条において、市が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該市の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、大府市地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 地域及び社会の重要な機能を維持する
- ③ 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する
- ④ 迅速な復旧復興を可能とする

4 他の計画との関係

水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「大府市水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「愛知県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。

第4節 計画の構成

災害対策の基本は「災害を予防し」「事に臨んで対処し」「事後の復旧に努める」ことであり、この3本の柱で基本計画を構成する。

- | | |
|-----|-------------------|
| 第1編 | 総則 |
| 第2編 | 災害予防対策 |
| 第3編 | 風水害・地震等災害応急対策 |
| 第4編 | 災害復旧・復興対策 |
| 第5編 | 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応 |
| 別紙 | 東海地震に関する事前対策 |

第2章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行などとあいまって、洪水、高潮、土砂災害などの災害リスクが高まっている。

また、地震について、南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%～80%と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

市を始めとする各防災関係機関は、被害想定や過去の災害等から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障がい者、外国人などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせる一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画及び被害想定を踏まえ、地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指

示等に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

また、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）等の行動を促す情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。

2 揺れ対策の充実に関する事項

地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進すること。

また、上下水道、道路、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図ること。道路については、広域交通ネットワークのリダンダンシーを確保する観点から整備を促進すること。

3 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

4 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、市民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 災害予警報等情報の収集伝達を行う。
- (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。
- (3) 災害広報を行う。
- (4) 避難の指示を行う。
- (5) 被災者の救助を行う。
- (6) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (7) 水防活動及び消防活動を行う。
- (8) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (9) 農作物、家畜に対する応急措置を行う。
- (10) 水防、消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (11) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (12) 防災に関する物資・資材の備蓄整備及び点検を行う。
- (13) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (14) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。
- (15) 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (16) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (17) 被災建築物・宅地の応急危険度判定活動を行う。
- (18) 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。
- (19) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。
- (20) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。

2 県関係機関

〔愛知県〕

- (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。
- (2) 境川について、名古屋地方気象台と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。
- (3) 名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表する。
- (4) 災害広報を行う。
- (5) 避難場所、避難路、その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- (6) 地震防災応急対策について、市長に指示し、又は、他の市町村長に応援の指示を行う。
- (7) 避難の指示を代行することができる。
- (8) 市の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- (9) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- (10) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (11) 水防管理団体の実施する水防活動及び市の実施する消防活動に対する指示及び調整を行う。
- (12) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (13) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (14) 農作物、家畜に対する応急措置を行う。
- (15) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
- (16) 水防、消防、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。
- (17) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあっせんを行

- う。
- (18) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
 - (19) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
 - (20) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
 - (21) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流出)による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。
 - (22) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
 - (23) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
 - (24) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。
 - (25) 市の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の設置を行う。
 - (26) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。
 - (27) 県が管理する河川について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整を行う。
 - (28) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。

〔愛知県東海警察署〕

- (1) 災害時における警備対策、交通対策の企画、調整及び推進に関するを行う。
- (2) 災害警備に関する災害非常物資及び装備資機材の整備を行う。
- (3) 気象予警報等の伝達に対する協力を行う。
- (4) 被害実態の早期把握と情報の伝達を行う。
- (5) 被害害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。（市長から要求があった場合に限る。）
- (6) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。
- (7) 人命救助を行う。
- (8) 行方不明者の搜索及び遺体の検視を行う。
- (9) 災害地における交通秩序の保持を行う。
- (10) 警察広報を行う。
- (11) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。
- (12) 他の機関の行う救助活動等に対する協力を行う。
- (13) 他の機関の行う災害応急対策又は地震防災応急対策に対する協力を行う。
- (14) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
- (15) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。

3 指定地方行政機関

〔名古屋地方気象台〕

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表をする。
- (2) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- (3) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- (4) 市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

4 指定公共機関

〔日本郵便株式会社大府郵便局〕

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。また、災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実

情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

- (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。
- (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。
- (4) 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。
- (5) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

〔東海旅客鉄道株式会社〕

- (1) 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。
- (2) 災害により線路が不通となった場合、列車の運転、休止、又は自動車による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。
- (3) 死傷者の救護及び処置を行う。
- (4) 対策本部は、運転再開に当たり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

〔西日本電信電話株式会社 東海支店〕

- (1) 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。
- (3) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- (5) 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (6) 気象等警報を市へ連絡する。
- (7) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。

〔KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社〕

- (1) 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。
- (3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の整備を行う。
- (4) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (5) 携帯電話等サービス契約約款に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。

〔中部電力パワーグリッド株式会社 緑営業所〕

電力設備施設の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。

〔東邦ガス株式会社 東海営業所〕

ガス供給施設の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。

※東邦ガスネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）

5 その他公共的機関

〔大府市医師団〕

- (1) 医療及び助産活動に協力する。
- (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。

〔大府市薬剤師会〕

- (1) 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。

- (2) 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。

〔知多郡歯科医師会〕

- (1) 歯科保健医療活動に協力する。
- (2) 身元確認活動に協力する。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

〔あいち知多農業協同組合・大府商工会議所〕

- (1) 生活必需物資、生活関係物資の調達、配分に協力する。
- (2) 被害調査及び応急対策について協力する。

〔日本赤十字社大府市地区〕

- (1) 被災者の救助活動等に協力する。
- (2) 義援金等の募集及び受付を行う。

〔石油類、高圧ガス、火薬類、毒物、劇物等の管理者〕

防災管理上必要な措置を行い防災活動に協力する。

〔ため池管理者〕

平常時においても防災上必要な措置を図るとともに、災害時には防災管理上必要な措置及び防災活動に協力する。

〔その他重要な施設の管理者〕

防災管理上必要な措置を行い、防災活動に協力する。

7 自衛隊

自衛隊は、災害派遣要請者（県知事、第四管区海上保安本部長、大阪航空局中部空港事務所長）からの要請に基づき防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する防災活動を例示すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握を行う。
- (2) 避難の援助を行う。
- (3) 遭難者等の捜索救助を行う。
- (4) 水防活動を行う。
- (5) 消防活動を行う。
- (6) 道路又は水路の啓開を行う。
- (7) 応急医療、救護及び防疫を行う。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送を行う。
- (9) 給食及び給水を行う。
- (10) 入浴支援を行う。
- (11) 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。
- (12) 危険物（火薬類等）の保安及び除去を行う。
- (13) その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。

8 その他防災協力団体

〔自主防災会〕

- (1) 平常時においても防災意識の高揚に努めるとともに、災害時の防災活動は組織的に行動する。
- (2) 災害時における協力要請がなされた場合防災活動について協力する。

〔地域防災ボランティアグループ〕

災害時における応急措置の実施についての協力要請がなされた場合、その活動について協力する。

第4章 本市の自然条件

第1節 地勢・地質

1 地勢

本市は、愛知県のほぼ中央部、知多半島の根幹部に位置し、ゆるやかな丘陵（標高0～74.32m）が継続し、低地に小河川が流れて水田・工場地帯をなし、丘陵は畑、住宅地となっている。60を超える大小のため池と鞍流瀬川、石ヶ瀬川、皆瀬川、明神川、砂川、五ヶ村川の県河川がある。それら河川はいずれも水源は浅く、五ヶ村川以外はすべて境川に合流し、衣浦湾に注いでいる。

また、市域は東西6.5km、南北7.0km（いずれも最長距離）で市域の面積は33.66k㎡である。

2 地質

本市の地質は、沖積層と段丘面「洪積層」、丘陵高位段丘を含む「第三紀鮮新統～第四紀前期更新統」でなりたっている。

沖積層は、境川、鞍流瀬川、石ヶ瀬川沿いに分布しているが、本市における層の厚さは比較的薄く一番深いところでも境大橋付近で9m程の深さで鞍流瀬川沿いのJR武豊線が横切る石ヶ瀬橋付近で6m程度の深さである。

段丘面「洪積層」は丘陵上にわずか残存する高位段丘面、中位段丘面、低位段丘面とからなっている。大府市の中心街は中位段丘面で野間層とも呼ばれ洪積世の地層からなり砂、泥層や礫層の互層からなりたっている。

丘陵、高位段丘を含む「第三紀鮮新統～第四紀前期更新統」は、市内の丘陵を構成する地層で常滑累層と呼ばれる新第三紀鮮新統である。中、上部は粘土シルト層、砂層との互層となり最上部には礫層もみられ、また火山灰層、亜炭層もはさまれている。また高位段丘面を構成する洪積層はおもに礫層からなり丘頂点部に点在している。

3 活断層

(1) 大高－高浜断層

大高から碧南市に至る全長21kmの活断層で、平成8年度の愛知県の調査でその存在と連続性が明らかになった。この断層は、JR東海道本線とほぼ平行に市内を南北に縦断しており、活動間隔は1万年から1万7千年程度、最新活動時期は2千年から3千年程度前と推定される。

(2) 高根山撓曲（とうきょく）

猿投・境川断層の南西端部に相当する撓曲崖である。平成8年度に愛知県が実施した浅層反射法探査・ボーリング調査・トレンチ調査等により地形・地質や断層の連続性から判断して、猿投・境川断層の一部であると推定される。

※撓曲：基盤が変異することにより、その上の堆積物が曲がっている構造をいう。この下方の基盤には断層が存在すると考えられる。

第2節 気候

本市の気候は、黒潮の一部が伊勢湾口から湾内を知多半島沿いに北上するため夏は涼しく、冬は暖かい気象下にある。風向は、夏期は南風が多く、冬期は北西風が最も多く、雨期以外は降雨量も比較的少なく晴天が多い。（資料編参照）

第5章 災害の想定

1 想定した主な災害

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- (1) 地震による災害
- (2) 台風による災害
- (3) 集中豪雨等異常気象による災害
- (4) 大規模な火災
- (5) 危険物の爆発等による災害
- (6) 可燃性ガスの拡散
- (7) 有毒性ガスの拡散
- (8) 航空機事故による災害
- (9) その他の特殊災害

2 災害の記録

本市における過去の災害記録は本計画資料編のとおりである。（資料編参照）

第 2 編 災 害 予 防 対 策

第1章 防災協働社会の形成推進

基本方針

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
- 大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。
- 被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。
- 企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）（以下「BCP」という）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 防災協働社会の 形成推進	市	・地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り ・災害被害の軽減に向けた取組み
第2節 自主防災組織・ ボランティアと の連携	市	・自主防災組織の推進 ・防災ボランティア活動の支援 ・連携体制の確保 ・防災関係団体同士のネットワーク化を図る 防災訓練等の事業実施、支援及び指導
	自主防災組織	地域の実情に応じた防災活動の実施
第3節 企業防災の促進	企業	・BCPの策定・運用 ・生命の安全確保 ・二次災害の防止 ・地域との共生と貢献
	市、商工団体等	・BCP等の策定促進 ・相談体制等の整備

第1節 防災協働社会の形成推進

1 市における措置

(1) 地域における防災活動の継続的な推進

市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取組を推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた取組

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

2 市民の基本的責務

- (1) 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。
- (2) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。
- (3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

1 市における措置

(1) 自主防災組織の推進

ア 自主防災組織の設置・育成

災害が発生した場合、交通機関等の途絶により防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されることが予想される。災害による被害の拡大阻止又は軽減を図るためには、平素から住民が自主的かつ組織的に行動することが必要である。現在自治区単位に自主防災会が組織化されているので、より効果的に機能できるよう育成を図るものとする。

自主防災会の現況

・森岡自主防災会	昭和52年4月1日発足
・北崎自主防災会	昭和53年8月5日発足
・共和東自主防災会	昭和54年8月1日発足
	昭和61年4月1日名称改め
・共和西自主防災会	昭和54年8月1日発足
・長草自主防災会	昭和54年8月1日発足
・大府自治区自主防災会	昭和55年8月6日発足
・吉田自主防災会	昭和55年9月1日発足
・横根自主防災会	昭和57年4月1日発足
・石ヶ瀬自主防災会	平成16年4月11日発足
・横根山自主防災会	平成19年11月12日発足

イ 自主防災組織等の環境整備

市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修等の実施による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

(2) 防災ボランティア活動の支援

ア ボランティアコーディネーターの確保

市、市民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。

イ 防災ボランティア活動の環境整備

市は、NPO・ボランティア関係団体等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

(3) 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

2 自主防災組織と防災関係団体等とのネットワーク活動の推進

市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、企業、学校、防災ボランティア団体、市などの防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施及び支援、指導に努めるものとする。

3 自主防災組織における措置

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- オ 地域内の要配慮者の把握

(2) 災害発生時の活動

- ア 初期消火の実施
- イ 地域内の被害状況等の情報の収集
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 住民に対する避難命令の伝達
- オ 集団避難の実施
- カ 炊出しや救助物資の配分に対する協力

なお、自主防災組織が結成されていない地域については、町内会、自治会組織等が上記に準じた活動を行うよう努めるものとする。

4 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

市は、防災リーダーを養成するとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進することにより、地域防災力の強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

(1) 防災リーダーの養成

地域防災の中心として情報の集約や伝達・発信を行える、災害に対する知識や

- 防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーを養成に努めるものとする。
- (2) 防災リーダーのネットワーク化の推進
- 防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。
- また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、防災リーダーを積極的に活用するものとする。

5 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

- (1) ボランティアの受入体制の整備
- ア 市は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。
- (ア) ボランティアの受入に必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、災害ボランティアセンターを設置する。
- (イ) 災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。
- (ウ) 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、全体的な情報提供や後方支援などを、市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。
- イ 市は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、広域ボランティア支援本部及び災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。
- (2) ボランティアコーディネーターの養成講座の開催
- 市は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市は、県の開催するボランティアコーディネーター養成講座の受講者等を増やすよう努めるものとする。
- (3) NPO・ボランティア関係団体等との連携
- 市は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。
- (4) 防災ボランティア活動の普及・啓発
- 市は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

第3節 企業防災の促進

1 企業における措置

- (1) BCPの策定・運用
- 企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCP等を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を努めるものとする。

(5) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

(6) 洪水、雨水出水及び高潮浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置

第2章 水害予防対策 第3節 浸水想定区域における対策3、4 参照

2 市及び商工団体等における措置

市及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、BCPの策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) BCP等の策定促進

ア 普及啓発活動

市及び商工団体等は、企業防災の重要性やBCPの必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業がBCP等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市は、それぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制等の整備

市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておくものとする。また、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状

況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2章 水害等予防対策

基本方針

- 洪水、高潮等による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施し、維持管理の強化と併せ、水系一貫した河川改修を推進する。
- 水災害による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。
- 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクに関する情報の提供に努める。
- 農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 河川防災対策	市	・河川維持修繕 ・流域水害対策 ・予想される水災の危険の周知等
第2節 雨水出水対策	市	・公共下水道事業 ・都市下水路事業
第3節 浸水想定区域における対策	市	・雨水出水浸水想定区域の指定 ・警戒避難体制の整備 ・ハザードマップ（防災マップ）の配布 ・市長の指示等
	要配慮者利用施設の所有者又は管理者	・計画の作成 ・訓練の実施 ・自衛水防組織の設置
	大規模工場等の所有者又は管理者	・計画の策定 ・訓練の実施 ・自衛水防組織の設置
第4節 農地防災対策	市、県、土地改良区	・たん水防除
		・老朽ため池の整備
		・用排水施設整備事業
		・防災ダム事業
第5節 津波予防対策	市	・津波災害警戒区域の指定に係る事項

第1節 河川防災対策

1 市における措置

(1) 河川維持修繕

堤防背後の低い地区の河川堤防の老朽程度を把握するとともに、市内を流れる準用河川及び普通河川について、緊急度に応じて堤防の維持、狭窄部の拡幅、護岸、雨水貯留施設、浚渫、根固工の修繕、堆積土砂の除去等の修繕、整備を促進する。

(2) 流域水害対策

境川流域については、都市化の進展が著しく、従来どおりの治水施設の整備のみでは、早急に治水安全度を向上させることが困難となっていることから、総合的な治水対策として、治水施設の整備を早急に実施するだけでなく、流域関係機関と連携して、雨水貯留施設の整備や、農地の保全など流域が従来から有している保水・遊水機能の確保等に努める。

(3) 予想される水災の危険の周知等

市長は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される

水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(4) 流域治水協議会

近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、二級河川水系流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（「流域治水」）を計画的に推進するため流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。

第2節 雨水出水対策

1 市における措置

(1) 公共下水道事業

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の整備を行い、予想される被害の未然防止に努める。

また、必要に応じて調節池等を設ける。ポンプ場施設の整備にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

(2) 都市下水路事業

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水路の整備を行い、被害を未然に防止する。

また、必要に応じて調節池等を設ける。ポンプ場施設の整備にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

2 関連調整事項

(1) 過去の浸水状況等を参考の上、慢性的排水不良地域の実態を十分調査把握しておく。

(2) 側溝、下水道、中小河川等は一体となり排水するので、計画、事業に当たり相互の調整を図るよう考慮する。

(3) 浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

(4) 排水機の運転及び停止に関し、河川水位を基準として操作規則を定める。

第3節 浸水想定区域における対策

1 雨水出水浸水想定区域の指定

(1) 区域の指定

市又は県は、水防法に基づき、雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(2) ハザードマップの作成

市は、県の指定する雨水出水浸水想定区域の情報を基に、市の雨水出水ハザードマップを作成する。

2 浸水想定区域における措置

(1) 市地域防災計画に定める事項の整備

防災会議は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(ア) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

(イ) 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

エ ウを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法

(2) ハザードマップ（防災マップ）の配布

市長は市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍の浸水深が大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(4) 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言若しくは勧告をすることができる。

3 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の（１）、（２）を実施しなければならない、又は（３）のとおり努めなければならない。

(1) 計画の作成

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告

(2) 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

(3) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な

避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

4 大規模工場等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。

(1) 計画の策定

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成

(2) 訓練の実施

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止のための訓練の実施

(3) 自衛水防組織の設置

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

第4節 農地防災対策

市、県及び土地改良区における措置

(1) たん水防除事業

流域の開発等立地条件の変化によりたん水被害のおそれのある地域において、これを防止するため排水機、排水路等の新設又は改修を行う。

(2) 老朽ため池等整備事業

農業用のため池の決壊による災害を未然に防止するため、堤体補強及び洪水吐その他附帯施設の改修を行う。

(3) 用排水施設整備事業

農業用施設の脆弱化等による災害を未然に防止するため、水路等の改修を行う。

(4) 防災ダム事業

洪水による農地及び農業用施設等の被害を防止するため、洪水調節機能の賦与・増進のための農業用ため池の改修を行う。

第5節 津波予防対策

1 市における措置

市は、津波災害警戒区域における、住民等の安全を確保するため、津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画及び津波災害警戒区域の監視、巡回体制、さらには避難誘導計画、津波ハザードマップなどを具体的に策定する。

(1) 津波警報、避難情報を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

(2) 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等の伝達体制や避難情報の発令・伝達体制を整えるものとする。

(3) 消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルール、退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。

2 津波災害警戒区域の指定に係る事項

(1) 市地域防災計画に次の事項を定めるものとして、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、その他必要な対策を講ずることとする。

ア 津波災害警戒区域ごとに津波に関する情報の収集及び伝達、予報、又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他の人的被害を防止するために必要な警戒体

制に関する事項。

イ 津波災害警戒区域内にある要配慮者利用施設又はその他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で市地域防災計画に定める施設（以下「避難促進施設」という。）がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法。

(2) 市地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設の所有者又は管理者は、施設利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、公表する。また、避難確保計画に基づき、避難訓練を行うとともにその結果を市長に報告する。

第3章 土砂災害等予防対策

基本方針

- 地震により発生する地割れ・液状化や地すべり・がけ崩れ等種々の地盤災害の予防に万全を期すものとし、特に、地震災害の予防的見地から、造成地、埋立地、軟弱地盤、活断層等を十分考慮の上、土地利用の適正な規制、指導を行う。
- 土砂災害リスク情報を踏まえ、土地利用の適正誘導を図るとともに、警戒避難体制を整備する。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 土地利用の適正誘導	市	・適正かつ安全な土地利用への誘導規制
第2節 液状化対策の推進	市	・液状化危険度の周知 ・建築物における対策工法の普及
第3節 土砂災害の防止	市	・土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 ・ハザードマップの作成及び周知
第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	市	・連絡体制の確立 ・施設管理者等に対する支援 ・市長の指示等
	要配慮者利用施設	・計画の作成 ・訓練の実施
第5節 宅地造成の規制誘導	市、県	・宅地造成工事規制区域の指定 ・造成宅地防災区域の指定 ・宅地危険箇所の防災パトロール ・宅地危険箇所の耐震化
第6節 被災宅地危険度判定の体制整備	市、県	・被災宅地危険度判定士の養成・登録 ・相互支援体制の整備

第1節 土地利用の適正誘導

市における措置

液状化による被害や土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、都市計画法、都市再生特別措置法を始めとする各種法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、地盤地質を始め自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤に係る災害の予防を検討する。

第2節 液状化対策の推進

市における措置

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、市民や建築物の施工主等に液状化予測マップの周知を図るとともに、適切な対策工法の実施を促すよう努めるものとする。

第3節 土砂災害の防止

市における措置

(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

ア 防災会議は、土砂災害警戒区域等に関する資料を市地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。

イ 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制について、市地域防災計画において、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。

(ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（(イ)に掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等）

(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(ウ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(エ) 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

(オ) 救助に関する事項

(カ) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

ウ 市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定する。

(2) ハザードマップの作成及び周知

市長は、県による土砂災害特別警戒区域及び警戒区域の指定が完了した際には市地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所等を明示するとともに、避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努める。

また、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、市公式ウェブサイトへの掲載、各戸配付など様々な手法を活用して周知を行う。

第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

Ⅰ 市における措置

(1) 連絡体制の確立

市は、施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。

(2) 施設管理者等に対する支援

市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。

(3) 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(4) 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な若しくは勧告をすることができる。

2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)を実施しなければならない。

(1) 計画の作成

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告

(2) 訓練の実施

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

第5節 宅地造成の規制誘導

市及び県における措置

(1) 宅地造成工事規制区域の指定

市は、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域（宅地造成工事規制区域）を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。

(2) 造成宅地防災区域の指定

市は県と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、降雨に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい一団の造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う。

(3) 宅地危険箇所の防災パトロール

市は、災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強化し、宅地の安全確保に努める。

(4) 宅地危険箇所の耐震化

市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

第6節 被災宅地危険度判定の体制整備

市及び県における措置

(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

市は、県が開催する判定士養成講習会に協力をして、土木・建築技術者の判定士の養成・登録に努めるものとする。

(2) 相互支援体制の整備

市及び県は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第4章 都市の防災性の向上

基本方針

- 都市計画マスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。
また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。
- 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、あらかじめオープンスペースの活用方法について調整しておく。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 都市計画マスタープラン等の策定	市	・都市計画マスタープランの策定 ・防災街区整備方針の策定
第2節 防災上重要な都市施設の整備	市	・都市における道路の整備 ・都市における公園等の整備
第3節 建築物の不燃化の促進	市	・防火・準防火地域の指定 ・建築物の不燃対策
第4節 市街地の面的な整備・改善	市、土地区画整理組合等	・市街地開発事業等の推進 ・災害対策等に関する土地利用規制

第1節 都市計画マスタープラン等の策定

市における措置

(1) 都市計画マスタープランの策定

大府市都市計画マスタープラン及び大府市立地適正化計画において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を促進する。

(2) 防災街区整備方針の策定

地域の実情に基づき、必要に応じて防災街区整備方針を策定し、防災再開発促進地区等を定める。

第2節 防災上重要な都市施設の整備

市における措置

(1) 都市における道路の整備

都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、大規模火災等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

(2) 都市における公園等の整備

都市における大規模火災に対する安全性確保のためには、建築物の不燃化とともに

に、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

市は、愛知県広域緑地計画及び「大府市緑の基本計画」等に基づき、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定、都市公園の整備を積極的に進めていく。

都市公園は、過去の例が示すように災害時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。

また、都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有効に機能するものである。また、住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然環境を有する緑地は、特別緑地保全地区等に指定し、積極的に保全していく。

第3節 建築物の不燃化の促進

市における措置

(1) 防火・準防火地域の指定

市は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

(2) 建築物の不燃対策

市は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種措置の徹底を図っていくものとする。

(建築基準法の防火規制)

ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等階数が3以上であるものあるいは規模に応じて一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。

イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上・消火上支障がないようにする。

ウ イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

第4節 市街地の面的な整備・改善

市及び土地区画整理組合等における措置

(1) 市街地開発事業等の推進

土地区画整理事業や市街地再開発事業を始めとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。

特に老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は地震等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、土地区画整理事業などの面的整備事業を促進する。

防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないので、その他の防災対策と関連させた総合的な防災計画を樹立し、都市計画との関連に配慮する。

(2) 災害対策等に関する土地利用規制

ア 災害危険区域の指定

地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。

イ 宅地造成等の規制

宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずる災害のおそれがある区域を知事が指定し、必要な規制を行う。

第5章 建築物等の安全化

基本方針

- 現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、発災時の倒壊防止に加えて、十分な機能確保が図られるように努める必要がある。
- 地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる建築物の耐震性の強化を図るとともに、その他の公共建築物についても耐震性の確保を図らなければならない。
- 大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。
- 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じておくことが重要かつ有効である。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 建築物の耐震推進	市	・総合的な建築物の耐震性向上の推進 ・「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行 ・耐震改修促進計画 ・公共建築物の耐震性の確保・向上 ・一般建築物の耐震性の向上促進 ・被災建築物の応急危険度判定の体制整備
第2節 交通関係施設等の整備	施設管理者等	・施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置
第3節 ライフライン関係施設等の整備	市、県、施設管理者	・施設の代替性及び安全性の確保 ・早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携
第4節 文化財の保護	市、県	・重要文化財の耐震対策 ・応急的な対策 ・所有者と連携した適切な措置
第5節 防災建造物整備対策	市、県、学校管理者	・公共建築物の不燃化 ・優良建築物等整備事業の推進 ・防災上重要な施設の耐水性能の確保 ・公共建築物における雨水流出抑制機能の確保 ・文教施設の耐震・耐火性能の保持 ・文教施設・設備等の点検及び整備 ・危険物の災害予防

第1節 建築物の耐震推進

1 市における措置

(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進

地震発生時の避難・救護拠点となる施設をはじめとする、総合的な建築物の耐震性の向上を図るものとする。

特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることや、ブロック塀等の付属物の耐震化を推進するこ

とで、対象建築物の耐震性向上を図る。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。

2 耐震改修促進計画

(1) 既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努めることとする。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「大府市建築物耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。

また、大府市建築物耐震改修促進計画において、耐震診断義務付け対象建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告期限を定めることとする。

(3) 学校、病院、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の特定既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するものとする。

3 公共建築物の耐震性の確保・向上

(1) 防災上重要な建築物の耐震性の確保

災害対策に必要な市有施設について、災害時の施設機能停止・低下の回避に努めるものとする。

(2) 民間の防災上重要な建築物の耐震性の確保

市は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する、病院、学校等多数の人が利用する特定建築物や、その他防災上重要な建築物について、耐震性の向上を図るため、指導、助言等に努める。

4 一般建築物の耐震性の向上促進

(1) 民間住宅の耐震診断・耐震改修等の促進

(2) 民間住宅の減災化施策の促進

(3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修等の促進

市、県及び建築関係団体で構成する愛知県建築物地震対策推進協議会は、建築物の耐震診断や耐震改修の促進など震前対策等の推進に努める。

(4) 住宅等地震対策普及啓発の推進

(5) その他の安全対策

ブロック塀の倒壊、家具の転倒、窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターの閉じ込め、敷地の崩壊などに対する対策を推進する。

5 高層建築物の防災対策

11階建以上又は高さ31mを超える高層建築物については、消防機関の立入検査強化を始め、現行消防法に規定された消防用設備等の完全設置及びその維持管理についての適正な運用、防火管理者制度の円滑な推進を図るとともに、消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の励行について指導の強化に努めるものとする。

また、長周期地震動の危険性や家具等の転倒防止の重要性について広く市民や事業者周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

6 被災建築物の応急危険度判定の体制整備

(1) 応急危険度判定士の養成等

市は、県や愛知県建築物地震対策推進協議会と協力して、建築士等を対象に判定士養成講習会を実施し、判定士の養成に努めるものとする。

(2) 愛知県建築物地震対策推進協議会による相互支援体制の推進

市、県及び建築関係団体は、震災時における応急危険度判定の実施をより迅速かつ的確に行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会において、県内市町村相互の支援・判定体制の確立に努めるものとする。

第2節 交通関係施設対策

1 施設管理者等における措置

災害時における交通の確保と安全を図るため、交通施設の防災構造化に努めるとともに、各種施設の整備を推進し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。

2 道路

(1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化

国道、県道等幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれが大きい橋梁等道路施設の防災構造化を推進する。

また、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

(2) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導

浸水時の転落防止のため、占用者に対してマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等必要な対策を指導し、安全性の向上を図る。

(3) 道路・橋梁等の整備

ア 災害に強い道路ネットワークの整備

大地震等の災害発生時においても、経済活動、市民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。さらに、必要な代替ルートの確保に努める。

イ 橋梁等の耐震性の向上

(ア) 新設橋梁等

新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した施工を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

(イ) 既設橋梁等

緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する。

ウ ライフライン共同収容施設の整備

震災時において、電気、電話、ガス、上水道等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図るとともに、災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路上の工作物等をできる限り少なくなるようライフラインの共同収容施設である共同溝・電線共同溝の整備を推進する。

(4) 緊急輸送道路の指定

地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路及びくしの歯ルートをあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。

(5) 重要物流道路の指定

平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路（代替・補完路を含む。）として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。

(6) 沿道建築物に耐震診断を義務付ける道路の指定

南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務付ける道路として指定する。

(7) 応急復旧作業のための事前措置

地震発生後、早期に緊急輸送道路等として確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。

3 鉄道

鉄道事業者は、次の対策を実施する。

(1) 施設の防災構造化

大雨による浸水あるいは盛土箇所の崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土、法面改良等を実施する。

(2) 安全施設等の整備

列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動制御装置の設置等安全施設整備事業を推進する。

(3) 構造物の耐震性

古い構造物について、機会あるごとに最近の耐震設計に合うよう改良に努め、耐震性の強化を図る

(4) 鉄道施設等の点検巡回

地震も含めた全体的な事故災害を防ぐ目的で技術係員による定期的な点検、巡回を行うとともに、災害発生後速やかに緊急点検を実施する。

(5) 地震計の整備充実

地震計の計画的増進を進めるとともに、列車運行の安全確保を図る。

(6) 情報連絡体制の強化

被害状況の早期収集体制、点検体制の整備を図るとともに、情報を迅速に収集するため通信設備の計画的な増備・増強を図る。

(7) 利用客の安全確保

地震等による異常事態が発生したときに、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるようマニュアルの作成や定期的な訓練教育を行うほか、運転規制によって災害防止に努める。

(8) 運転規制

地震等による異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう訓練教育を行うほか、運転規制によって災害の防止に努める。

ア 列車運転中に地震等による異常を感知したときは、速やかに列車を停止させる。

イ 異状を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。

ウ 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄り駅まで運転し、駅又は運転指令の指示を受ける。

エ 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検、巡回の手配を行う。

第3節 ライフライン関係施設等の整備

1 施設管理者等における措置

(1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

市及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去

や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等は、必要に応じて市の協力を得て実施する。

2 電力施設

電気事業者は、次の対策を実施する。

(1) 発・変電設備

発・変電設備は、地盤の強度や機器等の強度・設置場所・防水性等を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

(2) 送電設備

送電設備は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計がされているが、飛来物による被害が考えられることから、破損・飛散しやすい工事用防護ネット、ビニールハウス等の補強又は一時撤去について施設所有者又は管理者への協力依頼に努める。

(3) 配電設備

配電設備は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されているが、集中豪雨などによる対策として、送電ルートを選定にあたっては土砂の流出、崩壊しそうな箇所を極力避けて、迂回するよう慎重な配慮をしている。

(4) 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

(5) 資機材等の確保

災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。

ア 応急復旧用資機材及び車両

イ 食糧その他の物資

(6) 電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力会社との電力融通体制を確立する。

3 ガス施設

ガス事業者は、次の対策を実施する。

(1) 風水害対策

ア ガス製造設備

(ア) 浸水のおそれがある設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類の嵩上げによる流失防止等必要な措置を講ずる。

(イ) 風水害の影響を受けやすい箇所の補強又は固定を行うとともに、不必要なものは除去する。

(ウ) 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

イ ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

(2) 地震対策

ア ガス工作物の耐震性の向上

(ア) 製造設備の新設は、ガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備については、耐震性を維持するため、設備の重要度に応じて定期点検を行い、補強等必要に応じた対策を講じる。

- (イ) 供給設備の新設は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強を行う。
- イ 緊急操作設備の強化
 - (ア) 緊急時の保安確保を図るため、高中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球型ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。
 - (イ) 製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。
 - (ウ) 迅速な地域ブロック化が可能となるよう、遮断する設備を整備する。
 - (エ) 地震情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定し、早急な応急対策を講ずるため、供給区域内主要地点に地震計を設置し、SI値、加速度値等を収集できるよう整備する。
 - (オ) 災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。
- ウ 応急復旧体制の整備
 - (ア) 関係官庁、一般社団法人日本ガス協会等との非常時の連絡体制の整備、強化を図る。
 - (イ) 復旧動員体制（工事会社を含む。）の整備、強化を図る。
 - (ウ) 復旧を迅速に行うための、低圧導管の地区別ブロックの維持を図る。
 - (エ) 復旧用資機材、飲料水、食料等の物品について備蓄又は調達体制の整備を図る。
 - (オ) 教育・訓練の充実を図る。
 - (カ) 需要家における地震時の処置に関する広報活動を推進する。
 - (キ) 警察、消防、報道機関等との連携の強化を図る。
 - (ク) 一般社団法人日本ガス協会を通じた全国規模の救援隊受入れのため、応急復旧用資機材置場、駐車場、仮設現場事務用地、救援隊員用の宿泊施設・食料・飲料水、その他必要物資、備品等の確保についての調査及び調達体制の整備を図る。
 - (ケ) 災害発生時に早期復旧を図るための導管管理図面を整備し、さらに、迅速な対応が可能となるよう、管理図面についてコンピューターマッピングシステム化等の充実を図る。
 - (コ) 二次災害の防止や需要家の不安の解消を迅速に行い、また、復旧作業の円滑な推進を図るための広報活動マニュアルの整備を進める。
- (3) ガス事故対策
 - ア ガス製造設備
 - 消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取締等の実施により火災防止を図る。
 - イ ガス供給設備
 - (ア) 大規模なガス漏洩などのガス事故を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。
 - (イ) 供給所には防消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等については、一般火災に対しても耐火性を確保する。
- (4) 防災業務設備の整備
 - ア 検知・警報設備等
 - 災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に検知・警報設備等を設置し遠隔監視をする。
 - イ 設備の緊急停止装置等
 - 緊急時の保安確保を図るため、高・中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

ウ 防消火設備

液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、必要に応じて防消火設備を整備する。

エ 漏洩拡大防止設備

液化ガス等の流失拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じ防液堤を設置するとともに、オイルフェンス、油処理剤等を整備する。

オ 緊急放散設備

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

カ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

キ 自家発電設備等

常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(5) 災害対策用資機材等の確保及び整備

ア 災害対策用資機材等の確保

製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。また、資機材リストの整備に努めるとともに調達先等をあらかじめ調査しておく。

イ 車両の確保

非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、製造所・供給所等においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。

ウ 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給について、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。

(6) 協力体制の確立

一般社団法人日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について事前に体制を強化しておく。

4 一般通信施設

通信事業者は、次の対策を実施する。

(1) 施設の防災構造化

災害のおそれのある地域の電気通信施設整備等の耐水機能を高めるなど防災構造化をすすめる。

(2) 重要地域・施設等への伝送経路の分散化及び二重化

主要区間、主要地域及び県民の生活上、福祉上重要な施設、設備等の防災化、伝送経路の分散化、重要設備等の二重化等防災対策を実施する。

(3) 施設・設備の構造改善

災害が発生した場合に、迅速に復旧できるよう施設、設備の設置基準を設けるとともに、構造の改善をすすめる。

(4) 定期点検・整備の実施

定期的に施設、設備等の点検、整備を実施する。

(5) 応急対策計画及び設備・資機材の整備

災害が発生した場合に備えて、あらかじめ応急対策計画を定めるとともに、代替機能設備、応急対策用資機材を整備する。

5 上水道

水道事業者は、次の対策を実施する。

(1) 施設の防災性の強化

主要な水道施設については、必要に応じて強風に対し安全な構造とする。水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。特に、津波災害警戒区域や避難路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努めるとともに、軟弱地盤地帯等における特殊工法などの調査研究に努めることも大きな課題である。

被災時の給水拠点となる配水池等の増設及び耐震性を強化する。また、水道配管において強度が低下している老朽管の更新を進めるとともに、指定避難所、医療施設などの給水拠点までは、管路の耐震化、津波に対する安全性の確保に努める。

県（企業庁）においては、災害時における緊急生活必要水量を確保し、浄水場間で応急水量の相互融通が行えるよう、広域調整池及び連絡管の整備に努める。

(2) 浸水被害のおそれのある施設に対する浸水防止措置

浸水による被害のおそれのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造としたり、嵩上げするなど、給水に支障がないよう必要な措置を講じる。

(3) 緊急遮断弁の設置

災害時に被害の拡大の防止と飲料水を確保するため、必要に応じ緊急遮断弁を設置する。

(4) 洪水汚染の防止措置

洪水による水道施設への汚染を防ぐため必要な措置を講じる。

(5) 災害応急対策及び復旧資機材の整備

ア 応急給水用資材及び応急復旧用機材の充実を図る。

イ 老朽管の布設替を計画的に実施する。

ウ 県企業庁の送水管と受水団体の配水管等を連絡する。

(6) 緊急時における飲料水確保対策措置

ア 井戸水提供の家の指定

災害時における市民の飲料水確保については、上水道が復旧するまでの「つなぎ」として井戸水が大きな役割を果たすものと考えられるため、災害時の非常用水源として「井戸水提供の家」に指定して飲料水確保に努める。
（資料編参照）

イ 飲料水兼用耐震性貯水槽による飲料水確保

災害時の飲料水の確保のために大峯公園、神明公園及び大府中学校に設置した100t型飲料水兼用耐震性貯水槽について、維持管理及び緊急時の活用体制の整備に努める。

(7) 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

6 下水道

下水道管理者は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。

(1) 主要施設の安全構造化

主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水、地震等に対し安全な構造とする。

(2) 災害対策用資機材の確保

可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保に平時から確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検し、整備する。

- (3) 自家発電設備等の整備
商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。
- (4) 協定の締結
発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

7 農業用施設等

- (1) 排水機、樋門、水路等の整備
排水機、樋門、水路等については、地震に対してその機能が保持できるように耐震基準に適合した構造で新設又は改修を行う。
- (2) ため池等の整備
既設の農業用ため池は築造年次が古く、堤体、樋管等が脆弱化しているものが多いため、地震による決壊のおそれがあるものを耐震基準に適合した構造に改修する。
ため池等の被災は、農地、農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、耐震性をより一層向上させるために堤防の耐震補強整備を行う。
また、防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成等、適切な情報提供を図るものとする。

第4節 文化財の保護

災害により建造物等の倒壊、破損、焼失等により、古くから伝承されてきた貴重な文化遺産が、滅失の危機にさらされることが予想されることから、保存等の状況を的確に把握し、保存、管理の徹底を図るため、所有者と連携のうえ適切な措置を講ずる。（資料編参照）

1 市における措置

- (1) 文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。
- (2) 管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。
- (3) 災害が発生した場合に備え、管理者等は、県及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。
- (4) 適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。
- (5) 自動火災報知設備、貯水槽、消火栓、消防道路等の施設の設置を促進する。
- (6) 文化財並びに周辺の環境整備を常に行う。

2 重要文化財の耐震対策

平成30年8月9日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。

- (1) 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施
- (2) 対処方針の作成・提出
- (3) 耐震対策推進の周知徹底
- (4) 補助事業における耐震予備診断の必須
- (5) 耐震予備診断実施の徹底
- (6) 県の指導・助言

3 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

4 災害時の対応

災害時には、次の対策を実施する。

- (1) 被害状況の把握と報告
- (2) 事後措置の指示・伝達

5 応急協力体制

緊急避難用保管場所の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。

第5節 防災建築物整備対策

1 市における措置

- (1) 公共建築物の不燃化
市営住宅、学校、病院等の公共建築物の不燃化を図る。
- (2) 優良建築物等整備事業の推進
市街地の環境の整備改善を行うとともに、良好な建築物の整備を図る。
- (3) 防災上重要な施設の耐水性能の確保
防災拠点など防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に際して浸水対策設計・施工を講じるなど必要な浸水対策等を促進する。
- (4) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保
河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、公共建築物の新設に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を促進する。

2 市及び学校等管理者における措置

- (1) 文教施設の耐震・耐火性能の保持
文教施設及び設備を、災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の耐震性能・耐火性能を保持することが必要であり、そのための改修工事等を促進する。また校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- (2) 文教施設・設備等の点検及び整備
文教施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの改善を図る。
災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに定期的に点検を行い整備する。
- (3) 危険物の災害予防
化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害の発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

第6章 火災予防・危険性物質の防災対策

基本方針

- 昭和55年10月1日に本市で発生した薬品倉庫火災を教訓として、消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるとともに、危険物施設の自主保安体制充実強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 火災防対策に関する指導	市	・一般家庭に対する指導 ・防火対象物の防火体制の推進 ・立入検査の強化 ・建築同意制度の活用 ・危険物等の保安確保の指導 ・震災時の出火防止対策の推進
第2節 消防力の整備強化	市	・消防力の整備強化 ・消防施設等の整備強化
第3節 危険物施設防災計画	市、県	・保安確保の指導 ・危険物取扱者に対する保安教育
	危険物施設の管理者	・施設の保全及び耐震性の強化 ・大規模タンクの耐震性の強化 ・自主防災体制の確立 ・安全性の確保
第4節 毒物劇物取扱施設防災計画	市	・毒物劇物取扱施設に対する立入指導の強化

第1節 火災予防対策に関する指導

市における措置

(1) 一般家庭に対する指導

市は、消防団、自治会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用の水の確保など普及徹底を図るとともに、これら器具等の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。

(2) 防火対象物の防火体制の推進

市は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行って、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。

(3) 立入検査の強化

市は、消防法に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区地域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

(4) 建築同意制度の活用

市は、建築物の新築、増築等に際し、計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を図るものとする。

(5) 危険物等の保安確保の指導

市は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これら施設等について必要の都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

なお、大府市火災予防条例に規定されている少量危険物、指定可燃物等の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(6) 震災時の出火防止対策の推進

市は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等と共に、自宅から避難する際にブレーカーを落とすこと等について啓発を図るものとする。

第2節 消防力の整備強化

市における措置

(1) 消防力の整備強化

市は、「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、広域消防体制の整備を図るものとする。

(2) 消防施設等の整備強化

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備に努めるとともに年次計画をたてて、その強化を図るものとする。特に、災害時の初期消火活動については、耐震性貯水槽、可搬式動力ポンプの整備を進めるものとする。

第3節 危険物施設防災計画

1 市及び県における措置

(1) 保安確保の指導

市及び県は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の所有者、管理者又は占有者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(2) 危険物取扱者に対する保安教育

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

2 危険物施設の管理者における措置

(1) 施設の保全及び耐震性の強化

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、消防法第12条（施設の基準維持義務）、第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

(2) 大規模タンクの耐震性の強化

容量1,000kl以上の特定屋外タンク貯蔵所及び容量500kl以上の準特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定められた耐震性に関する基準に適合するよう、必要な改修、補修等を実施し、耐震性の強化に努める。

(3) 自主防災体制の確立

事業所の所有者、管理者又は占有者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、毎年6月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえて、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を図るとともに、消火薬剤、排出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

(4) 安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

第4節 毒物劇物取扱施設防災計画

市における措置

次の事項を重点として立入指導を強化する。

- (1) 毒物劇物屋外貯蔵タンクについては、事故時の流出を防止するため防液堤、貯留槽等の設置を推進する。
- (2) 毒物劇物の貯蔵施設については、可能な限り耐火構造の専用施設とし、やむを得ず同一施設内に他の物品と混在する場合は、防火区画とする。
- (3) 毒物劇物を貯蔵し、又は保管する施設の表示については、見やすい場所に「保管管理責任者氏名・電話番号等連絡方法」、「医薬用外」、「毒物」、「劇物」等の表示をする。
- (4) 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止対策の確立を図る。
- (5) 毒物劇物の保有施設については、応急措置に必要な設備器材等の配備の促進を図る。

第7章 防災訓練及び防災意識の向上

基本方針

- 自分の命は自分で守る（自助）意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。
- 特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、市民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。
- 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する後方支援を担うための新たな防災拠点の確保に向けた検討を行う。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 基本訓練	市	・通信連絡訓練、非常招集訓練、広報伝達訓練、水防工法訓練、避難訓練、救護救出訓練、初期消火訓練、幹部訓練、図上訓練
第2節 総合訓練	市	・水防訓練、震火災訓練、広域応援訓練
第3節 防災訓練の指導協力	市	・防災関係機関や防災組織への指導、助言、協力
第4節 防災のための意識啓発・広報	市	・防災意識の啓発 ・防災に関する知識の普及 ・家庭内備蓄等の推進 ・過去の災害教訓の伝承
第5節 防災のための教育	市、 学校管理者等	・職員に対する防災教育 ・児童生徒に対する防災教育

第1節 基本訓練

(1) 通信連絡訓練

気象予警報、対策通報、被害情報等を各機関相互に迅速かつ的確に通報するための訓練で、各種事態を想定し、関係機関及び市民の協力のもとに実施する。

(2) 非常招集訓練

災害対策要員を確保するための訓練で、非常連絡、非常招集等を実施する。

(3) 広報伝達訓練

市民への的確な情報伝達や災害時に市民を安全な場所へ避難させるための情報伝達を行う訓練で、自主防災会等の協力を得て実施する。

(4) 水防工法訓練

河川堤やため池の決壊を未然に防止するための水防工法訓練で、危険箇所又は現地若しくは想定箇所で行う。

(5) 避難訓練

災害時に市民を安全な場所に避難させるための誘導等を行う訓練で、単独又は他の訓練と併合して実施する。地震、都市型水害対策訓練、土砂災害に係る避難訓練（危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練）等について実施に努めるものとする。特に自主防災組織、地域住民の参加による地域の実情に応じた訓練を徹底して行う。

(6) 救護救出訓練

孤立者、負傷者、溺者、要配慮者等の救助、救出医療、物資の輸送、給水、炊き出し等を行う訓練で、単独又は他の訓練と併合して実施する。

(7) 初期消火訓練

災害により火災が発生した場合、延焼等により大災害が予想されるので、災害の拡大防止のための迅速な初期消火活動の訓練で、消火器取扱い等単独又は他の訓練と併合して実施する。

(8) 幹部訓練

各種災害による被害を想定し、訓練災害対策本部を開設して、その対策の協議等、幹部を対象に訓練を実施する。

(9) 図上訓練

職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び支部において応急対策活動に従事する本部要員及び支部要員に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練(ロールプレイング方式)等を実施する。

第2節 総合訓練

市は、地域における災害関係機関及び住民が一体となって地域総ぐるみ防災訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制を緊密にすることを目的として実施する。なお、訓練の実施に当たっては、過去の災害を教訓としたより実践的なものとする。訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次の訓練に反映させるよう努めるものとする。

(1) 水防訓練

水防管理団体は、水防計画に基づき、水防活動の円滑な遂行を図るため、地域の河川状況を勘案した水防訓練を実施する。また、必要に応じ広域洪水等を想定し、水防管理団体が連合するなど防災関係機関が合同して実施するものとする。

(2) 震火災訓練

大地震とそれにともなう群発火災に対処するための訓練であるが、特に、消火、避難、救出、救護、災害警備等の各訓練に重点をおく。

訓練の実施にあたっては、地震規模や被害の想定を明確にするとともに訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、より実践的な内容となるように努め実施する。

(3) 広域応援訓練

市及び県は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

第3節 防災訓練の指導協力

居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

第4節 防災のための意識啓発・広報

市における措置

(1) 防災意識の啓発

市民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができるよう、防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

- ア 災害に関する基礎知識
- イ 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識
- ウ 正確な情報の入手
- エ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- オ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
- カ 警報等や避難情報の意味と内容
- キ 緊急地震速報、警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- ク 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
- ケ 避難生活に関する知識
- コ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）
- サ 応急手当方法の紹介、水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- シ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- ス 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- セ 南海トラフ地震に関連する情報の内容
- ソ 要配慮者の避難支援及び避難所での支援方法に関すること

(2) 防災に関する知識の普及

防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

また、大府市防災学習センターの見学や出前講座等により、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、防災の教育及び普及促進を図る。

さらに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

(3) 家庭内備蓄等の推進

災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ、トイレトーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

(4) 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び市民の地震保険・共済への加入の促進に努める。

(5) 過去の災害教訓の伝承

市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広

く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第5節 防災のための教育

1 職員に対する防災教育

防災体制の確立及び災害時における災害対策関係の適正な判断力を養成するため防災教育の徹底を図る。

(1) 講演会

講師、学識経験者又は防災関係機関の専門職員による講演を行い、災害予防対策における専門知識及び防災技術を習得する。

(2) 本部組織による学習会

災害対策本部各部長は、所掌業務が円滑に行われるよう年度初めまでに各班長に対し防災教育を行うこととする。

各班長は、毎年度5月末日までに所掌業務についての具体的な行動マニュアルを作成し、班員への防災教育を行うこととする。

(3) 支部点検

防災上危険箇所等の巡回、資機材の点検把握を行い、防災対策を検討する。

2 児童生徒等に対する防災教育

(1) 児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校において防災上必要な防災教育を行い、子どもに対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

(2) 関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の涵（かん）養及び技能の向上を図る。

第8章 避難行動の促進対策

基本方針

- 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
- 防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 災害情報共有システム(Lアラート)の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。
- あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備	市	・ 情報伝達手段の多重化・多様化の確保
	市、県、ライフライン事業者	・ Lアラートで発信する災害関連情報等の多様化
第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等	市	・ 広域避難場所の選定 ・ 一時避難場所の選定 ・ 避難路の選定
第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	市	・ 避難情報の判断基準・伝達マニュアルの作成
第4節 避難誘導等に係る計画の策定	市、防災上重要な施設の管理者	・ 避難誘導計画の作成
第5節 避難に関する意識啓発	市	・ 緊急避難場所等の広報 ・ 避難のための知識の普及

第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備

市における措置

市は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、防災ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。

また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Lアラート）を活用するための体制を整備する。

第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先として確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

1 広域避難場所

市長は、市民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保しておくものとする。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

- (1) 広域避難場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。
- (2) 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
- (3) 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。
- (4) 広域避難場所内が木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。
- (5) 広域避難場所は、大規模なけがれ崩れや浸水などの危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所とする。
- (6) 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。
- (7) 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

2 一時避難場所

市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。なお、避難者1人当たりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

3 避難路の選定

緊急避難場所を指定した場合は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- (1) 避難路はおおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (2) 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- (3) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (4) 浸水等の危険のない道路であること。
- (5) 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

4 広域避難場所及び周辺道路の交通規制

市は、被災時における混乱を防止し、避難を容易にするため、県警察は広域避難場所及びその周辺道路における交通規制を可能な限り実施しておくものとする。

第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

市における措置

(1) マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

ア 豪雨、洪水、土砂災害、津波等の災害事象の特性に留意すること。

イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること。

(ア) 気象予警報及び気象情報

(イ) 河川の水位情報、指定河川洪水予報、大津波警報

- (ウ) 土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、土砂災害危険度情報
- ウ 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること。
- エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難情報を発令できるよう具体的な区域を設定すること。
- (ア) 河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）
- (イ) 高潮氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）
- (ウ) 土砂災害が発生するおそれのある土地（土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等）
- (エ) 津波災害警戒区域（令和元年7月30日愛知県指定）における浸水想定区域
- オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- カ 洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（〔警戒レベル5〕）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があること。
- キ 避難情報の発令基準等については、次の点に留意する。
- (ア) 避難の指示等を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。
- また、避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。
- 〔警戒レベル4〕避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。
- 〔警戒レベル5〕緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。
- なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。
- (イ) 土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、あらかじめ発令範囲を具体的に設定すること。
- なお、土砂災害の発生が確認された場合や、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当）が発表された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、直ちに〔警戒レベル5〕緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。
- (2) 判断基準の設定等に係る助言
- 判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県・名古屋地方気象台に助言を求めることとする。
- (3) 事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂対策、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

1 市の避難誘導計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

- (1) 避難情報を行う基準及び伝達方法
- (2) 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- (3) 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法
- (4) 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ア 給水措置
 - イ 給食措置
 - ウ 毛布、寝具等の支給
 - エ 衣料、日用必需品の支給
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (5) 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項
 - ア 緊急避難場所や避難所の秩序保持
 - イ 避難者に対する災害情報の伝達
 - ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - エ 避難者に対する各種相談業務
- (6) 災害時における広報
 - ア 広報車による周知
 - イ 避難誘導員による現地広報
 - ウ 住民組織を通ずる広報

2 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- (1) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。
- (2) 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。
- (3) 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

3 浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び津波災害警戒区域における措置

市は、浸水想定区域（水防法に基づくもの等）、土砂災害警戒区域及び津波災害警戒

区域の指定を受けた区域について、地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や土砂災害に係る情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

第5節 避難に関する意識啓発

市における措置

市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用した広報活動、並びに研修を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。

(1) 緊急避難場所等の広報

緊急避難場所や避難所について、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- ア 緊急避難場所、避難所の名称
- イ 緊急避難場所、避難所の所在位置
- ウ 緊急避難場所、避難所への経路
- エ 緊急避難場所、避難所の区分
- オ その他必要な事項

- ・指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふこと。
- ・指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること。

(2) 避難のための知識の普及

必要に応じて、次の事項につき市民に対して、普及のための措置をとるものとする。

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における知識

(ア) 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。

(イ) 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること）。

(ウ) 洪水等については、浸水想定が明らかになってきていることなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと。

(エ) 市長から〔警戒レベル5〕緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと。

ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

(3) その他

ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害時の避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。

イ 指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

ウ 災害種別一般図記号を使った避難所標識の見方に関する周知に努める。

第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

基本方針

- 市長は、あらかじめ指定避難所の指定、整備や避難所の運営体制の整備を図り、災害時における住民の生活環境の確保に努めるものとする。
- 市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- 避難行動要支援者の適切な避難誘導及び、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制と、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- 市は、公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 避難所の指定・整備等	市	・避難所等の整備 ・指定避難所の指定 ・福祉避難所の整備 ・避難所が備えるべき設備の整備 ・避難所の運営体制の整備
第2節 要配慮者支援対策	市、社会福祉施設等 管理者	・社会福祉施設等における対策 ・在宅の要配慮者対策 ・避難行動要支援者対策 ・外国人等に対する対策 ・災害ケースマネジメント ・浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策
第3節 帰宅困難者対策	市	・支援体制の構築 ・基本原則、安否確認手段の広報、施設の確保

第1節 避難所の指定・整備等

市における措置

(1) 避難所等の整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政区を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

(2) 指定避難所の指定

ア 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身

近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。

- イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。
- ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。

<一人当たりの必要占有面積>

1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で、座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じて必要な規模の確保に努める必要がある。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

<新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積>

一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

- エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信手段の整備等を進めるものとする。
 - オ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。
 - カ 指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。
- (3) 福祉避難所の整備
- ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障がい者等の要配慮者のための避難スペースとして、指定福祉避難所の指定に努めるものとする。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
 - イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
 - ウ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、あらかじめ指定福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
 - エ 市は、前述の公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- (4) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パ

ーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等

ウ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

(5) 避難所の破損等への備え：避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

(6) 避難所の運営体制の整備

ア「大府市避難所運営マニュアル」などを活用し、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

イ マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識やノウハウ等の普及啓発に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう努めるものとする。

ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

エ 避難所での生活が少しでも快適に過ごせるよう、避難者による運営委員会を組織して避難所の運営を行う。

オ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。

カ 避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、「大府市避難所運営マニュアル（別冊）新型コロナウイルス感染症予防に対応した避難所運営マニュアル」などを活用して、平常時から取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

ク 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

第2節 要配慮者支援対策

1 市及び社会福祉施設等における対策

(1) 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

(2) 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、風水害等災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

(3) 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(4) 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

(5) 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

2 市における在宅の要配慮者対策

(1) 緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

(2) 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(3) 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

3 市における避難行動要支援者対策

(1) 市は、要配慮者のうち災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。

(2) 市は、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等が実施できるよう、「大府市避難行動要支援者名簿に関する条例」（平成 30 年 12 月 26 日大府市条例第 26 号）に基づき避難行動要支援者名簿を作成し、平常時から避難行動要支援者の情報を避難支援等関係者に提供するものとする。

(3) 市は、名簿に登載する避難行動要支援者のうち、浸水想定区域その他の災害時に人命に危険を及ぼす可能性が高いと市長が認める区域に居住する者（社会福祉施設その他の自宅以外の場所に居住する者を除く。）及び個別避難計画の作成を希望する者について避難支援等を実施するための個別避難計画を作成するものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

(4) 個別避難計画の作成等

ア 個別避難計画の作成

個別避難計画には、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等を記載する。なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、消防機関、警察、民生委員、自主防災組織その他市長が認める関係者に対し個別避難計画に掲載された情報を事前に提供するものとする。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者に対し情報漏洩防止のために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合

においても個別避難計画の活用を支障が生じないように、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、避難行動要支援者本人に対する個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から避難行動要支援者に関する情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

ウ 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

- (5) 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

4 災害ケースマネジメント

市は、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

5 外国人等に対する対策

市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ確かな行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

- (1) 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いる等簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
- (2) 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。
- (3) 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。
- (4) 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。
- (5) 災害時に多言語情報等の提供を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

6 市における浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策

(1) 浸水想定区域内等の施設等の公表

市は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。

(2) 洪水時等の要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

市は、地域防災計画において、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び土砂災害のおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

(3) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

ア 計画の作成等

地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市長に報告するものとする。

イ 施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

ウ 施設管理者等に対する支援

市は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

エ 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難者確保に関する計画を作成していない場合において、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合に円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

オ 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

第3節 帰宅困難者対策

1 市における措置

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、駅周辺や工場等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

市は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

市は、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

(3) 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保

市は、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。

2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題があることから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第10章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

基本方針

- 地震、風水害等災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、BCPや各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	市	・ 防災施設等の整備 ・ 防災用拠点施設の整備促進 ・ 公的機関の業務継続性の確保 ・ 応急活動のためのマニュアルの作成等 ・ 人材の育成等 ・ 防災中枢機能の充実 ・ 防災関係機関相互の連携 ・ 浸水対策用資機材の整備強化 ・ 防災用拠点施設の屋上番号標示 ・ 消防機関における措置 ・ 地震計等観測機器の維持・管理 ・ 緊急地震速報の伝達体制整備 ・ 情報の収集、連絡体制の整備 ・ 通信手段の確保等 ・ 救助、救急等に係る施設、設備等 ・ 物資の備蓄、調達供給体制の確保 ・ 応急仮設住宅の設置に係る事前対策 ・ 災害廃棄物処理に係る事前対策 ・ 罹災証明書発行体制の整備

防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

市における措置

(1) 防災施設等の整備

地震、風水害等災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。併せて、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるよう努めるものとする。

(2) 防災用拠点施設の整備促進

施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(3) 公的機関の業務継続性の確保

ア 市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、BCPの策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、BCPの策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

(ア) 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

(イ) 市役所庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

- (ウ) 電気・水・食料等の確保
- (エ) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (オ) 重要な行政データのバックアップ
- (カ) 非常時優先業務の整理
- (4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と連携し明確化しておくよう努める。
- (5) 人材の育成等

ア 防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

イ 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。
- (6) 防災中枢機能の充実

ア 施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるよう燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

イ 災害情報を一元的に管理し、共有することが出来る体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。
- (7) 防災関係機関相互の連携

ア 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

イ 市は職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、自治体及び防災関係機関と「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

ウ 市は、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
- (8) 浸水対策用資機材の整備強化

浸水注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要な木杭、土のう袋、スコップ、掛矢等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。
- (9) 防災用拠点施設の屋上番号標示

市役所等の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図るように努める。

(10) 消防機関における措置

消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル等）に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

(11) 地震計等観測機器の維持・管理

震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等がないよう、地震計等観測機器の維持・管理に努める。

(12) 緊急地震速報の伝達体制整備

迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

(13) 情報の収集・連絡体制

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(14) 通信手段の確保

ア 通信施設の防災構造化等

通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

イ 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低い堅固な場所に整備し、その保守点検等を実施する。

(15) 救助・救急等に係る施設・設備等

人命救助に必要な救急車、救命ボート、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

また、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

(16) 物資の備蓄、調達供給体制の確保

ア 大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、必要とされる食糧、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識のもと、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

イ 広域応援による食糧の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食糧を備蓄しておくよう啓発する。

ウ 災害時に迅速に食糧、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、

燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

(17) 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮する。

(18) 災害廃棄物処理に係る事前対策

ア 大府市災害廃棄物処理計画の策定

災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月改定：環境省）に基づき、平成 28 年 11 月に策定した大府市災害廃棄物処理計画に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等に取り組むものとする。

イ 広域連携、民間連携の促進

災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として一定程度の余裕を持たせることや処理施設の機能の維持に努めるものとする。

(19) 罹災証明書の発行体制の整備

ア 災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援受入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

イ 効率的な罹災証明書の交付のため、被災者支援システムを活用する。

第 11 章 防災に関する調査研究の推進

基本方針

- 地震、風水害等災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、BCPや各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
防災に関する調査研究の推進	市	・ 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備 ・ 地籍調査

防災に関する研究調査の推進

1 市における措置

(1) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

市は、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、地域の実状に即した災害危険性を的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。また、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。

(2) 地籍調査

市は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

2 調査研究成果の活用

調査研究の成果を将来の具体的防災施策樹立の参考に資するよう計画するとともに、教訓となるべき要素を収録して広く関係者に配布し、一般防災意識の高揚を図る。

第12章 広域応援・受援体制の整備

基本方針

- 大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努める。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 広域応援・受援体制の整備	県、市	・ 応援要請手続きの整備 ・ 応援協定の締結等 ・ 受援体制の整備 ・ 訓練、検証等
第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	県、市	・ 緊急消防援助隊 ・ 広域航空消防応援 ・ 県内の広域消防相互応援
第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	県、市	・ 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 ・ 訓練・検証等
第4節 防災活動拠点の確保等	県、市	・ 防災活動拠点の確保等

第1節 広域応援・受援体制の整備

市における措置

(1) 応援要請手続きの整備

市は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

(2) 応援協定の締結等

ア 相互応援協定の締結等

災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

イ 技術職員の確保

土木・建築職などの技術職員が不足している市町村等への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ 民間団体等との協定の締結等

災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理、輸送等)について、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等が有する管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

(3) 受援体制の整備

ア 受援体制の整備

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れ、情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

イ 南海トラフ地震等発生時の受援計画

南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料調達及び電気・ガスの臨時供給並びに通信の臨時確保、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。

なお、東海地震、東南海・南海地震発生時の対応についても同様とする。

ウ 訓練、検証等

市は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備

市における措置

(1) 緊急消防援助隊

市は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

(2) 広域航空消防応援

市は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(3) 県内の広域消防相互応援

市は、愛知県内に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

市における措置

(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点（以下「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(2) 訓練・検証等

市は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、その他防災関係機関等の体制変更、施設資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第4節 防災活動拠点の確保等

市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要なとなる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報

の共有に努めるものとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設、卸売市場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとし、災害時において緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行うものとする。

第3編 風水害・地震等災害応急対策

第1章 防災組織及び非常配備

基本方針

- 市長は、災害対策基本法第23条又は第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 各防災関係機関は、災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。
- 各防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えるものとする。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

第1節 防災組織

1 大府市防災会議

市長を会長とし、災害対策基本法第16条の規定に基づいて設置し、大府市防災会議条例により組織運営されるものであり、その所掌事務としては、本市における防災に関する基本方針を作成し、その推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互の連絡調整を任務とする。

2 大府市災害対策本部（以下「本部」という。）

- (1) 市の区域内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたときは、災害対策基本法第23条の規定により本部を設置し、災害発生のおそれが解消し、又は応急対策がおおむね完了したと認めたときこれを廃止する。

市長を本部長として市の全機構を総括する構成であり、大府市域に係る災害予防、又は災害応急対策を推進する。詳細は後記のとおりである。

(2) 本部員会議

本部員会議は、本部に係る災害対策の基本的な事項について協議する機関であり、細部は後記「大府市災害対策本部運営要綱」のとおりである。

3 各組織の防災活動

隣保共同の精神に基づく自主防災組織をはじめ、農業協同組合、商工会議所、日本赤十字社、婦人会、防火危険物安全協会等の公共的団体の協力体制により、災害応急対策活動を効率的に処理するものである。

また、災害発生と同時に、本部と緊密な連携のもとに活動する。

(1) 自主防災組織の活動

各地区内の住民に対して本部及び災害関係機関から伝達される予警報の伝達並びに避難の誘導等に協力する。

ア 地区内の被害調査及びその報告並びに応急対策の実施に協力する。

イ 防災応急対策を実施するために必要な人員等の配備に協力する。

ウ その他、本部の指示に基づく事項並びに必要な災害応急対策に協力する。

(2) 農業協同組合、各生産組合、商工会議所などの活動

それぞれ関係部門の被害調査を実施するとともに、本部への協力並びに必要な応急対策を実施する。

○大府市災害対策本部運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市災害対策本部条例（昭和45年大府市条例第84号）第4条の規定に基づき、大府市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び教育長をもって充てる。

(災害対策本部員)

第3条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、部長、部長に相当する職にある者、消防団長その他災害対策副本部長が必要と認める者をもって充てる。

(本部員会議)

第4条 本部に災害予防及び災害応急対策に関する事項の実施について協議するため、災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）を置く。

2 本部員会議は、災害対策副本部長（以下「本部長」という。）、副本部長、本部員その他本部長が必要と認める者をもって構成する。

3 本部員会議の会議（以下「会議」という。）は、必要の都度、本部長が招集し、議長となる。

4 本部員は、会議の招集を必要と認めたときは、市民協働部長を経て本部長にその旨を申し出るものとする。

5 会議は、特別の指示がない限り、市役所災害対策本部室で開催する。

6 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。

7 本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。

8 本部員が会議に出席できないときは、代理の職員を出席させなければならない。

(協議事項)

第5条 本部員会議は、次の事項について協議する。

(1) 本部の配備体制に関すること。

(2) 気象情報、南海トラフ地震臨時情報、その他の警戒すべき情報及び被害状況の分析並びにそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

(3) 関係機関等への情報伝達に関すること。

(4) 避難情報の発令に関すること。

(5) 災害救助法（昭和22年法律第118号）及び被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の適用に関すること。

(6) 指定地方行政機関、指定公共機関、県及び他市町村に対する応援の要請に関すること。

(7) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。

(8) その他災害対策の重要事項に関すること。

(周知)

第6条 会議の決定又は指示事項のうち職員に周知を要する事項について、本部員は、速やかにその徹底を図るものとする。

(組織)

第7条 本部の組織は、別に定める。

(分掌事務)

第8条 本部の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(非常連絡)

第9条 本部員の非常連絡については、別に定める。

2 本部員は、職員の非常連絡体制について常に整備しておくものとする。

(非常配備の種類及びその時期)

第10条 非常配備の種類及びその時期は、別表第2のとおりとする。

(補則)

第11条 本部長は、必要に応じて種別の異なる配備の指令を発することができ
きる。

附 則

この要綱は、昭和47年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行の日が、この要綱の施行の日より遅くなる場合における同法の施行の日の前日までの間の第1条の規定の適用については、同条中「大府市災害対策本部及び大府市新型インフルエンザ等対策本部条例」とあるのは、「大府市災害対策本部条例」とする。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年８月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年９月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年５月２０日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

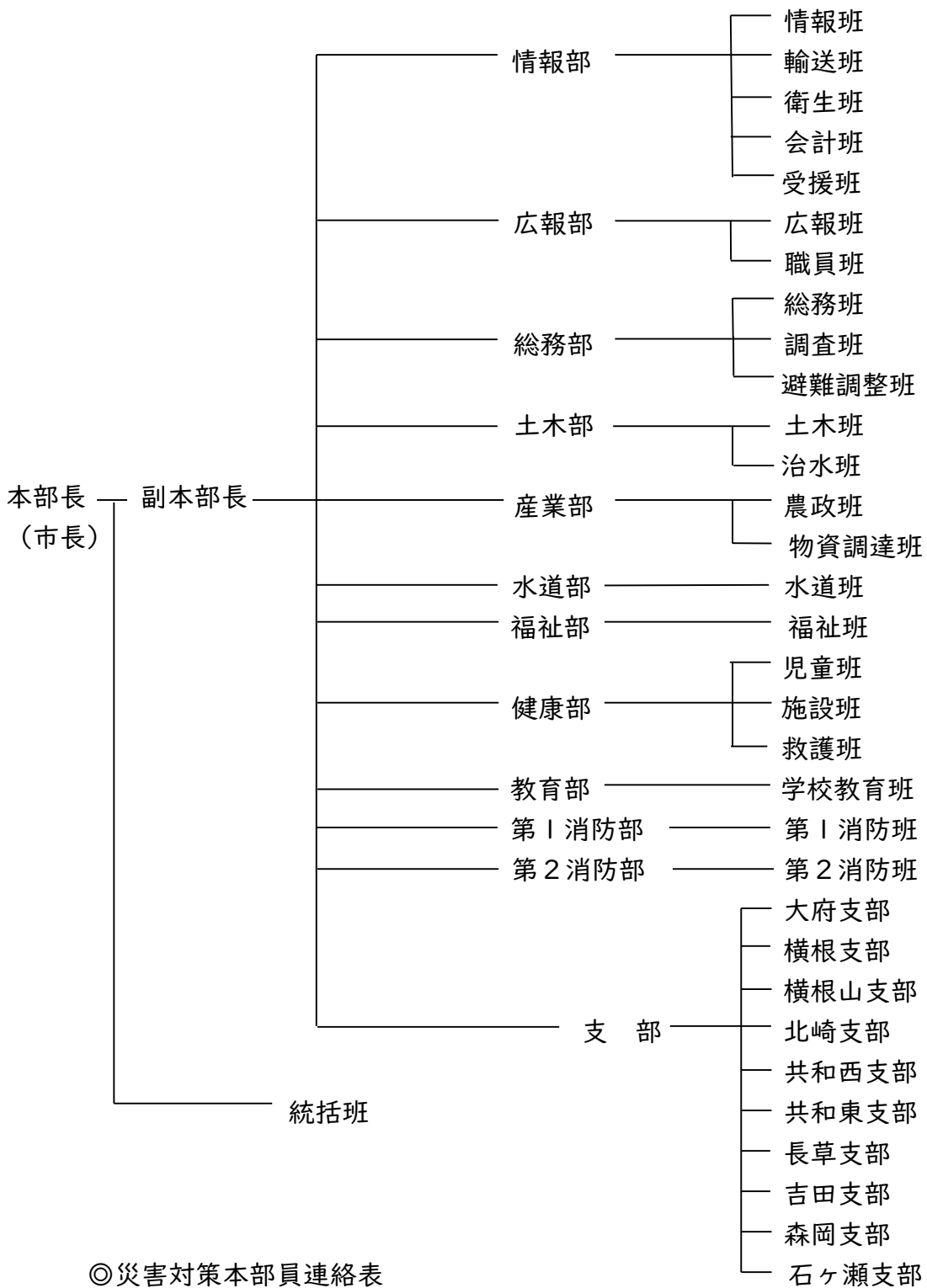
附 則

この要綱は、令和５年８月１６日から施行する。

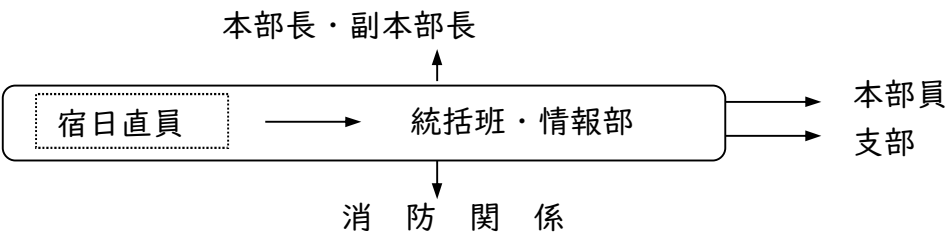
附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

◎災害対策本部組織表



◎災害対策本部員連絡表
(連絡表の概念図)



別表第1（第8条関係）

大府市災害対策本部業務分担表

本 部 長	副 本 部 長	本 部 員
市 長	副市長・教育長	部 長 等

班名	分掌事務
統括班 危機管理課（防災危機管理係）	1 気象情報、南海トラフ地震臨時情報、その他の警戒すべき情報（以下「警戒情報」という。）の受信及び収集に関する事 2 愛知県、他市町村及びその他関係各団体との連絡調整に関する事 3 災害救助法適用申請に関する事 4 災害対策本部員会議、災害対策本部の庶務に関する事 5 災害対策関係の予算措置に関する事 6 各班の事務の調整に関する事 7 応援を要する班、必要人員の取りまとめに関する事

部 名	班 名	分 掌 事 務
情 報 部	情 報 班 協働推進課 文化スポーツ交流課 行政管理課（文書統計係・契約検査係） 議事課 いきいきプラザ 歴史民俗資料館 防災学習センター	1 報告、被害連絡の取りまとめに関する事 2 議会との連絡に関する事 3 外国人その他の特に配慮を要する者の支援に関する事 4 公民館、いきいきプラザ及び市民活動センターの被害調査及び報告並びに応急復旧に関する事 5 おおぶ文化交流の杜及び体育施設の被害調査及び報告並びに応急復旧に関する事 6 勤労文化会館の被害調査及び報告並びに応急復旧に関する事 7 勤労文化会館避難所及び体育施設の開設及び運営連絡に関する事 8 防災学習センターの被害調査及び応急復旧に関する事 9 統括班、衛生班及び会計班の協力に関する事
	輸 送 班 監査委員事務局 危機管理課（生活安全係）	1 り災時の交通安全、安全対策の総合的企画及び連絡調整に関する事 2 緊急路及び避難路の確保のための交通規制に関する事 3 土木復旧資機材以外の資材、機材、り災者等の輸送に関する事 4 統括班、情報班及び衛生班の協力に関する事
	衛 生 班 環境課	1 防疫消毒の実施に関する事 2 衛生資材の分配に関する事 3 汚物処理その他の環境衛生の整備に関する事 4 死体処理に関する事 5 廃棄物処理計画に関する事 6 仮設トイレの確保及び設置に関する事

部 名	班 名	分 掌 事 務
	会 計 班 会計課	1 義援金の収受に関する事。 2 応急救助に要する経費の支出に関する事。 3 災害に係る国又は県費の出納に関する事。 4 義援物資の受付及び出納に関する事。 5 災害に関する物品の購入及び受け払いに関する事。 6 統括班の協力に関する事。
	※ 受 援 班 会計班 職員班 総務班 物資調達班 福祉班	1 受援に関する全体の状況把握、とりまとめに関する事。 2 受援に係る調整会議の開催に関する事。 3 応援職員への支援に関する事。 4 輸送拠点の開設に関する事。
広 報 部	広 報 班 企画広報戦略課	1 住民に対する警戒情報の伝達に関する事。 2 住民に対する避難情報の伝達に関する事。 3 報道機関に対する情報提供その他の連絡に関する事。 4 被害状況等の撮影及び記録に関する事。 5 職員班の協力に関する事。
	職 員 班 秘書人事課 法務財政課	1 職員の非常招集に関する事。 2 職員の派遣、勤務及び給与に関する事。 3 職員の公務災害に関する事。 4 公用令書の発行に関する事。(統括班と協議する。) 5 本部長及び副本部長の視察並びに秘書に関する事。 6 災害視察者及び見舞者の応接に関する事。 7 広報班の協力に関する事。
総 務 部	総 務 班 行政管理課(管財係) デジタル戦略室	1 市有自動車の非常招集及び配車に関する事。 2 市役所庁舎等の被害調査及び報告に関する事。 3 システムの被害調査及び報告並びに復旧に関する事。 4 情報班及び統括班の協力に関する事。
	調 査 班 税務課	1 被害状況(り災者、住家等)の調査及び報告に関する事。 2 市税の調査賦課及び賦課資料に関する事。 3 市税の減免措置に関する事。 4 被害調査に伴う自主防災組織との連絡に関する事。 5 り災証明(火災を除く。)の発行に関する事。 6 統括班の協力に関する事。

部 名	班 名	分 掌 事 務
	避難調整班 市民課	1 各避難所との連絡調整に関する事。 2 各避難所への誘導及び保護の連絡調整に関する事。 3 各避難者名簿の取りまとめに関する事。 4 避難者の安否の問合せに関する事。 5 統括班の協力に関する事。
土 木 部	土 木 班 都市政策課 道路整備課 建設総務課 中心市街地整備室	1 土木関係の応急復旧及び緊急措置に要する諸資材の調達に関する事。 2 土石、竹木等障害物の除去に関する事。 3 道路の被害調査及び報告並びに復旧に関する事。 4 土地区画整理事業施行区域の被害調査及び報告並びに応急復旧に関する事。 5 応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理に関する事。 6 市営住宅の被害調査及び報告並びに応急修理に関する事。 7 住宅用復旧資材の調達あっせんに関する事。 8 災害復旧計画の取りまとめに関する事。 9 建築物の応急危険度判定に関する事。 10 危険箇所の巡視に関する事。 11 応急危険度判定に関する事。 12 ふれあいバス及び公共駐車場の被害調査及び報告並びに復旧に関する事。 13 水道班及び治水班の協力に関する事。
	治 水 班 水道工務課 (下水道係) 水緑公園課	1 河川の被害調査及び報告並びに復旧に関する事。 2 河川の巡視に関する事。 3 洪水調整ため池、水こう門及び排水機の管理並びに土砂災害警戒区域等の危険箇所の巡視に関する事。 4 洪水調整ため池、排水機等の応急復旧及び緊急措置に要する諸資材の調達に関する事。 5 洪水調整ため池管理者との調整及び排水機の運転管理に関する事。 6 下水道施設の被害調査及び報告並びに応急復旧に関する事。 7 雨水ポンプ場の運転管理に関する事。 8 自然体験学習施設の被害調査及び報告並びに復旧に関する事。 9 水道班及び土木班の協力に関する事。

部 名	班 名	分 掌 事 務
産 業 部	農 政 班 農業振興課 農業委員会事務局	1 農業用水に伴うため池の管理及び危険箇所の巡視に関する こと。 2 農業用施設の応急復旧及び緊急措置に要する諸資材の調達 に関すること。 3 農業用水に伴うため池管理者との調整に関すること。 4 農林畜産業者の被害調査及び報告に関すること。 5 愛知用水土地改良区大府事務所との連絡調整に関する こと。 6 農業協同組合等関係団体との連絡に関すること。 7 地元生産部組織の被害調査の協力に関すること。 8 農畜産物の供給に関すること。 9 田、畑等の浸水図の作成に関すること。 10 土木班及び衛生班の協力に関すること。
	物資調達班 商工業ウェルネ スバレー推進課	1 救助用食糧品、救助用被服、寝具その他必需品の調達あつ せんに関すること。 2 商工業者の被害調査及び報告に関すること。 3 商工業等関係諸団体との連絡に関すること。 4 本部要員、応援者及び協力者の宿舎及び給食の調達に関す ること。 5 土木班及び衛生班の協力に関すること。
水 道 部	水 道 班 水道経営課 水道工務課 (水道給水係、水 道整備係)	1 飲料水の供給計画及び供給に関すること。 2 飲料水の給水源の確保に関すること。 3 り災者に対する給水に関すること。 4 上水道施設の被害調査及び報告並びに応急復旧に関するこ と。 5 治水班及び土木班の協力に関すること。

部 名	班 名	分 掌 事 務
福 祉 部	福 祉 班 地域福祉課 福祉総合相談室 高齢障がい支援課 保険医療課 ふれ愛サポートセンター	1 見舞金品及び義援金品の配分計画に関すること。 2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること。 3 救援物資の選別組織の編成及び運営に関すること。 4 り災者の生活相談に関すること。 5 行方不明又は死亡者の身元確認に関すること。 6 炊き出しその他食糧の供与に関すること。 7 日本赤十字社との連絡に関すること。 8 福祉関係施設への連絡に関すること。 9 福祉関係施設の被害調査及び報告並びに応急復旧に関すること。 10 高齢者、障がい者等の避難誘導及び保護に係る社会福祉協議会、日本赤十字社その他の関係機関との連絡調整に関すること。 11 福祉避難所となる福祉関係施設の避難収容者の名簿作成に関すること。 12 災害ボランティアセンターとの連携に関すること。 13 被災者生活再建支援法に関すること。 14 高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者の支援に関すること。 15 国保、年金等の減免措置に関すること。
健 康 部	児 童 班 幼児教育保育課（保育係） こども若者女性課 保育所 児童老人福祉センター 児童センター 子どもステーション	1 保育所等への連絡に関すること。 2 吉田児童老人福祉センター避難所の開設及び運営連絡に関すること。 3 保育所等施設利用者の避難誘導及び保護に関すること。 4 保育所等施設の避難収容者の名簿作成に関すること。 5 保育所給食施設の活用及び運営に関すること。 6 乳幼児その他の特に配慮を要する者の支援に関すること。 7 福祉班の協力に関すること。
	施設班 健康未来政策課	1 石ヶ瀬会館及び保育所施設等の被害調査及び報告並びに応急復旧に関すること。 2 児童班及び救護班の協力に関すること。

部 名	班 名	分 掌 事 務
	救 護 班 健康増進課	1 医師団との連絡に関すること。 2 災害時の医療実施対策に関すること。 3 災害救護用医薬品等の調達及び分配に関すること。 4 被災者の健康相談に関すること。 5 防疫班の編成及び出動要請に関すること。 6 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する者の支援に関すること。 7 衛生班の協力に関すること。
教 育 部	学校教育班 学校教育課 小中学校	1 学校等との連絡に関すること。 2 児童及び生徒の避難に関すること。 3 り災児童及び生徒の学用品の支給の協力に関すること。 4 り災児童及び生徒の授業の受入れに関すること。 5 教職員の動員についての県教育委員会との連絡調整に関すること。 6 学校給食施設の活用及び運営に関すること。 7 学校教育施設の防災措置及び復旧用資材器具の調達管理に関すること。 8 学校施設の被害調査及び報告並びに応急復旧に関すること。 9 教育施設避難所（小学校、中学校）の開設及び運営連絡に関すること。 10 教育施設避難所（小学校、中学校）の避難収容者の名簿作成に関すること。
第 1 消防部	第 1 消防班 消防総務課 予防課 消防署	1 応急措置に関すること。 2 住民の避難保護に関すること。 3 り災地の警備及び行方不明者の捜索に関すること。 4 住民に対する警報、避難情報の伝達に関すること。 5 自衛消防隊との連絡に関すること。 6 防火危険物安全協会等との連絡に関すること。 7 応援隊の受入れに関すること。 8 警察及び自衛隊との連携に関すること。 9 消防施設の被害調査及び報告並びに応急復旧に関すること。 10 火災証明及びり災証明（火災に限る。）の発行に関すること。 11 消防団（第 2 消防部）との連絡調整に関すること。 12 消防団員等の公務災害に関すること。 13 災害情報の収集及び連絡に関すること。 14 資機材の調達に関すること。 15 気象情報に関すること。 16 救助活動に関すること。

部 名	班 名	分 掌 事 務
第 2 消防部	第 2 消防班 消防団	1 応急措置に関すること。 2 住民の避難保護に関すること。 3 住民に対する警報、避難情報の伝達に関すること。 4 り災地の警備及び行方不明者等の捜索に関すること。 5 地域の自主防災活動の援助に関すること。 6 消防署との協力に関すること。
支 部		1 応急措置に関すること。 2 被害状況の取りまとめに関すること。 3 被害状況等の撮影及び記録に関すること。 4 被害状況（り災者、住家等）の調査及び報告に関すること。 5 道路及び河川の被害調査及び報告並びに復旧に関すること。 6 避難所（公民館、石ヶ瀬会館、震火災避難広場等）の開設及び運営に関すること。 7 避難収容者の名簿作成に関すること。 8 自主防災組織と本部との連絡調整に関すること。 9 各支部防災倉庫の管理に関すること。 10 地区内の河川、ため池、危険箇所等の巡視に関すること。 11 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する者の支援に関すること。

※受援班は第 3 非常配備又は災害対策本部長が必要と認めた場合に設置する。

第2節 非常配備

本部の設置及び廃止の時期

(1) 設置

市内に災害が発生し、又は発生のおそれのある場合で、市長がその必要があると認めたときは、本部を設置するものであるが、次の基準に達したとき設置するものとする。

- ア 大府市を含む地域に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水警報の1以上が発令されたとき。
- イ 大府市を含む地域に大規模な地震、火事、爆発、その他重要な人為的災害が発生したとき、又は予想されるとき。
- ウ 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表されたとき。

(2) 公表等

本部を設置したときは、必要に応じてその旨を次の表の区分により通知及び公表するとともに本部の標識を掲示する。

通 知 及 び 公 表 先	方 法	担 当
愛知県知多県民事務所 （県民防災安全課）	県防災行政無線、 電 話	情報部 情報班
庁 内	庁内放送又は電話等	// //
東海警察署（警備課）	電 話	// //
消 防 団	電 話	第1消防部第1消防班
報 道 機 関	電 話	情報部 広報班
（必要に応じて） 一般市民	同報無線、CATV 市公式ウェブサイト等	// //

(3) 廃止

本部長は、市の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めた場合、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合は、本部を廃止する。廃止した場合の公表等については設置の場合に準ずる。

第3節 防災活動

1 警戒配備体制下の活動

- (1) 市民協働部長は、気象情報等を収集し、必要と認めた事項を本部長へ報告するとともに、非常配備すべき部課等の長に通知する。
- (2) 警戒配備に該当する各課長は、情勢に即応した体制を整え、随時配備員に対し指示を行い、必要な防災措置を講ずる。

2 第1非常配備体制（初動警戒体制・警戒体制）下の活動

- (1) 本部長は本部室（災害対策本部室、情報処理室、会議室001、002、003）を開設し、副本部長、本部員及びその他必要と認める者を招集し本部員会議を開催する。本部員会議における協議事項は次のとおりとする。
 - ア 本部並びに支部の配備体制に関すること。
 - イ 気象情報及び被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
 - ウ 関係機関等への情報伝達に関すること。

- エ 避難のための立退き指示に関すること。
 - オ 災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用に関すること。
 - カ 指定地方行政機関、指定公共機関、県及び他市町村に対する応援の要請に関すること。
 - キ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
 - ク その他災害対策の重要事項に関すること。
- (2) 各部長は関係機関と連携を密にし、客観情勢を判断するとともに、避難立ち退き、その他緊急措置について本部長に報告し、必要な進言を行う。
 - (3) 各部長は所要の人員を非常配備するとともに、装備、物資、資器材設備、機械等を点検、配備する。また、配備員に指示し、必要な応急活動を行う。

3 第2 非常配備体制下の活動

第1 非常配備体制下の活動に準ずるが、本部長は必要に応じ、隊編成で活動させることができる。

4 第3 非常配備体制下の活動

第2 非常配備体制下の活動と同じであるが、全員をもって対処する。

5 非常配備時における職員の留意事項

- (1) 各非常配備において与えられた事務又は業務がある場合は、当該事務又は業務を他の一般事務に優先して処理しなければならない。
- (2) 常に気象状態等に注意し、各非常配備に即応した配備につくことができるよう留意しなければならない。
- (3) 非常配備体制中は自ら配備時期を確認するとともに、不急の外出は避け待機しなければならない。
- (4) 非常配備体制中、交替者と引き継ぎを完了するまでは勤務場所を離れてはならない。
- (5) 非常配備が解除された場合において残余の事務があるときは、分掌事務の範囲で処理するものとし、その結果を本部長に報告する。

6 惨事ストレス対策

- (1) 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する場合は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- (2) 消防機関は、必要に応じ、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

非常配備の基準

非常配備の区分及びその時期（風水害、その他）

〔大府市災害対策本部運営要綱 別表第2 抜粋〕

区 分	配 備 時 期	非常配備すべき課等 及び非常配備員
警 戒 配 備	次の各注意報の1以上が大府市（知多地域、愛知県西部あるいは愛知県全域）に発表されたとき。 （1）大雨注意報 （2）洪水注意報	次の課の職員のうち課長の判断により指名する者 危機管理課・道路整備課・建設総務課・都市政策課・農政課・水道工務課・水緑公園課・学校教育課・幼児教育保育課
第1 非 常 配 備	初動警戒体制 次の各警報の1以上が大府市（知多地域、愛知県西部又は愛知県全域）に発表されたとき。 （1）大雨警報 （2）洪水警報	・本部員 ・各部長が指名する班長等 ・支部配備員（4名） （他の人員は連絡体制を取り待機）
	警戒体制 （1）上記の警報が発表され、本部員会議で決定のあったとき。 （2）次の各警報が大府市又は大府市を含む区域（知多地域、愛知県西部又は愛知県全域）を対象に発表されたとき。 ・暴風警報	・各部の副部長 ・各班長 ・各班長が指名する者 ・支部配備員
第2 非 常 配 備	（1）上記の警報が発表され、災害の発生が予想されるとき （2）その他本部長が当該非常配備を指令したとき	上記のもの（第1非常配備員）のほか、各班長が指名する者
第3 非 常 配 備	市の全域にわたって災害が発生し、被害が特に甚大と予想される場合に、本部長が当該非常配備を指令したとき	全職員

※ 職員を非常配備した場合、各班長は配備状況を部長に報告するものとする。

※ 特例・・・市長はこの基準のほか、災害の状況、その他により特定の部門に限って配備の指令を発し、また区分の異なる配備の指令を発することができる。

非常配備の区分及びその時期（地震）

〔大府市災害対策本部運営要綱 別表第2 抜粋〕

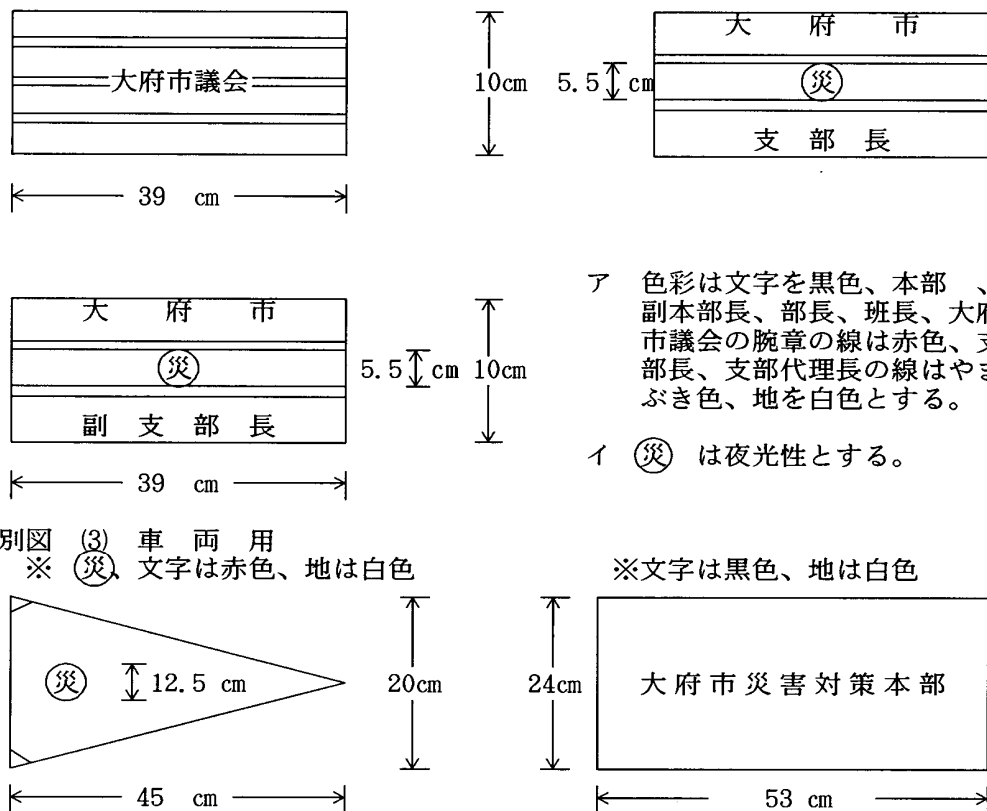
区 分	配 備 時 期		非常配備すべき課等 及び非常配備員
警 戒 配 備	大府市において震度4の地震が発生したとき。		次の課の職員のうち課長の判断により指名する者 危機管理課・道路整備課・建設総務課・都市政策課・農政課・水道工務課・水緑公園課・学校教育課・幼児教育保育課
第1 非 常 配 備	初動警戒体制	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。	・本部員 ・各部長が指名する班長等 ・支部配備員（4名） （他の人員は連絡体制を取り待機）
	警戒体制	(1) 大府市又は隣接市町において震度5（弱）の地震が発生したとき。 (2) 大府市において震度4以下の地震においても被害が発生したとき。 (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表されたとき。	・各部の副部長 ・各班長 ・各班長が指名する者 ・支部配備員
第2 非 常 配 備	(1) 大府市又は隣接市町において震度5（強）の地震が発生したとき。 (2) その他本部長が当該非常配備を指令したとき。		上記のもの（第1非常配備員）のほか、各班長が指名する者
第3 非 常 配 備	(1) 大府市又は隣接市町において震度6（弱）以上の地震が発生したとき。 (2) 避難情報の発令が必要なとき。 (3) 人的被害が発生し、救出救護が必要なとき。		全職員

※ 職員を非常配備した場合、各班長は配備状況を部長に報告するものとする。

※ 特例・・・市長はこの基準のほか、被害の状況、その他により特定の部門に限って配備の指令を発し、また区分の異なる配備の指令を発することができる。

7 標識等

- (1) 本部の標識は別図(1)の規格による。
- (2) 本部長、副本部長、部長、支部長、班長及びその他の職員、並びに市議会議員は、災害活動に従事するときは、別図(2)の規格による腕章、並びにヘルメットを帯用する。
- (3) 災害時において使用する本部の車両には、別図(3)の規格による標識をつける。
- (4) 職員の身分証明書は、職員が常に所持している身分証明書によるものとし、災害対策基本法第83条第2項に規定する身分を示す証票を兼ねるものとする。



第4節 非常連絡

1 平常時（勤務時間内）の職員の非常連絡

- (1) 情報部長は、非常配備に該当する警報を受領したときは直ちに非常配備に該当する配備員に連絡する。
- (2) 各部長、班長はあらかじめ部員の非常連絡の系統を定め、所属の職員に対して周知徹底をしておく。

2 勤務時間外、休日等における職員

- (1) 市役所宿（日）直員は、非常配備に該当する警報を受領したときは、直ちに統括班長に連絡する。統括班長は情報部長を経由し本部長、副本部長に報告するとともに災害対策本部員連絡表に基づき非常連絡をする。
- (2) 各部長、班長はあらかじめ部員の非常連絡の系統を定め、所属の職員に対して周知徹底をしておく。

第5節 職員の派遣要請

1 市における措置

- (1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

- (2) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

- (3) 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

市長は、知事に対し災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職

員の派遣について、あっせんを求めることができる。

(4) 被災市町村への市職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員を派遣するものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

第2章 通信連絡活動

第1節 通信連絡の方法

1 通信窓口

災害時における通信連絡は有線電話、携帯電話等のうち最も迅速な方法で実施しなければならない。市は災害用電話を指定し、窓口の統一を図るものとする。これらの場合、市災害対策本部は市役所災害対策本部室、情報処理室、会議室001、002、003に設置し、指定した災害用電話は災害対策専用とする。

〔関係機関の窓口〕

市	大府市役所 市民協働部危機管理課	0562-47-2111 内線323 無線発信番号-723-1150 (高度情報通信ネットワークFAX)
	大府市消防本部(署)	0562-47-0119 無線発信番号-320-11 (高度情報通信ネットワーク通信指令室FAX)
	災害対策本部 情報処理室 災害対策本部室 会議室001、会議室002、 会議室003	0562-47-2111 内線 590, 591, 592, 593, 594, 595, 596, 597, 598, 599 〈災害時優先電話〉 0562-47-2115 0562-47-2116 0562-47-2117 0562-47-2118 0562-47-2119 0562-46-3332 0562-47-7320 (FAX) 無線発信番号-723-1150 (高度情報通信ネットワークFAX)
県	東海警察署警備課	0562-33-0110 内線341
	知多県民事務所県民防災安全課	0569-21-8111 内線377 無線発信番号-604-377 (高度情報通信ネットワーク) 無線発信番号-604-1150, 1151 (高度情報通信ネットワークFAX)
	県庁防災安全局災害対策課	〔災害対策本部災害情報センター開設前〕 052-951-3800・954-6193 052-954-6912 (FAX) 052-961-2111 内線2512 〔災害対策本部災害情報センター開設後〕 052-971-7104, 7105 052-971-7103, 7106 (FAX) (高度情報通信ネットワーク) 無線発信番号-600-1360~1369 (高度情報通信ネットワークFAX) 無線発信番号-600-1514, 1515
国	消防庁 平日昼間(上段) 夜間休日(下段)	03-5253-7527 (F03-5253-7553) 03-5253-7777 (F03-5253-7537)

無線発信番号：内線発信は“※8”、無線発信は“8”

2 災害時優先電話の登録

各防災機関は、災害時における非常扱いの電報等運用の迅速性及び電話のふくそう回避のため、あらかじめ発信する電話番号を西日本電信電話株式会社東海支店に「災害時優先電話」として登録する。（なお、「災害時優先電話」の登録に当たっては、西日本電信電話株式会社東海支店において登録機関及び登録回線数を限定しているため、西日本電信電話株式会社東海支店への相談が必要である。

(1) 非常扱いの電報と緊急扱いの電報

ア 非常扱いの電報

地震その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、非常扱いの通話に準ずる事項を内容とする電報は非常扱いの電報として、全ての電報に優先して取り扱われる。

ただし、気象業務法に基づく警報の次順位となる。

電報発信に当たっては、電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの『115番』へダイヤルし、下記の事項をオペレータに告げる。

- ・非常扱いの電報の申込みであること
- ・発信電話番号と機関名
- ・電報の宛先の住所と機関名等の名称
- ・通信文と発信人名

イ 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のために通報することを要し、緊急扱いの通話に準ずる事項を内容とする電報は緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

電報発信に当たっては、電話により緊急扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの『115番』へダイヤルし、下記の事項をオペレータに告げる。

- ・緊急扱いの電報の申込みであること
- ・発信電話番号と機関名
- ・電報の宛先の住所と機関名等の名称
- ・通信文と発信人名

第2節 有線電話途絶時の連絡

1 災害時優先電話

市は、電話回線のふくそう時には、あらかじめ指定された災害時優先電話回線を使用し、緊急通信を行うが、有線電話等が完全に途絶した場合の通信連絡は、衛星携帯電話、携帯電話等の使用及び連絡員の派遣による方法とする。

（資料編参照）

(1) 県等への連絡

原則として県防災行政無線又は、消防県波無線を使用するが、これらが故障等の場合には大府幹部交番へ無線の依頼をする。

(2) 自主防災会長、消防団との連絡

有線電話が途絶した場合の自主防災会長との連絡は、各支部に配備する無線機、衛星携帯電話、携帯電話又は連絡員の派遣により行う。また、消防団との連絡は、消防本部と消防団との無線連絡も利用する。

2 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的、又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については当該無

線局の目的以外にも使用することができる。

(1) 非常通信の内容

- ア 人命の救助に関するもの。
- イ 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの。
- ウ 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの。
- エ 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。
- オ 遭難者救護に関するもの。（日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。）
- カ 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。
- キ 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救済物資の緊急輸送等のために必要なもの。
- ク 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。
- ケ 電力設備の修理復旧に関するもの。
- コ 市長が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

(2) 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

なお、放送中継者に非常通信の依頼を行う場合は、災害時の放送業務の重要性に鑑み、厳重な制限があるので依頼された非常通信を取り扱うか否かは、当該放送中継局において決定する。

(3) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定にあたっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

3 放送の依頼

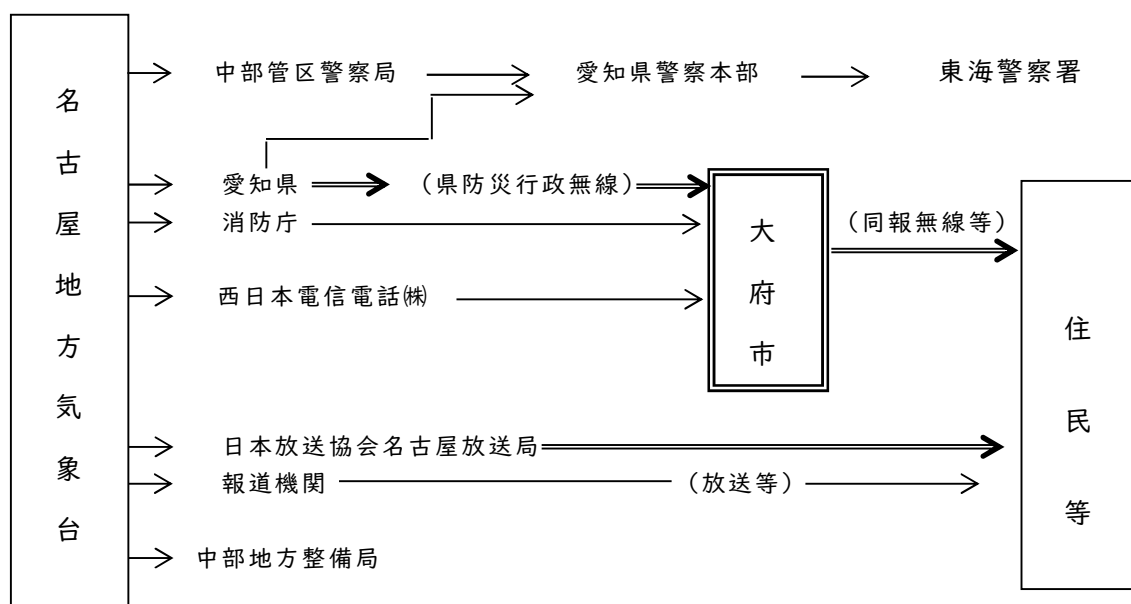
市長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、知事を通じて、あらかじめ定められた手続きにより放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。

第3節 気象の特別警報・警報等の送受信

1 気象特別警報・警報等の伝達

- (1) 気象特別警報・警報等の伝達は迅速かつ的確さが要求されるので、具体的にその方法、通報先、担当者を定めておく。
- (2) 気象特別警報・警報等の伝達は法に基づく系統で行うとともに、周知徹底を期するため申合せ等による系統によっても行う。
- (3) 気象特別警報・警報等の伝達系統は次のとおりである。

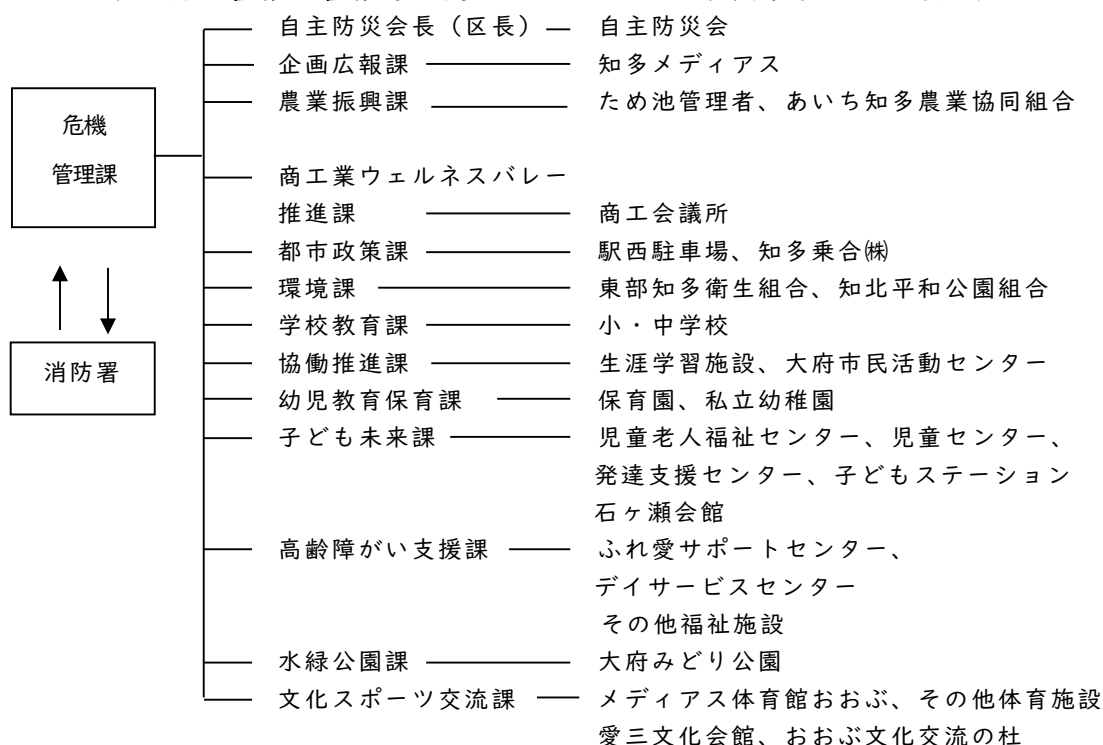
気象特別警報・警報等の伝達系統



(注)

1. 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
2. 西日本電信電話(株)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

2 市が特別警報、警報等を受けたときの主な関係機関への伝達経路



3 関係機関の措置

特別警報、警報、注意報、火災予防等のための気象通報及び情報伝達

- (1) 県、その他関係機関から通知される予警報等を市民協働部長が受領したときは、予警報等を関係連絡先に伝達、特に台風又は大雨に関する警報・注意報などの情報は、市長、副市長、教育長に報告するとともに、庁内関係部課長に対しても所要の伝達を行う。
- (2) 各部課長は、前項による通知を受けたときは速やかにその内容に応じた措置を講じ、関係先への連絡を行う。

4 特別警報、警報等の種類と発表基準

- (1) 気象、水象に関する特別警報、警報等

ア 気象、水象に関する特別警報、警報等は、名古屋地方気象台が、異常気象等によって県内及び市内に災害が起こるおそれがあると予想したとき発表するものとする。

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
高波		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯大気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

大府市警報・注意報発表基準一覧表 (令和5年6月8日現在 名古屋地方気象台)

警 報	大雨 (浸水害)	表面雨量指数基準	22
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	183
	洪水	流域雨量指数基準	五ヶ村川流域=9.1, 鞍流瀬川流域=12.3, 皆瀬川流域=10.2, 石ヶ瀬川流域=8
		複合基準*1	五ヶ村川流域=(12, 9), 鞍流瀬川流域=(12, 12.2), 皆瀬川流域=(12, 9.1), 石ヶ瀬川流域=(12, 7.2)
		指定河川洪水予報 による基準	愛知県境川水系 境川・逢妻川〔泉 田〕
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	*2
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	16
		土壌雨量指数基準	124
	洪水	流域雨量指数基準	五ヶ村川流域=7.2, 鞍流瀬川流域=9.8, 皆瀬川流域=8.1, 石ヶ瀬川流域=6.4
		複合基準*1	五ヶ村川流域=(8, 7.2), 鞍流瀬川流域=(8, 9.8), 皆瀬川流域=(8, 8.1), 石ヶ瀬川流域=(8, 6.4), 境川流域=(13, 17.4)
		指定河川洪水予報 による基準	愛知県境川水系 境川・逢妻川〔泉 田〕
	強風	平均風速	13m/s
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度30%で、実効湿度60%	
	なだれ		
	低温	冬期：最低気温-4℃以下	
	霜	晩霜期に最低気温3℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（着雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

*1 表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 愛知県が定める基準水位観測所(天白川河口)における高潮特別警戒水位(2.3m)への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。

警報や注意報は、気象要素（表面雨量指数、流域雨量指数、風速、波の高さなど）が基準に達すると予想した区域に対して発表される。ただし、地震で地盤がゆるんだり火山の噴火で火山灰が積もったりして災害発生にかかわる条件が変化した場合、通常とは異なる基準（暫定基準）で発表することがある。また、災害の発生状況によっては、この基準にとらわれず運用することもある。

(2) 水防警報

国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川、海岸又は湖沼において、対象水位観測所の水位が警戒水位に達するか若しくは警戒水位を越えるとき、又は洪水若しくは高潮による災害の発生が予想される場合において、水防を必要とする旨の警告を発するもの。

(3) 火災気象通報

火災気象通報の実施官署、担当区域、通報先及び通報手段は、次のとおりとする。

実施官署	担当区域	通報先	通報手段
名古屋地方気象台	愛知県	愛知県防災安全局消防保安課	専用 F A X

(4) 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市が防災活動や住民への避難情報の災害応急対策を適時適切に行えるよう、県と名古屋地方気象台が共同して発表する。

ア 情報の収集・伝達

- (ア) 豪雨時に、雨量情報、土砂災害警戒情報、避難所開設状況等を住民に提供する。
- (イ) 平常時より、土砂災害危険箇所等をハザードマップで住民に提供する。
- (ウ) 防災行政無線の整備に加え、衛星携帯電話、携帯電話による配信等により伝達手段を多重化する。
- (エ) 避難情報の判断のため、住民から前兆現象や近隣の災害発生情報等を収集する。

イ 避難、救助等の警戒避難体制

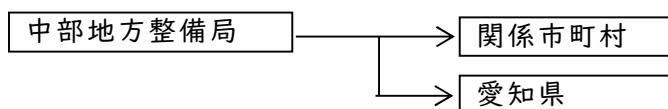
(ア) 避難情報の発令

(イ) 避難行動要支援者への支援

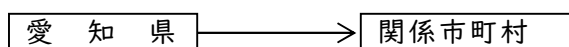
ウ 防災意識の向上

(5) 土砂災害緊急情報の伝達系統

ア 大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流、湛水など）



イ 大規模な土砂災害（地すべり）



（注）土砂災害緊急情報は、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水、地すべりなど）が急迫した場合に、国・県が実施する緊急調査の結果に基づき、市へ通知される情報で、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報

5 異常現象の通報

災害の発生が予想される異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

なお、警察官又は海上保安官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

また、異常現象を承知した市長は、直ちに名古屋地方気象台その他関係機関に通報するものとする。

第3章 災害情報の収集・伝達・広報

基本方針

- 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 災害応急対策責任者（災害対策基本法第51条）は、災害に関する情報の収集及び伝達が迅速かつ正確になされるよう活動体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。
- 市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 市、県及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。
- 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。
- 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 被害状況等の収集と調査	市	・被害状況の収集、被害状況の調査
第2節 被害状況の伝達	市	・県に被害状況を伝達
第3節 広報	市	・関係機関との連絡を密にした広報活動

第1節 被害状況の収集と調査

- (1) 県内全市町村には、愛知県震度情報ネットワークシステムの震度計が設置されており、これらによって、観測された震度情報は、気象庁及び名古屋地方気象台を通じて発表される。
市では、向畑公園内に震度計が設置されており、ここで観測された震度情報は、市役所危機管理課と情報処理室に設置された表示装置で確認できる。
- (2) 被害状況等の収集と調査は、関係機関及び自主防災会、諸団体、住民組織等の協力を求めて実施する。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。
- (3) 市は被害の状況、災害対策状況を県又は市へ報告する県の市町村支援チーム及び災害情報員を受け入れることができる。
- (4) 被害状況及び被害状況の調査については、警察の機関はじめ関係機関と十分な連絡をとる。
- (5) 被害状況（人的、住家等）の調査、収集等に係る人員については各班において計画しておくものとする。
- (6) 各班長は収集した状況及び情報（第7号様式から第11号様式）をまとめ所管部長に報告し、各部長は市民協働部長に報告する。市民協働部長は各部長から出た情報をまとめ本部長に報告する。

項 目	調査担当班	項 目	調査担当班
人 ・ 住 家	調 査 班	道 路 ・ 橋 梁	土 木 班
市 役 所 庁 舎	総 務 班	市 営 住 宅	//
福 祉 関 係 施 設	福 祉 班	土 地 区 画 整 理 区 域	//
保育所、児童センター	児 童 班	水 道 施 設	水 道 班
農 林 畜 産 業	農 政 班	下 水 道 施 設	治 水 班
農 業 土 木 施 設	//	河 川	
商 工 業	物資調達班	学 校 施 設	学校教育班
勤 労 文 化 会 館 ・ おおぶ文化交流の杜	情 報 班	社 会 教 育 施 設	情 報 班
体 育 施 設	施 設 班	消 防 施 設	第Ⅰ消防班

(7) 被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

第2節 被害状況の伝達

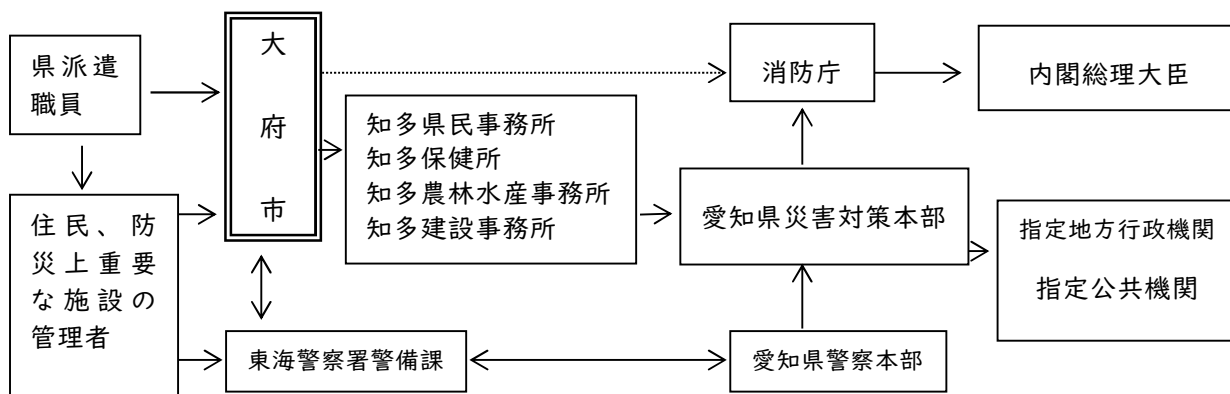
1 報告系統

市長は、災害が発生したとき、又は災害のおそれがあるときは、直ちに管内の被害状況、災害情報及び応急対策等の実施状況を逐次所定の様式（第1号様式から第3号様式）で県知多県民事務所に報告し、同時に知多保健所、知多農林水産事務所、知多建設事務所等に報告するものとする。また、市内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。さらに、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。

なお、市長は県の関係機関又は県災害対策本部に被害状況等を報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡がとれ次第県にも報告する。

また、災害発生に伴い、消防機関への119番通報が殺到した場合、即報要領様式に関わらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

被害状況等の報告系統は、おおむね次のとおりである。



2 異常現象発見時の通報

- (1) 災害の発生が予想される異常現象を発見した者は、市長又は警察に通報する。
- (2) 異常現象の通報を受けた警察官は直ちに市長に通報する。
- (3) 異常現象を承知した市長は、直ちに名古屋地方気象台その他関係機関に通報するものとする。
- (4) 市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、

洪水、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

また、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む。）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。報告にあたり市長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。

3 報告順位及び報告責任者

被害状況等の報告順位は、人的被害及び住家等の被害を最優先とする。この場合の報告責任者は危機管理課長とし、数的調整について注意して報告する。

4 報告の種類とその方法等

(1) 被害速報

無線又は有線電話で被害の発生及び経過に応じて速やかに行う。

(2) 確定報告

災害に対する応急措置が完了した後15日以内に、知多県民事務所へ「災害対策基本法第53条第1項」の規定による被害確定報告を行う。

5 被害報告の対象

伝達の対象となる被害		伝達内容
災害発生状況等	被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策状況（全般）	第1号様式～第3号様式
人・住家被害等	人的被害	第4号様式
	避難状況、救護所開設状況	第5号様式
公共施設被害等	河川・貯水池・ため池等、砂防被害・道路被害・水道施設被害	第6号様式 確定報告は被害箇所数、被害額、被害地域名等について報告する。

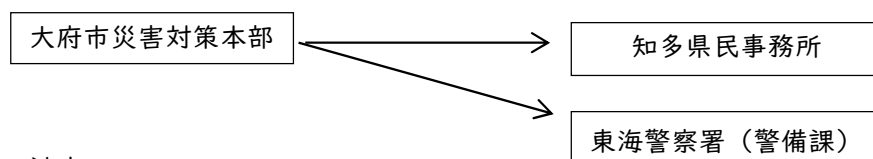
6 被害報告の基準

(1) 人、住家の被害

ア 報告の基準

- (ア) 愛知県災害対策本部が設置されたとき。
- (イ) 大府市災害対策本部が設置されたとき。
- (ウ) 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- (エ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるとき。

イ 報告系統



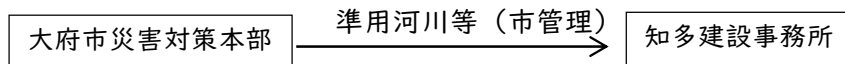
(2) 河川の被害

ア 報告の基準

- (ア) 愛知県災害対策本部が設置されたとき。

- (イ) 大府市災害対策本部が設置されたとき。
- (ウ) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生したとき。

イ 報告系統



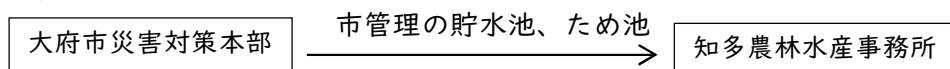
(3) 貯水池、ため池等の被害

ア 報告の基準

次の事項の一に該当し、重大な被害が発生したとき及び応急復旧したとき。

- (ア) 愛知県災害対策本部が設置されたとき。
- (イ) 大府市災害対策本部が設置されたとき。
- (ウ) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生したとき。

イ 報告系統



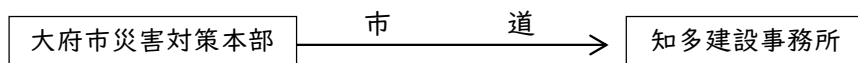
(4) 道路施設の被害

ア 報告の基準

次の事項に一に該当し、重大な被害が発生したとき及び応急復旧したとき。

- (ア) 愛知県災害対策本部が設置されたとき。
- (イ) 大府市災害対策本部が設置されたとき。
- (ウ) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生したとき。

イ 報告系統

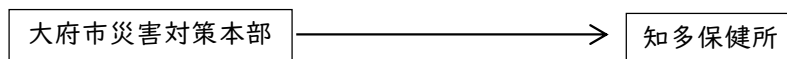


(5) 水道施設被害

ア 報告の基準

愛知県災害対策本部が設置されたとき。

イ 報告系統



(6) 砂防被害

ア 報告の基準

- (ア) 愛知県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（えん堤本体が決壊し家屋に被害を与えたとき、流路上が決壊し家屋に浸水したとき、又は地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が倒壊し家屋に被害を与えたとき）が発生したとき及び応急復旧したとき。
- (イ) 急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）、地すべり及び土石流等による災害で、人命、人家、公共的建物に被害があったとき。

イ 報告系統



7 重要な災害情報の収集伝達

被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による

被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

被害認定基準

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの又は遺体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷) 1カ月以上の治療を要する見込みの者。 (軽傷) 1カ月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	(住家)	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうか問わない。
	(棟)	一つの建築物をいう。主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、2つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
	(世帯)	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 同一家屋内の親子、夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取り扱う。
	全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のため基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体で占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

非 住 家 の 被 害	(非住家)	住家以外の建物で、他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、この被害は全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	公 共 建 物	市役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供している建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
そ の 他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水がつかったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準ずる。
	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	損 壊	道路の全部又は一部が損壊又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急修理が必要なものとする。
	冠 水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
	通行不能	道路の損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋 梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。
	河 川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	破 堤	堤防等の決壊により水が堤内にあふれ出たものとする。
	越 水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内に流れ込む状態のものとする。
	そ の 他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	崖 ぐ ず れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖ぐずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。

	地 す べ り	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	土 石 流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	列車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	水 道	上水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
火 災 発 生	（ 火 災 ）	地震又は火山噴火の場合のみとする。
	建 物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危 険 物	消防法（昭和23年法律第186号）第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等。
	そ の 他	建物及び危険物以外のもの。
り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。	
り 災 者	り災世帯の構成員とする。	
公 共 文 教 施 設	公立の文教施設をいう。	
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。	
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路とする。	

その他の公共施設		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童センター、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設、その他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

(注)

(1) 住家

は「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物、又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

(2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じる事により補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

(3) 主要な構成要素とは、住家構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

被害の程度及び応急対策状況（経過）要請事項欄の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

ア 人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況

イ 避難の状況

ウ 主要河川、ため池、砂防設備等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込

エ 主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込

オ 学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況

カ 電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込

キ 農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込

ク 応援要請又は職員派遣の状況

第3節 広報

市は、次に掲げる手段を有効に組み合わせ、広報すべき事項について市民への災害広報を実施する。

1 広報の手段

(1) 報道機関（テレビ、ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供

(2) 同報無線による情報伝達

(3) ケーブルテレビの放送

(4) Webサイト掲載及びソーシャルメディアによる情報提供

- (5) 携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)による情報提供
- (6) 広報誌などの配布
- (7) 広報車の巡回
- (8) 掲示板への貼紙
- (9) その他広報手段

2 広報すべき内容

- (1) 事前情報の広報
 - ア 気象に関する情報
 - イ 河川の水位の情報
 - ウ 公共交通機関の情報
 - エ その他の情報
- (2) 災害発生直後の広報
 - ア 災害の発生状況
 - イ 地域住民のとりべき措置
 - ウ 避難に関する情報(避難場所、避難指示等)
 - エ 救護所の開設状況
 - オ 道路情報
 - カ その他必要事項
- (3) 応急復旧時の広報
 - ア 公共交通機関の状況
 - イ ライフライン施設の状況
 - ウ 食糧、水、その他生活必需品等の供給状況
 - エ 公共土木施設等の状況
 - オ ボランティアに関する状況
 - カ 義援金、救援物資の受入れに関する情報
 - キ 被災者相談窓口の開設状況
 - ク その他必要事項

3 広報活動の実施方法

- (1) 報道機関への発表
 - ア 各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。特に避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。
 - イ 外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も合わせて行う。
- (2) 広報車、航空機等
各防災関係機関は、他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。
- (3) 多様な情報手段の活用
各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、Webサイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。
- (4) 災害報道
報道機関は、次の有効適切な災害関係記事又は番組を編成して報道する。
 - ア 災害関係記事又は番組
 - イ 災害関係の情報
 - ウ 災害対策のための解説、キャンペーン、記事又は番組
 - エ 関係機関の告知事項

第4章 応援協力・派遣要請

基本方針

- 各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。
- 陸上自衛隊第10師団は、知事等の要請を受け、まず東海地方所在部隊をもって人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続きその他の部隊を集中し、組織的救援活動を行う。状況により、中部方面隊区域内諸隊の増援を受ける。航空自衛隊及び海上自衛隊もこれに準じた処置を講ずる。
- 市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 応援協力	市	・ 知事に対する応援要求等 ・ 協定締結市に対する応援要求 ・ 被災市町村広域応援の実施に関する協定に基づく応援
第2節 応援部隊等による 広域応援等	市	・ 緊急消防援助隊等の応援要請
第3節 自衛隊の災害派遣	市	・ 自衛隊への災害派遣要請依頼
第4節 ボランティアの 受入	市	・ 災害ボランティアセンターの設置
	市、県	・ ボランティアの受入、ボランティア関係団体等との連携
第5節 防災活動拠点の 確保	市、県	・ 防災活動拠点の確保等
第6節 南海トラフ地震の 発生時における 広域受援	市、県、防災関係 機関	・ 緊急輸送ルートの確保 ・ 救助・救急、消火活動 ・ 災害医療活動 ・ 物資調達 ・ 燃料供給

第1節 応援協力

1 市における措置

(1) 知事に対する応援要請等

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(2) 他の市町村長に対する応援要請

市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、地域に係る災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、その協定に基づき応援を要請する。なお協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して

応援を要請する。この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

(3) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

2 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市が関係地域の全部又は一部となった場合、県をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

3 経費の負担

国、他県、他市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)

第2節 応援部隊等による広域応援等

1 市における措置

(1) 緊急消防援助隊等の応援要請

ア 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。

イ 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。

ウ 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

2 応援要員の受入体制

(1) 活動支援措置

ア 広域応援の受入れにあたっては、直ちに活動拠点到災害対策本部から準備のための要員を派遣し、次のような活動支援を講ずる。

(ア) 被害状況、対策活動状況等の情報提供

(イ) 対策活動方針、業務内容、実施手順、指揮命令系統等の活動体制の周知

(ウ) 必要な活動拠点(執務場所や待機場所)、設備、装備、機材、燃料等の提供

(エ) 現地案内及び現地指揮(原則として広域応援の場合には、災害対策本部が指揮権を有する。)

(オ) 応援要員に対する生活支援(食糧、飲料水その他生活物資の確保、宿泊施設の提供、相談窓口の設置等)

(カ) その他連絡調整

イ 広域応援体制が十分整った段階では、災害対策本部は、広域応援活動に支障をきたすことのないよう、後方支援活動に徹する。

(2) 宿泊施設の確保

広域応援の宿泊施設としては、市内の民間施設等を利用する。なお、必要に応じて、市内の企業やその他公共公益施設の所有者又は管理者の協力を求め、施設の確保に努める。

第3節 自衛隊の災害派遣

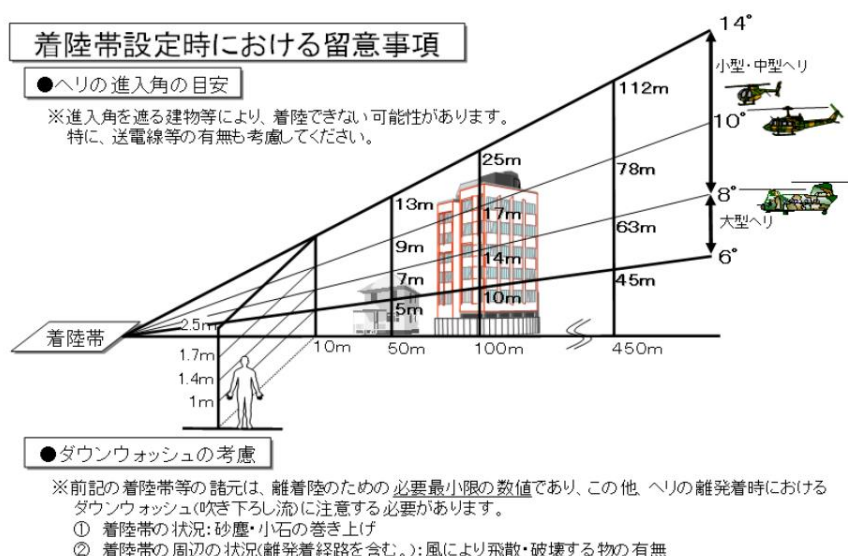
1 市における措置

(1) 自衛隊の派遣要請をする基準は、災害が発生し、若しくは発生しようとしているときで、市民の生命、身体及び財産を保護するため、必要な応急対策の実施が市において不可能又は困難であり、自衛隊による活動が必要であると認め

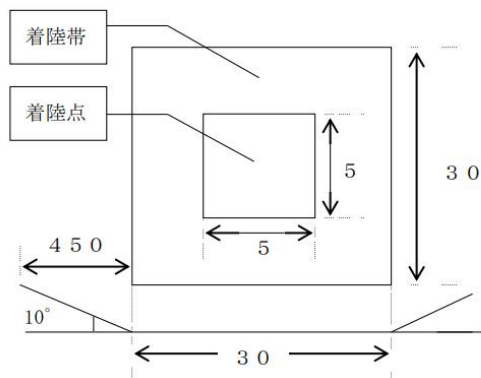
- られる時とする。この場合において、市長は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を陸上自衛隊（守山駐屯地）に対して必要に応じ通知する。
- (2) 市長は、自衛隊の災害派遣を依頼する場合には、災害派遣要請依頼書により、知多県民事務所長を通じ、知事に対してその旨を申し出る。
- (3) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- (4) 市長は、災対法第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等を直接陸上自衛隊（守山駐屯地）に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。
- (5) 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに災害派遣要請者に対して撤収要請を依頼する。

2 自衛隊の受入

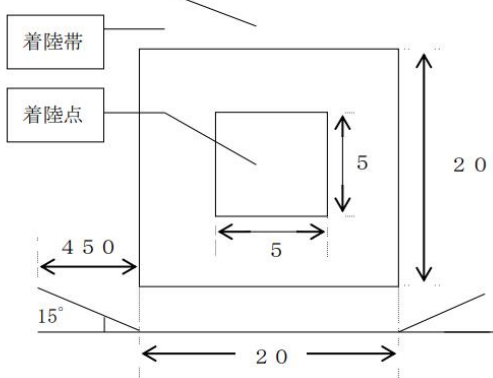
- (1) 市長は、自衛隊の災害派遣が決定（自衛隊の自主派遣も含む。）したときは、受入態勢を整備する。
- (2) 市長は次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努めなければならない。
- ア 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。
- イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- エ 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。
- オ ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、次の事項を準備する。
- (ア) 事前の準備
- ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施する。
 - ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
 - 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
 - 自衛隊があらかじめ行う、各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。



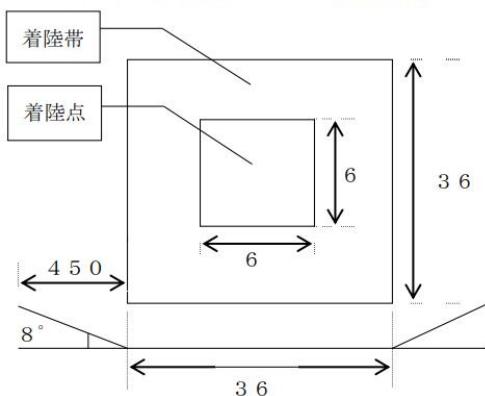
(a)-1 小型機(OH-6)の場合《標準》



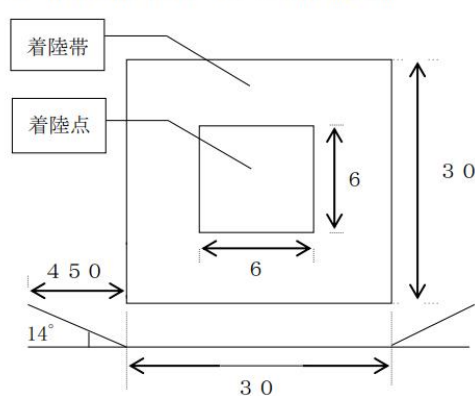
(a)-2 小型機(OH-6)の場合《応急》



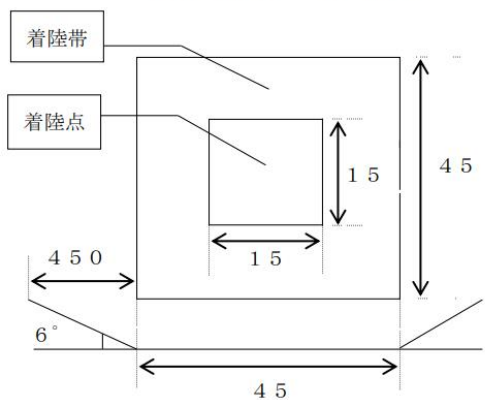
(b)-1 中小型機(UH-1)の場合《標準》



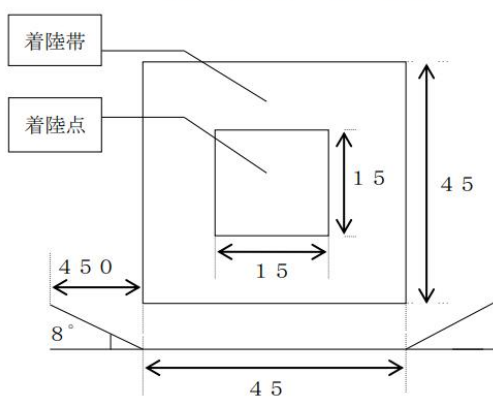
(b)-2 中小型機(UH-1)の場合《応急》



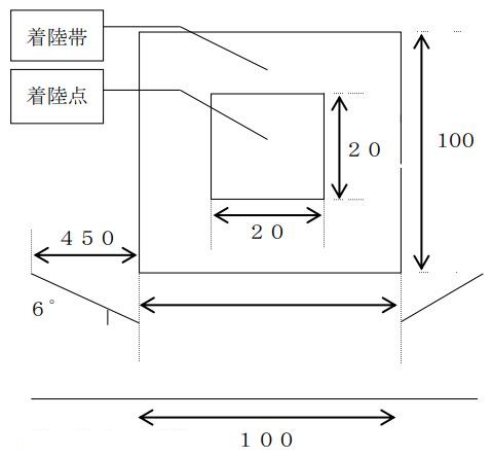
(c)-1 大型機(V-107及び
UH-60J)の場合《標準》



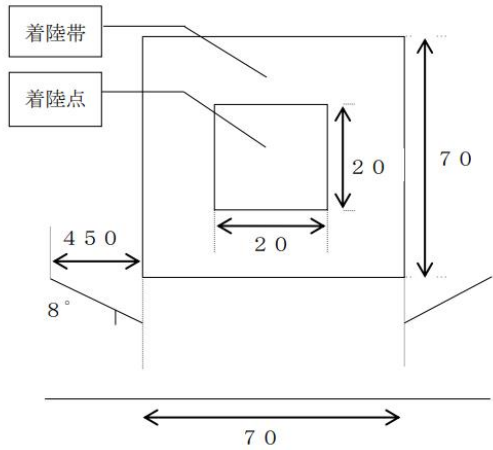
(c)-2 大型機(V-107及び
UH-60J)の場合《応急》



(d)-1 大型機(CH-47)の場合《標準》

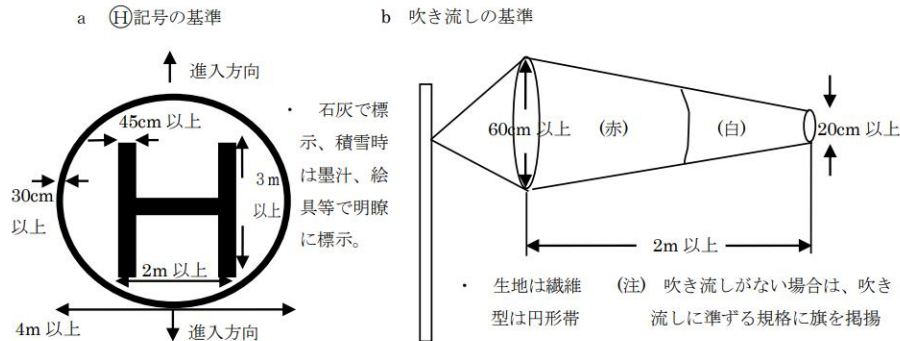


(d)-2 大型機(CH-47)の場合《応急》



(イ) 受入時の準備

- a 着陸地点には、下記基準の㊦記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。



- b ヘリポート内の風圧に巻きあげられるものは、あらかじめ撤去する。
- c 砂塵の舞い上る時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- d ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- e 物資を塔載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- f 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

3 派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとする。
- ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費含む。）及び入浴料
- ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資材、機材等の調達及び借上げ並びに、その運搬及び修理費
- エ 県、市、町、村が管理する有料道路の通行料
- (2) 負担区分について、疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

第4節 ボランティアの受入

市における措置

(1) 災害ボランティアセンターの開設

- ア 災害対策本部内に災害ボランティアセンターを設置する。
- イ 災害ボランティアセンターに配置された行政職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。

(2) ボランティアの受入

- ア 災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握を行う。
- イ コーディネーターは、行政機関、協力団体、ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活

動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。

(3) NPO・ボランティア関係団体等との連携

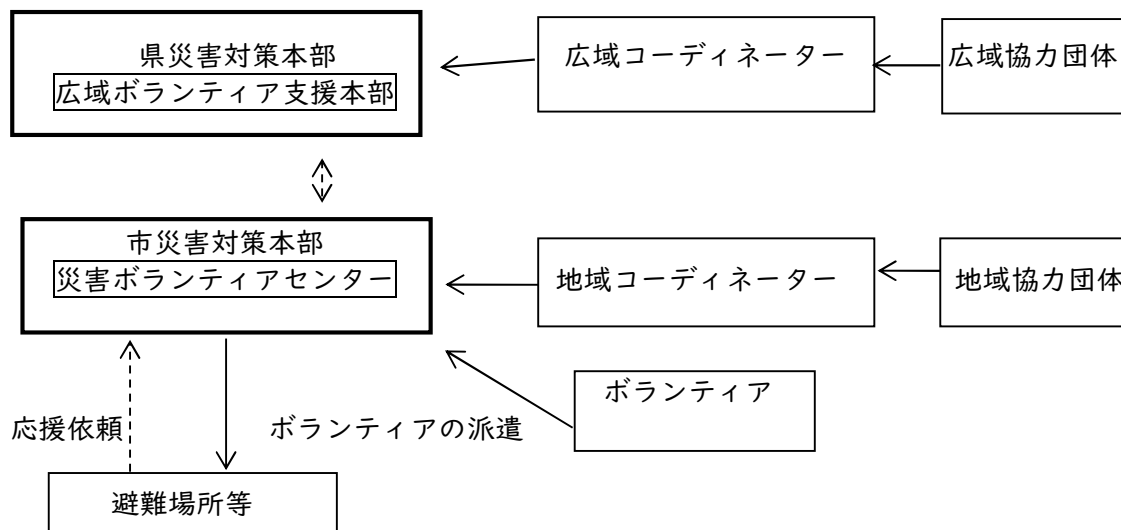
市及び県は、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

(4) 協力が予想されるボランティア団体等

ボランティア団体等はおおむね次の団体等が予想される。

- | | |
|----------|-------------------|
| ア 日本赤十字社 | イ 婦人会 |
| ウ その他の団体 | エ 愛知県防災ボランティアグループ |

(5) ボランティアの受入れの流れ



第5節 防災活動拠点の確保

- (1) 市は、大規模な災害が発生し市内外から広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点について、関係機関と調整の上、確保を図るものとする。また、当該拠点は、市が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。
- (2) 市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点の確保を図るものとする。
- (3) 物資の輸送拠点について、県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援

市、県、防災関係機関における措置

南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応

援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。

市、県、防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。

(1) 緊急輸送ルートの確保

被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動

(2) 救助・救急、消火活動

あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動

(3) 災害医療活動

全国から派遣されたDMAT等による被災地内における医療機関への支援・調整を行う活動

(4) 物資調達

国が被災県からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動

(5) 燃料・電気・ガスの供給

災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・電気・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動

第5章 救出・救助対策

基本方針

- 市長は、県警察との緊密な連携のもとに救出活動を行い、負傷者については医療機関（救護所を含む。）に搬送する。
- 救出にあたっては、要配慮者を優先する。
- 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災ヘリコプターを活用する。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 救出・救助活動	市	・救出救助活動 ・他市町村又は県への応援要求 ・消防相互応援 ・派遣された緊急消防援助隊の指揮
	消防団、自主防災組織等	・救出救助活動
第2節 航空機の活用	市	・防災ヘリコプターの応援要請

第1節 救出・救助活動

1 市における措置

- (1) 県警察と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。
- (2) 自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
- (3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。
- (4) 市長（委任を受けた消防長）は、派遣された緊急消防援助隊を指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

2 倒壊家屋からの救助活動

倒壊家屋の下敷となったりして自力では避難することができない状態にある負傷者は火災の発生も予想されるので緊急に救助しなければならない。

(1) 自主防災会、市民等による救助活動

被災地の広域性及び人員の不足等により自主的救助活動の実施が必要となるため、これらを促進する。

ア 広報、放送機関等を利用して、隣保共同の精神に基づく救出救助の積極的な協力を呼びかける。

イ 自主防災会、日本赤十字社大府市地区等に対し協力を求める。

ウ 原則として自主防災会及び市民による自主的協力を期待するが、緊急の場合市長、消防職員、消防団員、警察官は地区内又は現場付近の市民に救出救助活動の従事協力を求める。

(2) 消防職員及び消防団員による救出救助活動

市長、消防長又は消防団長は、緊急に救出救助を要する市民があることを察知したときは、火災の発生状況等を勘案して救助隊を適切に運用し、救出救助活動を実施する。

(3) 市職員による救出救助活動

市長は、市民の救出救助活動を実施する必要があると認めたときは、災害対策業務に支障のない限りにおいて職員による救出救助隊を編成し、被災地に派遣する。

(4) 建設業者への応援要請

市長は、市内建設業者に対し、倒壊家屋等からの人命救助活動を行うために必要と判断した場合は、応急復旧よりも優先して、救助活動のために要員を派遣し、機材等を運用するよう応援を求めるものとする。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の災害救助は、県が実施機関となるが、当該事務は市長へ委任されることが想定されているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 航空機の活用

市における措置

(1) 次のいずれかに該当する場合には、知事に防災ヘリコプターの出動を要請する。

ア 災害が隣接する市町等に拡大し、又はそのおそれがある場合

イ 市の消防力によっては、防御が著しく困難な場合

ウ その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 要請方法

防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ県（防災安全局消防保安課防災航空グループ）に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を知事に提出する。

ア 災害の種別

イ 災害の発生場所

ウ 災害発生現場の気象状況

エ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

オ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段

カ 応援に要する資機材の品目及び数

キ その他必要な事項

第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策

基本方針

- 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。
- 保健医療調整本部及び保健医療調整会議において、医療救護及び保健衛生活動等を全体としてマネジメントする総合調整を行うものとする。
- 災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 医療救護	県	・医療及び公衆衛生活動に関する調整 ・DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣等 ・救護班の派遣要請等 ・DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣等 ・JDAT（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請等 ・SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）の設置
	市	・救護所の設置、地域の医療体制確保 ・管内の医療ニーズや医療救護活動の報告 ・医療チーム等の派遣や医薬品供給等の支援要請 ・市医療救護班の編成 ・地域医療搬送実施のためのSCUの設置の協力 ・救急搬送の実施
第2節 防疫・保健衛生	県、市	・防疫・保健衛生活動の実施

第1節 医療救護

1 市における措置

- (1) 市は、救護所を設置し、必要に応じて地区医師会、郡市区歯科医師会、地区薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。
- (2) 市は、保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。
- (3) 災害により医療、助産機構が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、医療救護班を編成し応急的に医療、助産に関する処置をする。
- (4) 市は、地域医療搬送の実施のため、空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）の設置に協力をする。
- (5) 自宅療養者等の避難確保
 - ア 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、県の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。
 - イ 県の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的

な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

2 医療救護班の編成・派遣等

- (1) 被災地の状況に応じ、救護所を設置し、医療救護班を派遣し、患者のトリアージ、応急処置を行う。
- (2) 避難が長期化する場合は、医療救護班による巡回診療を実施し、避難者及び周辺住民の医療の確保を図る。
- (3) 市独自で十分な医療救護活動が実施できない場合には、県等へ医療救護班の派遣、被災地からの搬送患者の受入れを要請する。

3 救急搬送の実施

- (1) 患者の搬送は、原則として市及び応援消防機関の救急車両により行う。ただし、消防の救急車両が手配できない場合は、市、県、災害拠点病院及び医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。
- (2) 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地へ重症患者を搬送する場合には、ドクターヘリを活用する。
- (3) 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及びS C Uへ搬送する場合については、必要に応じ県、県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部等にヘリコプター等による空輸を要請する。

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 防疫・保健衛生

災害時においては、環境衛生条件が悪化し感染症の発生が予想されるので、これらを防ぐため防疫活動は、本部情報部衛生班及び健康部救護班により防疫班を編成して行う。災害時における防疫活動は、本部情報部衛生班及び健康部救護班により防疫班を編成して行う。

市及び県における措置

(1) 防疫活動

- ア 市は、県の指示及び指導に基づき感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。
- イ 感染症法による生活の用に供される水の供給を実施する。
- ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める

(2) 臨時予防接種の実施

市は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適確に実施する。

(3) 栄養指導等

- ア 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- イ 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

(4) 健康管理

ア 市及び県は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談を行う。

イ 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

(5) 健康支援と心のケア

ア 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

(ア) 市は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。

(イ) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してDPATの派遣要請を行う。

(ウ) 県は、保健活動に必要な災害情報を収集し、市に情報提供と支援を行う。

イ 長期避難者等への健康支援

(ア) 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

(イ) ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

(6) 子供たちへの健康支援活動

ア 学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

イ 児童相談センターでも相談窓口を設置する。

(7) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

(8) 避難所の生活衛生管理

市及び県は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

(9) 動物の保護

獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

(10) 応援協力関係

ア 市は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

イ 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。

ウ 市は、保健師等の派遣について、必要に応じて県に対して応援を要請する。

エ 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してDPATの派遣要請を行う。

第7章 交通の確保・緊急輸送対策

基本方針

- 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。
- 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道、港湾、空港等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。
- 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。
- 市、県及び関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 道路交通規制等	県警察	・緊急交通路の確保 ・緊急交通路の通行を認める車両の分類 ・交通規制の実施 ・強制排除措置 ・緊急通行車両の確認等 ・大震災発生時の交通規制計画 ・エリア交通規制 ・交通情報の収集及び提供
	自衛官、消防吏員	・警察官がその場にいない場合の措置
第2節 道路施設対策	市	・道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ・道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 ・情報の提供
第3節 緊急輸送手段の確保	市	・人員、物資等の輸送手段の確保 ・他市町村、県への調達あっせん要請

第1節 道路交通規制等

1 県警察における措置

県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

(1) 緊急交通路の確保

ア 人命救助、災害の拡大防止、国・県・市町村・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	・緊急自動車 ・緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	・災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの ・上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両

(3) 交通規制の実施

分類	態様				
初動対応	<table border="1"> <tr> <td>交通情報の収集</td><td> ・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。 </td></tr> <tr> <td>緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整</td><td> ・災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 </td></tr> </table>	交通情報の収集	・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	・災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。
交通情報の収集	・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。				
緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	・災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。				
第一局面（災害発生直後）	・緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。 ・交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。 なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。				
第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）	第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。				

(4) 強制排除措置

- ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
- イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協

定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。

エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することができる。

(5) 緊急通行車両の確認等

ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条第1項の規定により緊急通行車両の確認を行う。

イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。

ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申出者に交付する。

エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

(6) 大震災発生時の交通規制計画

大規模な地震が発生した際には、高速道路等に交通規制を実施し緊急交通路として災害応急対策車両等の通行を確保する。

(7) エリア交通規制

被害状況等により県内を名古屋・尾張エリア及び三河エリアに二分し、被害が集中したエリアに対してその境界及び県境において交通の状況に応じた交通の抑制、広報活動等を行う。

(8) 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

2 自衛官及び消防吏員における措置

災害派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

3 自動車運転者の措置

(1) 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。

ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。

イ 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

エ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

オ 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。

ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。

- (3) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。
 - ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。
 - (ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、当該道路の区間以外の場所
 - (イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所
 - イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - ウ 警察官又は道路管理者の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

4 相互協力

- (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。
- (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

第2節 道路施設対策

市における措置

- (1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有
 - ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。
 - イ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。
- (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保
 - ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
 - イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。
 - ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
 - エ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要請する。
 - オ 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。
- (3) 情報の提供
 - 緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

第3節 緊急輸送手段の確保

1 市における措置

- (1) 市は、人員、物資等の輸送手段を確保する。
- (2) 市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達あっせんを要請する。
 - ア 輸送区間及び借上げ期間
 - イ 輸送人員又は輸送量
 - ウ 車両等の種類及び台数
 - エ 集結場所及び日時
 - オ その他必要事項

2 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

- (1) 応急（復旧）対策作業に従事する者

- (2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- (3) 食糧、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急（復旧）対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員及び物資、機材
- (7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

3 緊急通行車両の確認

- (1) 緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急通行車両の確認申出を行うこととする。
- (2) 災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、第1節1(5)「緊急通行車両の確認等」に定めるところによる。

第8章 水害防除対策

基本方針

- 洪水又は高潮による風水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒・防御し、及びこれによる被害を軽減するよう、水防活動を実施する。
- 災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため農地、農業用施設、農作物、家畜、林産物に対する措置を実施する。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 水防	水防管理者、ため池・水門等の管理者、河川管理者	・水防計画の改正 ・水防活動
	市	・たん水防除の実施
第2節 防災営農	市、県、独立行政法人水資源機構中部支社、土地改良区	・ポンプ排水による農地のたん水排除 ・土俵積等による排水機の浸水防止 ・ため池の堤防決壊防止 ・用排水路の決壊防止
	市、県、農業協同組合、畜産関係団体	・災害対策技術の指導 ・種子粃の確保 ・病虫害の防除 ・凍霜害防除 ・家畜の管理指導 ・家畜の防疫 ・飼料の確保
第3節 浸水・津波対策	市、県	・河川の点検及び応急復旧 ・浸水対策資機材の確保 ・可搬式ポンプによる応急排水 ・情報の伝達等

第1節 水防

1 水防管理者、ため池・水門等の管理者、河川管理者における水防活動の措置

(1) 水防計画

水防管理団体が行う水防が円滑に実施されるための水防に関する計画は、愛知県水防計画を基礎として、各水防管理団体の地域特性に応じて適宜修正した上、必要事項を網羅して定める。

(2) 水防活動

ア 水防団等の出動

水防管理者（市長）は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態に至ったとき、県及びそれぞれの水防管理団体の水防計画に定める基準により水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

イ 監視及び警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として、堤防を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、ため池等の管理者及び県に連絡する。河川管理者（知事）、及びため池管理者（市長、所有者等）においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、水防管理者に連絡する。

ウ ため池・水門等の操作

ため池・水門等の管理者は、気象等の状況の通知を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作の万全を期する。

エ 水防作業

河川、ため池等が漏水、崩れ、越水等の状態にあり、放置しておくと危険となった場合、水防管理者は、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、主として、積み土のう工、月の輪工、釜段工、折り返し工、シート張り工、木流し工、杭打積土のう工、五徳縫い工の水防工法を実施する。

オ 水防情報

適切な水防活動を行い、避難体制を講じるにあたって重要となるのが河川の情報であることから、水防管理団体、河川管理者及び関係機関はそれぞれ情報入手に努めるとともに、相互に情報提供を行い、状況把握に万全を期するものとする。

カ 決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。また決壊か所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

キ 緊急通行

水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

ク 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使できる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償するものとする。

2 市におけるたん水排除の措置

市は、河川の決壊等によりたん水した場合は、第2節「防災営農」の1（1）によるたん水排除を実施するほか、排水ポンプにより排水作業を実施し、下水道施設が損壊した場合は直ちにこれに応急措置を施す。

3 応援協力関係

（1）水防活動

ア 水防管理者は、水防作業の実施が困難な場合、他の水防管理者又は市町村へ水防作業の実施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要求する。

なお、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、相互応援を行う。

イ 県は、水防管理者からの応援要求事項の実施が困難な場合、その他必要があることを認めた場合、自衛隊へ応援を要請する。

ウ 水防管理者は、水防のための必要があると認めたとき、県警察に対して出動を要請する。

エ 応援要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

（2）たん水排除

第2節4（1）「農業用施設に対する応急措置」を参照のこと。

第2節 防災営農

（農地及び農業用施設に対する応急措置）

1 市、県、独立行政法人水資源機構中部支社及び土地改良区における措置

（1）ポンプ排水による農地のたん水排除

市は、河川等の氾濫により農地にたん水した場合は、ポンプ排水によるたん水排除を行い、できる限り被害が拡大しないように努める。ポンプ排水を行うにあたっては、排水河川の状況を十分把握する。

また、県は、一方の実施するたん水排除作業が他方に影響を及ぼす場合は、両者間の調整を行う。

（2）土俵積等による排水機の浸水防止

市は、排水機場に浸水のおそれのあるときは、土俵積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）によりたん水の排除に努める。

（3）ため池の堤防決壊防止

市は、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水樋管を開放し、下流への影響を考慮の上、水位の低下に努める。

なお、堤防決壊防止のための応急工事の実施にあたっては、水防管理団体と相互に連絡を密に行う。

（4）用排水路の決壊防止

市及び土地改良区は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努める。

なお、愛知用水の幹線水路については、独立行政法人水資源機構中部支社が水位の調節及び応急工事を行う。

（農作物に対する応急措置）

2 市、県及び農業協同組合における措置

（1）災害対策技術の指導

市、県、農業協同組合等農業団体は、被害の実態に即し必要な対策を講じて技術指導を行う。

（2）病虫害の防除

防除指導等

市、県、農業協同組合等農業団体は、病虫害の異常発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、対策を検討して、具体的な防除の実施を指示指導する。

（3）凍霜害防除

市及び農業協同組合は、農家に霜に関する注意喚起をして、事前に対策を講ずるよう措置する。

なお、注意喚起期間は原則として毎年3月10日から5月31日までとする。

（家畜に対する応急措置）

3 市、県及び畜産関係団体における措置

（1）家畜の管理指導

市、県、畜産関係団体は、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。

（2）家畜の防疫

市及び家畜防疫員は、県が実施する、畜舎等の消毒、緊急予防注射、また家畜伝染病が発生した場合の家畜等の移動制限措置に協力する。

（3）飼料の確保

市は、農業協同組合等において飼料の供給が困難である場合、県を通じて、愛知県飼料工業会等に依頼し、飼料を確保する。

4 応援協力関係

農業用施設に対する応急措置

- ア 市は、たん水排除の実施にあたり、必要に応じて、県へ可搬式排水ポンプの貸与を依頼し、県は依頼状況を広域的に勘案の上、貸付を行う。
- イ 市及び土地改良区は、ため池、用排水路について応急工事の実施が困難な場合、他市町村、土地改良区へ応急工事实施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要求する。

第3節 浸水・津波対策

市、県市及び関係機関における措置

(1) 点検及び漏水止水防止応急復旧

ア 地震、津波が発生した場合は、あらかじめ定めた基準により河川の点検を行い、被災後の降雨による二次災害の可能性が認められる箇所においては、速やかに応急復旧を行うものとする。

イ 排水機場、水門等については、沈下・変形等により運転や開閉操作等が円滑に行われない場合が想定されることから、特に重要な施設について専門業者への緊急連絡体制を整え、速やかに応急復旧できる体制をあらかじめ構築する。

(2) 浸水対策資機材

市は、その所管区域における浸水対策を十分果たせるよう水防倉庫等の資機材を整備すると共に、資機材の緊急調達の方法について、あらかじめ定めておくものとする。

(3) 情報の伝達等

市は、防災行政無線(同報系無線)、サイレン、半鐘等様々な手段を活用して、直ちに住民等への津波災害に備えた情報伝達・広報を行う。

第9章 避難行動

基本方針

- 被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。
- 災害応急対策責任者（災害対策基本法第51条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。
- 高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。
- 市長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 避難情報	市	・ 避難情報の発令 ・ 知事等への助言の要求 ・ 報告 ・ 他市町村又は県に対する応援要求
	水防管理者 （市長）	・ 立退きの指示 ・ 通知
	関係機関 （県、県警察、名古屋地方気象台、中部地方整備局、自衛隊）	・ 市長の事務の代行（立退き等の指示） ・ 市長への助言、ホットラインによる情報提供・共有 ・ 他市町村に対する応援指示 ・ 災害対策基本法第61条による指示 ・ 警察官職務執行法第4条による措置 ・ 市長への助言 ・ 警察官職務執行法第4条による避難等の措置
第2節 住民等の避難誘導等	市、防災関係機関	・ 住民等の避難誘導 ・ 避難行動要支援者の避難支援 ・ 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 ・ 福祉避難所の設置等 ・ 福祉サービスの継続支援 ・ 県に対する広域的な応援要請 ・ 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握
第3節 広域避難	市	・ 他市町村への避難の協議
	県	・ 避難に関する協議と助言

第1節 避難情報

Ⅰ 市における措置

（Ⅰ）避難情報

速やかに立ち退き避難を促す情報は、〔警戒レベル４〕避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令するものとする。洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。

また、既に災害が発生又は切迫している状況〔警戒レベル５〕において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

ア 〔警戒レベル５〕緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

イ 〔警戒レベル４〕避難指示

地震の発生、気象警報や土砂災害警戒情報等の発表、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な〔警戒レベル４〕避難指示を発令するものとする。

その他、地震等に伴うものや、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

また、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。

ウ 〔警戒レベル３〕高齢者等避難

避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。

また、必要に応じ、〔警戒レベル３〕高齢者等避難の発令等とあわせて避難場所を開設する。

なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において〔警戒レベル３〕高齢者等避難を発令する。

エ 対象地域の設定

避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

オ 避難情報

避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて５段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

カ 事前の情報提供

避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯による大雨発生などが事前に予測可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

(2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台（気象防災アドバイザー等）又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

(3) 報告（災害対策基本法第60条第4項）

市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示したときは、速やかに知事に報告する。

市 ―――▶ 方面本部（知多県民事務所） ―――▶ 知事

(4) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

2 水防管理者（市長）における措置

(1) 立退きの指示

洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

(2) 通知（水防法第29条）

水防管理者が立退きの指示をする場合は、当該区域を管轄する警察署長に通知をする。

水防管理者（市長） ―――▶ 警察署長

3 関係機関における措置

(1) 県

知事は災害の発生により、市が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市長に代わって知事が立ち退きの指示を行う。

（災害対策基本法第60条6項）

ア 市長への助言、ホットラインによる情報提供・共有

市長への助言

知事は、市長から避難情報の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

ホットラインによる情報提供・共有

「洪水時等危険情報伝達ホットライン」により水位情報等を河川管理者（建設事務所長）から市長へ直接電話連絡を行い、避難情報に資する情報提供を行う。

イ 他市町村に対する応援指示

県は、市の実施する避難の誘導及び移送につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(2) 県警察

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で特にその必要があると認められる事態において、市長が立ち退き若しくは「緊急安全確保」の措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があつ

たときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「緊急安全確保」の措置を指示する。この場合は直ちに市長に連絡する。（災害対策基本法第61条）

イ 災害で危険な事態が生じ、その場の危険を避けることが急を要する場合避難させる等必要な措置をする。（警察官職務執行法第4条）

(3) 名古屋地方気象台及び中部地方整備局

市長から避難指示の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

(4) 自衛隊

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、(2) イ（警察官職務執行法第4条）による措置で避難等の措置をとる。

4 避難指示の内容

市長等の避難指示を発令する者は、次の内容を明示して実施するものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示の理由
- (5) その他の必要な事項

5 避難の措置と周知

避難の指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。

(1) 住民への周知徹底

ア 避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。

イ 伝達手段は、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織等を通じた電話連絡や戸別伝達による。

このほか、災害情報共有システム（Ｌアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

ウ 避難の指示等は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。

(2) 関係機関の相互連絡

市、県、県警察、自衛隊は、避難の措置を行ったときは、その内容につき相互に通報連絡するものとする。

第2節 住民等の避難誘導等

Ⅰ 住民等の避難誘導等

(1) 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。

(2) 誘導にあたっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う

(3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施に当たっては、社会福祉施設を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携して行うものとする。

(4) 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

2 避難行動要支援者の支援

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難のための情報伝達

避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあってはその障がい区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、名簿情報を提供し避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報を有効に活用する。

エ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

(3) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。

(4) 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

(5) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

(6) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。

(7) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

ア 市国際交流協会や各種ボランティア団体との連携

イ 県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用

ウ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用

エ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣（ボランティアセンターを通じて依頼）

第3節 広域避難

広域避難に係る協議

(1) 市における措置

市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を市内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

(2) 県における措置

県は、県域を越える避難について、市から要求があった場合は、避難先都道府県と協議を行う。県は、市から求められたときは、広域避難に関する事項について助言を行う。

第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

基本方針

- 市は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。
- 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 避難所（建物） の開設及び運営	市	・ 避難所（建物）の開設 ・ 避難所の運営 ・ 広域一時滞在に係る協議等
	県	・ 広域一時滞在に係る協議等
第2節 要配慮者対策	市	・ 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 ・ 避難行動要支援者の避難支援
第3節 帰宅困難者対策	市、県	・ 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」 旨の広報及び一時滞在施設（滞場所）の 確保等 ・ 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの 情報提供 ・ その他帰宅困難者への広報 ・ 帰宅途中で救援が必要となった人等の対 策
	事業者、学校等	・ 安否確認や交通情報等の収集及び従業員、 学生、顧客等の一斉帰宅の抑制

第1節 避難所（建物）の開設及び運営

1 避難所（建物）の開設

市は、災害のため避難した居住者や滞在者等、被災した住民等を一時的に滞在させるための施設として、あらかじめ災害対策基本法施行令に基づいて避難所を指定している。風水害時は、災害対策支部が置かれる公民館及び石ヶ瀬会館を避難所として開設し、いち早く避難者を受け入れるものとする。

なお災害の規模に応じて避難者が多数であると想定されるときには各体育館を避難所として開設する。

避難所を開設したときは、速やかに住民に周知するとともに県（知多県民事務所）に報告する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の災害救助は、県が実施機関となるが、当該事務は市長へ委任されることが想定されているため、市が実施することとなる。なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

3 避難所の運営

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には職員等を配置するとともに、避難所の運営にあたっては、次の点に留意する。

(1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

「大府市避難所運営マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

(2) 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。また、車中・テント生活者や、在宅など避難所以外の場所に滞在する人員の把握にも努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

(3) 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

(4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。

(5) 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(6) 避難者への情報提供

常に災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者収容者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

(7) 要配慮者への支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。

(8) 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあっては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

(9) 在宅避難者等への対応

車中・テント生活などでの生活を余儀なくされる被災者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった在宅避難者等に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講ずること。

(10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOや、ボランティア等の

協力が得られるよう努めること。

(11) ペットの取扱い

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。

また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(12) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ、これらの業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

(13) 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

4 広域一時滞在に係る協議等

市は、災害が発生し、被災した住民の、市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

第2節 要配慮者支援対策

市における措置

(1) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難のための情報伝達

避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にとってはその障がい区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、災害発生時には名簿情報を提供し避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報を有効に活用する。

エ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

(2) 障がい者に対する情報提供

障がい者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

(3) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。

(4) 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

(5) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

(6) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。

(7) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

ア 市国際交流協会や各種ボランティア団体との連携

イ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用

ウ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

第3節 帰宅困難者対策

1 市及び県における措置

(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等

市及び県は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行う。

(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

市及び県は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

(3) その他帰宅困難者への広報

市及び県は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

2 事業者、学校等における措置

事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

第11章 水・食品・生活必需品等の供給

基本方針

- 被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品等を供給する。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。
- 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めることとする。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 給水	市	・飲料水・生活用水の供給
	県、近隣市	・相互応援給水に関する協定に基づく飲料水・生活用水の確保 ・飲料水・生活用水供給に要する要員、給水資機材についての支援
第2節 食品の供給	市	・炊出しその他による食品の供給 ・他市町村又は県への応援要求 ・米穀の原料調達
第3節 生活必需品の供給	市	・生活必需品の供給 ・県に対する応援要請
	県	・給与又は貸与

第1節 給水

1 飲料水・生活用水供給の方法

- (1) 給水は水道班により行う。
- (2) 供給する水は塩素系薬剤により消毒をし、末端給水までの適当な部所において塩素の残留効果を適時測定する。
- (3) 配水管が破損し送水できない場合は、共和配水場と長草配水場の配水池及び飲料水兼用耐震性貯水槽から飲料水を確保し、更に不足する場合は井戸水提供の家を活用し、十分な量の水の確保に努める。
なお、給水目標水量としては、おおむね下記のとおりとする。
ア 地震発生後から3日間 1人1日当たり3L
イ 4～10日 上水道主要管路が復旧するまでの間 1人1日当たり20L
ウ 応急復旧の完了まで 復旧状況に応じて順次日常生活に支障のない量
- (4) 災害時における飲料水・生活用水確保のため、愛知県、名古屋市、愛知中部水道企業団、刈谷市、東海市、東浦町と相互応援給水に関する協定を締結している。
- (5) 飲料水・生活用水の供給の実施が困難な場合は、県企業庁へ飲料水の供給に要する要員及び給水資機材につき応援を要請する。

2 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の対象者、給水量、期間、経費は災害救助法施行規則による。

第2節 食品の供給

1 炊き出し、その他による食品の供給

- (1) 市は、おおむね次のとおり食品を供給する。
ア 備蓄物資、自ら調達した食品、(3)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。

- イ 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。
- ・第１段階 乾パン、ビスケットなど
 - ・第２段階 パン、おにぎり、弁当など
- ウ 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。
- エ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、粉ミルク等の食品を供給する。また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。
- オ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。
- (2) 炊き出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。
- (3) 他市町村又は県へ応援要求
- 備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。
- なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

2 食糧の確保

(1) 米穀の確保

- ア 事前にあいち知多農業協同組合及び小売り販売業者団体等と米穀の供給の協議を行い、応急時には自ら米穀を確保できるよう努めるものとする。
- イ 市は自ら米穀を確保することが困難な場合、県（知事）に申請して売却決定通知をうけ、管内小売販売業者等から、これを調達する。また、米穀届出業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領（第４章Ⅰ第Ⅱの２に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。
- (2) 市は炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達に当たっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。
- (3) 市長は、緊急に米穀を必要とする場合には、電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後速やかに知事に報告するものとする。
- (4) 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。



3 応援協力関係

- (1) 市は自ら炊き出しその他による食品の供給の実施が困難な場合、他市町村又は県へ炊き出しその他による食品の供給の実施又はこれに要する要員及び食品につき応援を要求する。
- (2) 県は、自ら炊き出しその他による食品の供給の実施又は市からの応援要求事項の実施が困難な場合、主食については東海農政局に、副食については東海農政局、他都道府県に、燃料については中部経済産業局、他都道府県に調達を要求する。また、自衛隊に対しては炊き出しの実施又はこれに要する要員、資機材について応援を要請する。
- (3) 県は、市の実施する炊き出し、その他による食品の供給の実施につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するように指示する。
- (4) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

4 炊き出しの実施

炊き出しは、自主防災会、日本赤十字社等の協力により給食施設等を有する既存の施設を利用して行う。ただし既存の施設が利用困難な場合は米飯提供業者等に炊き出しの基準を明示して購入する。

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の災害救助は、県が実施機関となるが、当該事務は市長へ委任されることが想定されているため、市が実施することとなる。なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 生活必需品の供給

1 生活必需品の給与又は貸与の方法

- (1) 市は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要請等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。
- (2) 生活必需品等の給与又は貸与の実施が困難な場合は、県へこれに要する要員及び生活必需品等につき応援を要請する。なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。
- (3) 救援物資の配布が円滑にできるように選別組織を別につくる。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の災害救助は、県が実施機関となるが、当該事務は市長へ委任されることが想定されているため、市が実施することとなる。なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第12章 環境汚染防止及び地域安全対策

基本方針

- 被災の状況に応じ、有害物質による環境汚染の状況について調査し、関係機関へ情報を提供する。
- 災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
地域安全対策	県警察	・ 地域安全活動の実施
	市	・ 県警察の実施する地域安全活動への協力

地域安全対策

市における措置

市は、警察と緊密な連絡をとるほか、警察の実施する地域安全活動（社会秩序の維持対策、広報、相談活動、行方不明者発見・保護活動等）に対し積極的に協力するものとする。

第13章 遺体の取扱い

基本方針

- 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに搜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）する。
- 遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 遺体の搜索	市	・ 遺体の搜索 ・ 検視（調査） ・ 応援要求
第2節 遺体の処理	市	・ 遺体の収容及び一時保存 ・ 遺体の検視（調査）及び検案 ・ 遺体の洗浄等 ・ 遺体の身元確認及び引き渡し ・ 応援要求
	県警察、第四管区 海上保安本部	・ 検視（調査）の実施 ・ 県歯科医師会への応援要請
第3節 遺体の埋火葬	市	・ 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付 ・ 遺体の搬送 ・ 埋火葬 ・ 棺、骨つば等の支給 ・ 埋火葬相談窓口の設置 ・ 応援要求

第1節 遺体の搜索

1 市における措置

(1) 遺体の搜索

県警察・第四管区海上保安本部と緊密に連絡をとりながら遺体の搜索を実施する。

(2) 検視（調査）※

遺体を発見したときは、その現場で警察官又は海上保安官の検視(調査)を得る。現場での検視(調査)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

(3) 応援要求

自ら遺体の搜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の搜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の災害救助は、県が実施機関となるが、当該事務は市長へ委任されることが想定されているため、市が実施することとなる。なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 遺体の処理

1 市における措置

(1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所(寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設)を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。

(2) 遺体の検視(調査)及び検案

警察官又は海上保安官の遺体の検視(調査)を得るとともに、医師による遺体(医師の診療中に死亡した者を除く)の検案(死亡の確認及び死因その他の医学的検査)を受ける。

(3) 遺体の洗浄等

検視(調査)及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

(5) 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の災害救助は、県が実施機関となるが、当該事務は市長へ委任されることが想定されているため、市が実施することとなる。なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 遺体の埋火葬

1 市における措置

(1) 死亡届書の受理、火葬(埋葬)許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬(埋葬)許可証を交付する。

(2) 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

(3) 埋火葬

火葬(埋葬)許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

(4) 棺、骨つば等の支給

棺、骨つば等を現物で遺族に支給する。

(5) 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

(6) 応援要求

自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。この場合において、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」を締結している市町村に

あつては、当該協定によるものとする。
さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の災害救助は、県が実施機関となるが、当該事務は市長へ委任されることが想定されているため、市が実施することとなる。なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第14章 ライフライン施設等の応急対策

基本方針

- 被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害発生後の被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。
- ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、早期的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講じる。なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。
- 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の生活用水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保する。
- 下水管渠、ポンプ場等の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。
- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 電力施設対策	電気事業者	・状況の調査、把握 ・応急復旧活動の実施 ・公共施設の優先復旧
第2節 ガス施設対策	都市ガス事業者	・ガス事業者への通報 ・住民の避難誘導 ・ガス供給停止等の安全装置
	市	・警戒区域の設置 ・広報活動
第3節 上水道対策	市、水道事業者	・動員体制の確立 ・県上水道事業者、市水道修繕工事業者組合への動員要請 ・「井戸水提供の家」からの生活用水確保 ・必要最小限の資機材の確保 ・応急措置 ・応急給水の実施 ・応急復旧活動の実施
第4節 下水道施設対策	市	・要員及び資機材の確保 ・応急措置
第5節 通信施設対策	電気通信事業者 移動通信事業者	・応急対策 ・災害用伝言ダイヤルの提供
	市	・無線設備の応急措置
第6節 郵便業務の応急措置	日本郵便株式会社	・郵便物の発達の確保及び窓口業務の維持
第7節 ライフライン施設の応急復旧	市、県、ライフライン事業者	・現地作業調整会議の開催 ・ライフラインの復旧作業現場等へのアクセスルート上の道路啓開

第1節 電力施設対策

Ⅰ 電力施設の応急対策措置

- (1) 電気事業者は、電力施設、設備が被災した場合は、状況を速やかに調査把握し、発電・変電施設、設備及び送電・配電線路等に被害があった場合は、応急復旧を実施する。
なお、公共施設に対する復旧の遅滞は、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図る。
- (2) 強風、浸水等により危険と認められる場合は、送電を中止するほか、危険場所及び危険設備に対しては、危険防止に必要な措置を講ずる。
- (3) 電気事業者は、応急復旧が困難な場合、他の電気関係事業者の応援を要請する。
- (4) 電気事業者は、大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。

第2節 ガス施設対策

ガス漏れが発生した場合又はガス漏れによる爆発、火災等の事故により災害が発生した場合若しくは、そのおそれがあるときは次によりそれぞれ応急措置を講ずる。

Ⅰ 都市ガス事業者の措置

- (1) ガス漏れを知ったときは直ちにガス事業者へ通報するとともに、附近の火気使用禁止、電気類の使用規制等の安全措置をする。なお必要と認める場合は市へ通報するものとする。
- (2) 爆発、火災等のおそれがある場合は附近の住民に対し適切な避難誘導を行い、ガス供給停止等の安全措置を講ずる。
- (3) 必要な関係機関に連絡をとるとともに初期活動に全力を注ぐ。
- (4) 関係機関が現場に到着したときは、状況報告をする等緊密な連携を保つとともに現場の状況に応じた適切な措置を講ずる。
- (5) 緊急対応措置の実施
 - ア 地震が発生した場合、次に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、即時にガス供給を停止する。
 - (ア) 地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合
 - (イ) 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合
 - イ 地震が発生した場合、地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、次に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止する。
 - (ア) 道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合
 - (イ) ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超えるおそれのある場合
- (6) 被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

2 市の措置

- (1) ガス漏れ又はガス爆発、火災等の事故の通報を受けた場合には直ちにガス事業者に対し通報連絡をする。ただし、消防本部が、東邦ガス株式会社に先行して災害現場へ到着し、大規模な災害の発生が予測される場合等においては、消防本部と東邦ガス株式会社との都市ガス災害対策に関する業務契約に基づき、消防本部がガスの遮断措置を実施することができる。
- (2) 必要により警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命令する。
- (3) (2)の措置をする場合現場の警察官と協力して、人及び車両の通行等を規制するとともに火気に使用禁止等の広報活動を徹底し、警戒区域内の住民の適切な避

難誘導を講ずる。

第3節 上水道対策

1 要員の確保

災害応急対策活動に必要な要員を速やかに確保するため、平素から非常配備における人員編成計画を作成し、動員体制について確立しておく。なお、市において対策活動が困難な場合は、水道災害相互応援に関する覚書により県上下水道事業者等に応援を求めるほか、大府市水道修繕工事業者組合に要請して直ちに動員できるよう適切な措置を講ずる。

2 応急措置

上水道施設が破壊され使用不能となった場合は、上水道施設の復旧に全力を注ぐが、飲料水兼用耐震性貯水槽の活用はもちろんのこと、その復旧までの「つなぎ」の対策として「井戸水提供の家」より井戸水の提供を受け対応し、生活用水確保に努め給水に対応する。

また、応急復旧を実施するため必要最小限の資機材を確保しておくものとする。そして必要によっては、大府市水道修繕工事業者組合に要請して資機材を緊急に確保する。

- (1) 施設が破壊されたときは、破壊箇所からの有害物質が混入しないように処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一般に周知徹底する。
- (2) 災害の発生に際しては、取水、導水、配水施設等の防護に全力をあげ、給水不能な範囲をできるだけ少なくする。
- (3) 取水、導水、配水の施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の系統の全能力をあげて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図る。
- (4) 重要な送配水管が破壊されたときは、相当広範囲な給水不能地域を生ずるので、給水車及び給水器具等によって給水し、破壊箇所の応急的な処置をする。

第4節 下水道施設対策

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、措置を講ずる。

1 要員及び資機材の確保

災害応急対策活動に必要な要員及び資機材について、市において確保が困難な場合は、市内建設業者に要請して直ちに対策を講ずる。

2 応急措置

豪雨若しくは、管渠の機能阻害等により河川への導水及び放流することが困難となり、それによって生ずる浸水に対しては、あらかじめポンプによる河川への排水措置を考慮しておき、市内建設業者からの機械等の応援を受けて対処する。

第5節 通信施設対策

1 電気通信設備の応急対策措置（西日本電信電話株式会社東海支店等）

- (1) 災害が発生した場合は、迅速に災害の規模、状況等を把握し、災害応急対策及び復旧対策を実施するとともに必要な情報を市等の災害対策機関に連絡する。
- (2) 災害が発生し、又は災害の発生が予測され、通信がふくそうするときは、災害対策上必要な通信を優先的に確保する。
- (3) 災害により地域全般にわたって通信が途絶した場合は、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、利用の制限（必要最小限の通話にとどめる。）について、一般利用者等に対する広報活動を実施する。

- (4) 災害が発生した場合には、あらかじめ定められた応急対策計画に基づき、代替機能設備、応急対策用資機材により対策を実施する。
- (5) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用震度６弱以上の地震が発生した場合は、電話のふくそうを緩和するため、直ちに災害用伝言ダイヤルを提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。また、インターネットを利用して安否確認を行う災害用伝言板を、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用する。

2 移動通信事業者（ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

- (1) 緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。
- (2) 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。
- (3) 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。
- (4) 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。
- (5) 震度６弱程度以上の地震が発生した場合には、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言板を運用する。
- (6) 本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。また、西日本電信電話株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を行う。

3 無線通信施設

- (1) 要員及び資機材の確保
 - ア 無線設備が被災した場合は、代替通信手段により関係機関に連絡をとるとともに、保守点検業者等の要員を確保する。
 - イ 予備電源、発電機等非常電源及び応急復旧資機材の確保をするとともに応急対策を講ずる。
- (2) 応急措置
 - ア 停電の場合は非常電源で対処する。
 - イ 復旧に時間がかかる場合は代替通信手段により関係機関と連絡をとり合うものとし、早期復旧に努める。

第6節 郵便業務の応急措置

日本郵便株式会社の措置

- (1) 郵便物の送達の確保
 - ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。
 - イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限定して郵便物の運送若しくは集配便の減便、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。
- (2) 郵便局の窓口業務の維持
 - 災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災に

より業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

- ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。
- ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

第7節 ライフライン施設の応急復旧

市、県、ライフライン事業者等における措置

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市町村、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

第15章 航空災害対策

基本方針

- 航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、市は早期に初動体制を確立し、防災関係機関と緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
航空災害対策	市	・ 航空機事故発生 の通報 ・ 警戒区域 の設定及び一般住民等 に対する立入制限・退去等 の命令 ・ 救助及び消防活動 ・ 医療班 の派遣及び医療機関 への搬送等 ・ 食料・飲料水等 の提供及び資機材 の確保 ・ 他の市町村 に対する応援要請 ・ 県 に対する自衛隊 の災害派遣要請依頼、資機材確保 の応援要請等

市における措置

(1) 航空機事故発生 の通報

航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、県及び関係機関に通報する。

(2) 警戒区域 の設定及び一般住民等 に対する立入制限・退去等 の命令

中部国際空港株式会社等と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 救助及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消防活動を実施する。

(4) 医療班 の派遣及び医療機関 への搬送等

負傷者が発生した場合、医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第13章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(5) 食料・飲料水等 の提供及び資機材 の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 他の市町村 に対する応援要請

災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請が必要な場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(7) 県 に対する自衛隊 の災害派遣要請依頼、資機材確保 の応援要請等

さらに被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

第16章 鉄道災害対策

基本方針

- 鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害（以下「大規模鉄道災害」という。）に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
鉄道災害対策	市	・ 県への連絡 ・ 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 ・ 救助及び消防活動 ・ 医療班の派遣及び医療機関への搬送等 ・ 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 ・ 他の市町村に対する応援要請 ・ 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

市における措置

(1) 県への連絡

鉄道事業者から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 救助及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消防活動を実施する。

(4) 医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第13章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 他の市町村に対する応援要請

市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請が必要な場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

第17章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策

基本方針

- 危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 危険物等施設	危険物等施設の所有者、管理者、占有者	・ 危険物又は毒物劇物等化学薬品類の安全な場所への移動等の安全措置 ・ 災害発生に係る消防署等への通報 ・ 自衛消防組織その他の要員による初期消火活動 ・ 消防機関の受け入れ
	市	・ 災害発生に係る県への通報 ・ 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示 ・ 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令 ・ 消防隊の出動による救助及び消火活動 ・ 他市町村に対する応援要請 ・ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼
第2節 危険物等積載車両	危険物等輸送機関、県、市	第1節「危険物等施設」に準じた措置

第1節 危険物等施設

1 危険物等施設の所有者、管理者、占有者における措置

- (1) 危険物又は毒物劇物等化学薬品類の安全な場所への移動等の安全措置
施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物又は毒物劇物等化学薬品類を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。
- (2) 災害発生に係る消防署等への通報
消防署、市長の指定した場所、警察署又は海上保安機関へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。また、海域に災害が波及し又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部（118番）にも通報するものとする。
- (3) 自衛消防組織その他の要員による初期消火活動
自衛消防組織その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。
なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。
- (4) 消防機関の受け入れ
消防機関の受け入れに際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在、並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。

2 市における措置

- (1) 災害発生に係る県への通報
県へ災害発生について、直ちに通報する。
- (2) 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示
危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止

のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。

(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(4) 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

(5) 他市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(6) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

3. 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

4. 消防活動

大地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるので、消防団員はもとより市民、事業者あけて出火防止と初期消火を行う。消防機関は災害活動要領に基づき、最も効率的な被害軽減を目標として活動するものとする。

また、ライフラインの復旧等に伴う火災発生に備え、地震発生後数日間火災警戒を怠らないよう広報を行う。

第2節 危険物等積載車両

危険物等輸送機関、県及び市等は、それぞれ第1節「危険物等施設」に準じた措置を講ずる。

第18章 高圧ガス災害対策

基本方針

- 高圧ガス製造施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加えるおそれがあるので、これらの危害を排除するための応急的保安措置を実施するものとする。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 高圧ガス施設	高圧ガス施設等の所有者、占有者	・ガスの安全な場所への移動等安全措置 ・災害発生に係る所轄消防署等への通報
	市	・災害発生に係る県への通報 ・高圧ガス施設の所有者等に対する危害防止措置の指示 ・警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令 ・消防隊の出動による救助及び消火活動 ・他市町村に対する応援要請 ・県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼
第2節 高圧ガス積載車両	高圧ガス輸送業者、県、市	第1節「危険物等施設」に準じた措置

第1節 高圧ガス施設

1 高圧ガス施設等の所有者、占有者における措置

- (1) ガスの安全な場所への移動等安全措置
製造施設が危険な状態となった場合は直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充てん容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の安全措置を講ずる。
- (2) 災害発生に係る所轄消防署等への通報
必要な場合は、従業員又は附近の住民に退避するよう警告するとともに、市及び警察などの関係機関に連絡する。

2. 市の措置

- (1) 災害発生に係る県への通報
県へ災害発生については直ちに通報する。
- (2) 高圧ガス施設の所有者等に対する危害防止措置の指示
高圧ガス施設の所有者、管理者、占有者に対して危害防止のための措置をとるよう指示し又は自らその措置を講ずる。
- (3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令
必要と認めるときは警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命ずる。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (4) 消防隊の出動による救助及び消火活動
消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。
- (5) 他市町村に対する応援要請
火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(6) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

3. 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第2節 高圧ガス積載車両

高圧ガス輸送業者、県及び市等は、それぞれ第1節「高圧ガス施設」に準じた措置を講ずる。

第19章 住宅対策

基本方針

- あらかじめ登録された各種調査の判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。
- 判定活動の実施にあたっては、各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。
- 市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。
- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 被災宅地・被災建築物の応急危険度判定	市	・実施本部の設置 ・応急危険度判定活動の実施
第2節 被災住宅等の調査	市	・住家の被害状況 ・被災地における住民の動向 ・応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項
第3節 公共賃貸住宅等への一時入居	市、県、地方住宅供給公社、都市再生機構	・提供する住宅の選定・確保 ・相談窓口の開設 ・一時入居の終了 ・使用料等の軽減措置 ・応援協力の要請
第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	市	・県への応急仮設住宅の設置要請 ・建設用地の確保 ・被災者の入居及び管理運営
第5節 住宅の応急修理	市、県	・応急修理に関する事務 ・県への情報提供等
第6節 障害物の除去	市	・障害物の除去の実施 ・他市町村又は県に対する応援要求

第1節 被災宅地の応急危険度判定

市における措置

- (1) 被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部の設置
市の区域で判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。
実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

(2) 応急危険度判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。

判定活動の実施にあたっては、被災建築物応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

(3) 応急危険度判定士の養成及び派遣要請

市は、県が実施する応急危険度判定士の養成に協力するとともに、建物及び宅地が被災し、応急危険度判定を実施する際には、必要とする人員の派遣を県の設置する応急危険度判定支援本部に要請する。

(4) 危険度判定

応急危険度判定士が建築物及び宅地の被災状況を現地調査して、建築物等の危険度を判定し、建築物等に判定結果を表示することにより、建物の所有者等に注意喚起する。

(5) 応急危険度判定のための体制整備

市は、地震発生後、建築物等の危険度を判定する必要があると認めたときは、県との連携を図り、応急危険度判定士の派遣を要請するとともに、要調査区域を明らかにして作業が図れるよう努める。

第2節 被災住宅等の調査

市における措置

市は災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

市、県、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

市、県、地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

(1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

(2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるので、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

(5) 他の都道府県への応援協力の要請

被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は、国を通じて他の都道府県に被災者の受け入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

Ⅰ 市及び県における措置

県は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

(1) 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

(2) 建設用地の確保

市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に十分配慮する。

(3) 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

ア 建物の規模及び費用

(ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市町村ごとに基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

イ 建設の時期

災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

ウ 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。

ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市長が当該事務を行うことができる。

(4) 賃貸住宅の借上げ

県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

(5) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力では、住宅を確保することができない者であること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

ウ 管理運営

(ア) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として県から市に委託し、市がこれを行う。

(イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応

急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2 年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

2 災害救助法の適用

(1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

第5節 住宅の応急修理

Ⅰ 県における措置

県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。

(1) 応急修理の実施

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

(イ) 修理の範囲

雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物支給をもって実施する。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

a 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(イ) 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行規則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

(2) 応援協力の要請

県は、被災住宅の応急修理に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

2 市における措置

(1) 市は、住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定とあっせん等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

(2) 市は、被災住宅の応急修理に当たっては、県の『災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書』に定められた協定締結団体をはじめとする業者に協力を要請するものとする。

3 災害救助法の適用

(1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。

第6節 障害物の除去

1 市における措置

(1) 障害物の除去の実施

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任が想定されるため、当該市が実施することとなる。なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第20章 学校における対策

基本方針

- 災害のため、児童・生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保及び教職員の確保については、県教育委員会、市教育委員会、国立・私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	市、県・私立学校	・ 気象警報等の把握・伝達 ・ 臨時休業等の措置 ・ 避難等
第2節 教育施設及び教職員の確保	市、県・私立学校	・ 応急な教育施設の確保と授業等の実施 ・ 教職員
第3節 応急な教育活動についての広報	市、県・私立学校	・ 広報・周知活動の実施
第4節 教科書・学用品等の給与	市	・ 児童、生徒に対する教科書・学用品等（市立学校）の給与
第5節 学校給食の応急実施	市	・ 給食施設、設備の整備 ・ 給食用物資の確保

第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

1 気象警報等の把握・伝達

学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、次の区分により行う。また、幼稚園、学校にあっては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。

(1) 県立学校等

県教育委員会が、あらかじめ定められた伝達系統により行う。

(2) 市立学校等

災害等に関する情報は、第2章第3節「気象の特別警報・警報等の送受信」に基づき市に対して伝達されるので、市教育委員会が、各学校等に対して伝達する。

(3) 私立学校等

各学校長は、関係機関と連絡を密にし、災害予防の適正を期する。

2 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。

(1) 県立学校

学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、あらかじめ定めた基準により学校教育法施行規則等に基づき校長が行う。休業措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。

(2) 市立学校

災害の発生が予想される場合は、市教育委員会又は各学校（園）長が行うものとする。

ただし、各学校（園）長が決定し行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委

員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

(3) 私立学校

学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、各学校が定めた基準により、各学校の校長が行うものとする。

3 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあつては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第2節 教育施設及び教職員の確保

1 教育施設の確保

教育施設が被災し、又は校舎、体育館及び運動場が集団避難施設となることにより授業等が長期間にわたって中断することを避けるため、次の措置を講ずる。

(1) 応急な教育施設の確保と授業等の実施

ア 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業等が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

ウ 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合

市内の公民館等公共施設、近隣の学校や保育園の施設等を借用し、授業等を実施する。

エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公民館等公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずるものとする。

また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難生活との調整について県と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎等で授業を実施する。

2 教職員の確保

校舎等が全面的な被害を受け復旧に長期間を要するため、児童・生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校等の教職員がそれに付添っていくものとする。教職員の人的被害が大きく、応急教育の実施に支障があるときは、県教育委員会の指導を受けて、他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な臨時採用教職員等の確保に万全を期する。

第3節 応急な教育活動についての広報

市は応急な教育活動の開始にあたっては、開始時期、方法等について園児、児童、生徒及び保護者等への周知を図る。

第4節 教科書・学用品等の給与

市は災害により教科書、学用品等を喪失又はき損し、就学上支障をきたした児童・生徒に対して教科書、学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日教総第947号）」別紙様式6により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。

(1) 給与の対象者

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品をそう失又はき損し、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童及び中学校生徒に対して、必要最小限度の学用品を給与し、就学の便を図る措置をとるものとする。

(2) 給与の方法

給与の対象となる児童生徒の数を被害別、学年別に正確に把握して、教科書文房具等学用品を給与する。

(3) 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合は、県が実施機関となり、市はその補助機関として行うことになるが、当該事務は市長へ委任されることが想定されているため、当該市が実施することとなる。なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第5節 学校給食の応急実施

1 給食施設、設備の整備

学校の給食施設、設備は、災害時において必要な場合は非常炊き出し用にも使用されるので、被害施設、設備は速やかに修理する。非常炊き出し作業は被災していない学校等の給食室を使用して行う。

2 給食用物資の確保

被災地域の児童・生徒等の応急給食は、最寄りのパン、米飯、めん類委託工場及び委託乳工場のうち被災していない工場に対して、緊急指令により必要量の生産供給をさせる。

第4編 災害復旧・復興対策

第1章 復興体制

基本方針

- 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
- 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。
- 市及び県は、災害復旧・復興対策のため、必要に応じて、国や他の地方公共団体に対し、職員の派遣等の協力を求める。
- 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障がい者や高齢者、女性等の参画を促進する。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 復興計画等の策定	市	・市復興計画の策定
第2節 職員の派遣要請	市	・国の職員の派遣要請 ・他の普通地方公共団体の職員の派遣要請 ・職員派遣のあっせん要求

第1節 復興計画等の策定

市における措置

(1) 市復興計画の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域とその区域とされた場合、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第2節 職員の派遣等

市における措置

(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し、地方自治法第252条の17の『規定による他の普通地方公共団体の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。』

第2章 公共施設等災害復旧対策

基本方針

- 公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。
- 大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等を行う。
- 暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 公共施設災害 復旧事業	各施設管理者	・施設の災害復旧実施
第2節 激甚災害の指定	市	・激甚災害の指定に係る県調査等への協力 ・指定後の関係調書等の提出
第3節 暴力団等への 対策	市、県	・復旧・復興事業からの暴力団排除 ・公の施設からの暴力団排除

第1節 公共施設災害復旧事業

1 各施設管理者における措置

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

2 災害復旧事業の種類

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ア 河川災害復旧事業
- イ 砂防設備災害復旧事業
- ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- エ 地すべり防止施設災害復旧事業
- オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- カ 道路災害復旧事業
- キ 下水道災害復旧事業
- ク 公園災害復旧事業

(2) 農林水産業施設災害復旧事業

(3) 都市災害復旧事業

(4) 水道災害復旧事業

(5) 住宅災害復旧事業

(6) 社会福祉施設災害復旧事業

(7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業

(8) 学校教育施設災害復旧事業

(9) 社会教育施設災害復旧事業

(10) その他の災害復旧事業

3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚法に基づき

援助される事業は次のとおりである。

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 海岸法
- カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ク 予防接種法
- ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- コ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の2/3 又は4/5 を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2/3 又は1/2 を国庫補助する。
- ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2 を国庫補助する。

4 重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、市又は県からの要請により国が代行して実施することができる。

第2節 激甚災害の指定

1 市における措置

(1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

(2) 指定後の関係調書等の提出

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出しなければならない。

2 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外）
- セ 湛水排除事業

(2) 指定後の関係調書等の提出

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 暴力団等への対策

市及び県における措置

- (1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。
- (2) 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として県及び関係市町村が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第3章 災害廃棄物処理対策

基本方針

- 市及び県は、被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
災害廃棄物処理対策	市	・ 災害廃棄物処理実行計画の策定 ・ 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 ・ し尿・ごみの収集・運搬、処分 ・ 周辺市町村及び県への応援要請

災害廃棄物処理対策

市における措置

(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

ア 市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。

イ 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

ウ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

エ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

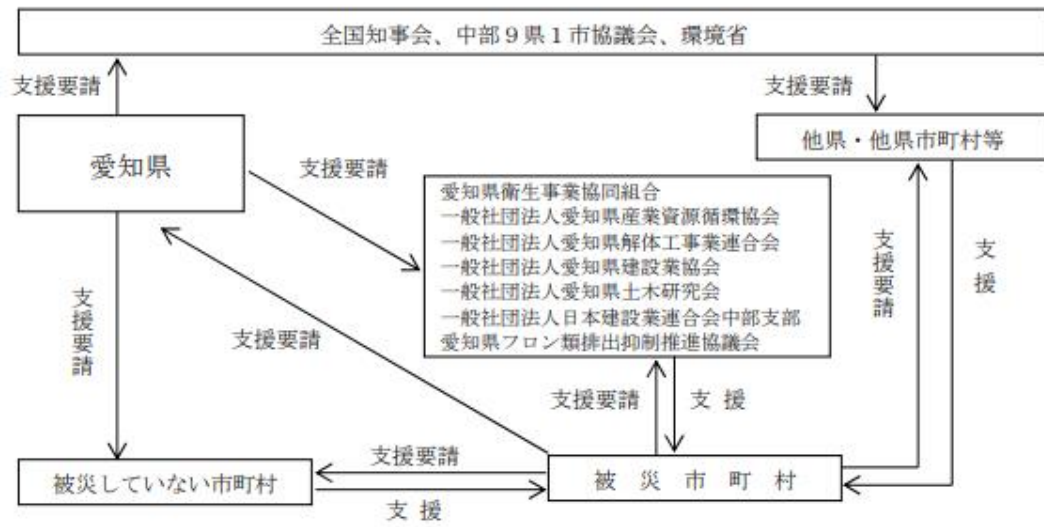
(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分

し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破碎処理や埋立処分等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行い、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

(4) 周辺市町村及び県への応援要請

市は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」（平成26年1月1日締結）に基づき、周辺市町村又は県に応援要請を行う。

災害時の支援体制



第4章 被災者等の再建等の支援

基本方針

- 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。
- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）に向けた支援をするとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 罹災証明書の 交付	市	・罹災証明書の交付
第2節 被災者台帳の 作成及び災害 ケースマネジ メントの実施	市	・被災者台帳の作成 ・災害ケースマネジメントの実施
第3節 被災者への支 援金等の支 給、税の減免 等	市	・被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 ・災害弔慰金等の支給 ・市税等の減免等 ・義援金の受付、支給
第4節 住宅対策	市	・災害公営住宅の建設 ・相談窓口の設置

第1節 罹災証明書の交付

市における措置

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施

市における措置

(1) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(2) 災害ケースマネジメントの実施

市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害

ケースマネジメントの取組を行うよう努める。

取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等

市における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付

市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

(2) 災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。

ア 災害弔慰金の支給

災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を支給する。（費用負担：国2／4、県1／4、市町村1／4）

イ 災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障がいを受けた者が生計維持者の場合は、250万円以内、その他は125万円以内の災害障害見舞金を支給する。（費用負担：国2／4、県1／4、市町村1／4）

ウ 災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。（費用負担：国2／3、県1／3）

(3) 市税等の減免等

市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

(4) 義援金の受付、支給

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。

第4節 住宅等対策

市における措置

(1) 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。

(2) 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

第5章 商工業・農林水産業の再建支援

基本方針

○被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 商工業の再建支援	市	・ 支援情報の提供及び相談窓口の設置
第2節 農林水産業の再建支援	市、県	・ 支援情報の提供及び相談窓口の設置 ・ 金融支援等 ・ 施設復旧

第1節 商工業の再建支援

市における措置

支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

第2節 農林水産業の再建支援

市及び県における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者で組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

第2章 公共施設等災害復旧対策 参照

第6章 震災復興都市計画の手続き

基本方針

○市及び県は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。（手続きの詳細は、「愛知県震災復興都市計画の手引き」を参照する。）

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 第一次建築制限	市	・市街地の被災状況把握 ・建築基準法第84条の区域（案）の作成及び県への申出 ・市都市復興基本方針の策定と公表
第2節 第二次建築制限	市	・市都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表 ・被災市街地復興推進地域の都市計画決定
第3節 復興都市計画事業の都市計画決定	市、県	・都市復興基本計画の策定と公表 ・復興都市計画事業の都市計画決定

第1節 第一次建築制限

市における措置

- (1) 市街地の被災状況を把握する。
- (2) 建築基準法第84条の区域（案）を作成及び、県への申出
被災状況を踏まえ、建築基準法第84条の区域の案を作成し、発災後10日以内に県（建築指導課）に申出を行う。
- (3) 都市復興基本方針の策定と公表
市は、発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大まかな方向性を示した基本方針を策定する。

第2節 第二次建築制限

1 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表

市及び県は、基本方針を踏まえた上で発災後2か月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画（骨子案）を策定する。県都市復興基本計画（骨子案）は、市都市復興基本計画（骨子案）に先立ち、策定と公表をする。

基本計画（骨子案）は、発災後2か月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。

2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定

建築基準法第84条の区域指定の後、市は被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を、都市計画に定める。

復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（災害の発生した日から最長2年以内の日まで）、建築行為等の制限が行われる。

第3節 復興都市計画事業の都市計画決定

1 都市復興基本計画の策定と公表

市及び県は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画（都市復興マスタープラン）を策定・公表する。

市は都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。

策定に当たっては、復興に関する市基本方針、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、総合計画等を踏まえるものとする。

2 復興都市計画事業の都市計画決定

市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか（被災後6か月を目途）に行うこととする。

第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

基本方針

- 南海トラフ地震臨時情報の発表の有無に関わらず、従前から実施している突発地震の備えを実施することを基本とし、南海トラフ地震臨時情報を有効に活用することで被害の軽減を最小限におさえることを目指す。
- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を、県、市、防災関係機関等が地域の実情に応じてあらかじめ検討し、連携協力して防災対応がとれる体制を確保する。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	市	・ 情報収集・連絡体制の整備
2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	市	・ 情報収集、連絡体制の整備 ・ 住民への周知、呼びかけ、後発地震に対して警戒、注意する体制を確保すべき期間 ・ 事前避難における避難所の運営 ・ 消防機関等の活動
3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	県、市、防災関係機関	・ 情報収集、連絡体制の整備 ・ 住民への周知、呼びかけ

1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

情報収集・連絡体制の整備

市は南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、大府市災害対策本部運営要綱に定めるところにより大府市災害対策本部（第Ⅰ非常配備（初動警戒体制））を設置する。

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合は、大府市災害対策本部運営要綱に定めるところにより大府市災害対策本部（第Ⅰ非常配備（警戒体制））を設置し、必要に応じてその体制を拡張した体制をとる。

2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

市及び県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（規模は最大クラス（M9）を想定）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

市及び県は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

4 事前避難における避難所の運営

事前避難の際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、市において避難所の確保を行う。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて、住民に周知することなどが必要である。

5 消防機関等の活動

- (1) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、その対策を定めるものとする。また、県は市が実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう支援するものとする。
- (2) 水防管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、次の事項を重点としてその対策を定め、後発地震に備えた必要な体制を確保するものとする。
 - ア 所管区域内の監視及び警戒
 - イ ため池・水門・閘門等の操作
 - ウ 水防作業に必要な資機材の点検、整備、配備等

6 水道、電気、ガス、通信、放送関係

- (1) 水道
水道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。
- (2) 電気
電力事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な電力を供給する体制を確保するものとする。
- (3) ガス
ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要なガスを供給する体制を確保するものとする。
- (4) 通信
通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。
- (5) 放送
放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合は、大府市災害対策本部運営要綱に定めるところにより大府市災害対策本部（第1非常配備（警戒体制））を設置し、必要に応じてその体制を拡張した体制をとる。

2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

市及び県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km 程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期

間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

市及び県は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

（参考 南海トラフ地震に関連する情報）

- 南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。

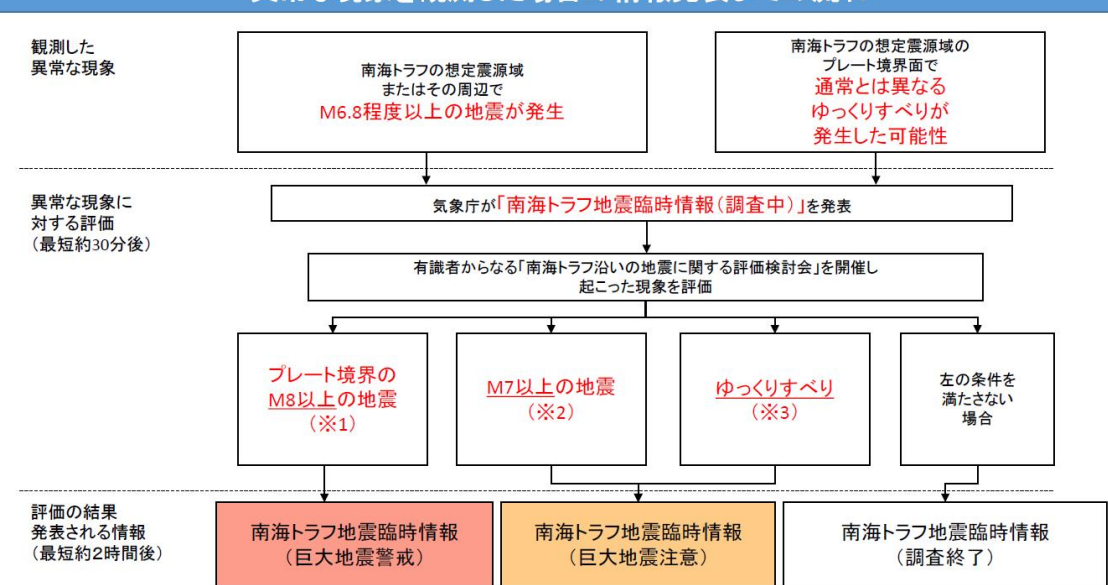
「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

※大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画として定める「地震防災応急対策に係る措置に関する事項」は、別紙「東海地震に関する事前対策」のとおり。

【様式集】

様式目次

第1号様式	第1報	174
第2号様式	災害発生直後の状況	175
第3号様式	災害発生状況等（速報、確定報告）	176
第4号様式	人的被害	177
第5号様式	避難状況・救護所開設状況	178
第6号様式	公共施設被害	179
第7号様式	文教施設関係被害状況報告書	180
第8号様式	市有財産関係被害状況報告書	181
第9号様式	土木施設関係被害状況報告書	182
第10号様式	農地施設関係被害状況報告書	183
第11号様式	商工業施設関係被害状況報告書	184
第12号様式	罹災状況調査表	185
第13号様式	罹災者台帳	186
第14号様式	罹災証明書	187
第14号様式の2	罹災証明書（火災の場合）	188
第15号様式の1	公用令書（管理）	189
第15号様式の2	公用令書（変更）	189
第15号様式の3	公用令書（従事）	190
第15号様式の4	公用令書（保管）	190
第15号様式の5	公用令書（取消）	191
第16号様式	避難・地震防災応急対策の実施状況報告（速報用）.....	192
第17号様式	避難・地震防災応急対策の実施状況報告	193
第18号様式	避難所入所記録簿	194
第19号様式	罹災証明書交付簿	195

第 1 報

[災害概況速報]

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者名	

災害名 (第 報)

災害の状況	発生場所				発生日時	年 月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	防災対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認等」)を記入にして報告すれば足りること。)

災 害 発 生 直 後 の 状 況

原 因					発 生 日 時			
発 生 場 所			市・郡		区・町・村			
受 発 信 時 刻			月 日		時 分			
発 信 機 関					発 信 者			
受 信 機 関					受 信 者			
区 分			被害	区 分		被害	被害の程度及び応急対策状況 (経過)	
人 的 被 害	死 者		人		そ の 他	鉄道不通	箇所	
	行方不明者		人			水 道	箇所	
	負 傷 者	重傷者	人			電 話	回線	
		軽傷者	人			電 気	戸	
住 家 被 害	全 壊		棟			災 害 対 策 本 部 設 置 状 況	ガ ス	戸
			世帯		設置			
			人		廃止			
	半 壊		棟		避 難 の 勧 告 指 示 等 の 状 況		地区	
			世帯			人		
			人		要 請 事 項			
	一 部 損 壊		棟					
			世帯					
			人					
	床 上 浸 水		棟					
			世帯					
			人					
床 下 浸 水		棟						
		世帯						
		人						
そ の 他	道 路	損 壊	箇所					
		冠 水	箇所					
		(通行不能)	箇所					
	橋りょう		箇所					
	河 川	破 堤	箇所					
		越 水	箇所					
		その他 法面崩壊等	箇所					
	砂 防		箇所					
	崖くずれ		箇所					
	地すべり		箇所					
土 石 流		箇所						

(注) 速報の場合は 　　　　　 から 　　　　　 までの項目については報告する必要はない。

人 的 被 害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時刻	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
発 生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
人 的 被 害 の 状 況	被害程度	1. 死亡 2. 行方不明 3. 重傷 4. 軽傷	
	氏名等	(氏名) (生年月日) (性別)	
	住 所		
	収容先		
	その他参考事項 (応急処置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄)		

〔市 ⇨ 県 (知多県民センター)〕

避難状況・救護所開設状況

(第 報)

報告の時限		日 時 分現在		受信時刻		時 分	
発信機関				受信機関			
発信者名				受信者名			
内 容							
避難 状 況	避難先	地区名	避難勧告・指示 の種別及び日時	世帯 数	人数	屋 内 屋 外 の 別	今後の見通し
			(勧告・指示・自主) 日 時 分			屋内 屋外	
			(勧告・指示・自主) 日 時 分			屋内 屋外	
			(勧告・指示・自主) 日 時 分			屋内 屋外	
救 護 所 開 設 状 況	救護所名		設置場所	収 容 人 数		実施機関	
				重傷	軽傷		

〔市 ⇨ 県（知多県民センター）〕

公 共 施 設 被 害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時刻	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
被害区分	ア.河川 イ.海岸 ウ.貯水池・ため池等 エ.砂防 オ.港湾・漁港 カ.道路 キ.鉄道 ク.電信・電話 ケ.電力 コ.ガス サ.水道 シ.その他 ()		
発 生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
状 況	被害区域 区 間		
	管理者	(電話)	
	被害程度 (概要)		
	応急対策 の状況		
	復旧見込		
	その他 参考事項		

〔市 ⇨ 県 (知多県民センター)〕

第7号様式

文教施設関係被害状況報告書

(月 日 現在)

災害の種別				災害の 発生日時		発信機関		受信機関		
災害発生 場所				発受信 時刻		発 信 者		受 信 者		
区 分				①	②	③	④	⑤	⑥	
人 的 被 害	死 者	生 徒								
		職 員								
	負傷者	生 徒								
		職 員								
	行 方 不 明	生 徒								
		職 員								
	計	生 徒								
		職 員								
建 物 被 害	全 壊	坪数	坪							
		金額	千円							
	半 壊	坪数	坪							
		金額	千円							
	流 失	坪数	坪							
		金額	千円							
	大 破	坪数	坪							
		金額	千円							
	小 破	坪数	坪							
		金額	千円							
	浸 水	床 下	坪数	坪						
			金額	千円						
		床 上	坪数	坪						
			金額	千円						
	その他	坪数	坪							
		金額	千円							
	計	坪数	坪							
		金額	千円							
そ の 他 被 害	工 作 物		千円							
	土 地		千円							
	設 備		千円							
	計		千円							
合 計	坪 数	坪								
	金 額	千円								

(注) ①②③等の欄は、学校1校1施設のように報告する。

〔学校教育班・児童班 ⇨ 所管部長 ⇨ 情報部長 ⇨ 本部員〕

市有財産関係被害状況報告書

(月 日 現在)

災害の種別		災害発生の日時		発信機関		受信機関	
災害発生場所				発信者		受信者	
区分	単位	数 量	被害額（千円）	発受信時刻			
庁舎	全壊（焼）	棟		庁舎	全壊（焼）	棟	
	流失	〃			流失	〃	
	半壊（焼）	〃			半壊（焼）	〃	
	床上浸水	〃			床上浸水	〃	
	床下浸水	〃			床下浸水	〃	
	一部破損	〃			一部破損	〃	
	小計	〃			小計		
公舎	全壊（焼）	〃		敷地	流失	m ²	
	流失	〃			その他	m ²	
	半壊（焼）	〃		その他	施設	か所	
	床上浸水	〃			物品	個	
	床下浸水	〃			その他		
	一部破損	〃		合計			
	小計						
応急処置							

[情報班 ⇒ 情報部長 ⇒ 本部員]

災害の種類		災害発生の日時		発信機関		受信機関	
災害発生場所				発信者		受信者	
発受信時刻							
区分	県工事		市工事		計		
	カ所数	被害額（千円）	カ所数	被害額（千円）	カ所数	被害額（千円）	
道路							
橋梁							
河川							
砂防							
都市施設							
合計							
応急対策							

農地施設関係被害状況報告書

(月 日 時現在)

災害の 種 別		災害発 生日時		発 信 機 関		受 信 機 関	
災害発 生場所				発信者		受信者	
発受信 時 刻							
区 分		単 位	①	②	③	④	⑤
農 地	田	数 量	カ所ha				
		金 額	千 円				
	畑	数 量	カ所ha				
		金 額	千 円				
	計	数 量	カ所ha				
		金 額	千 円				
農 業 用 施 設	水路	数 量	カ 所				
		金 額	千 円				
	道 路	数 量	カ 所				
		金 額	千 円				
	橋 梁	数 量	カ 所				
		金 額	千 円				
	ため池	数 量	カ 所				
		金 額	千 円				
	排水機	数 量	カ 所				
		金 額	千 円				
	その他	数 量	カ 所				
		金 額	千 円				
	計	数 量	カ 所				
		金 額	千 円				
	合 計	数 量	カ 所				
		金 額	千 円				
応 急 対 策							

商工業施設関係被害状況報告書

(月 日 時現在)

災害の 種 別		災害発 生日時		発 信 機 関		受 信 機 関			
災害発 生場所				発信者		受信者			
発受信 時 刻									
区 分		被 害 件 数	被 害 金 額	内 訳				備 考	
				建 物		施 設	商 品	半 製 造 原 材 料	
				棟 数	被 害 額				
工 業	織 維		円		円	円	円	円	
	機 械 金 属								
	木 工								
	そ の 他								
	計								
商 業									
観 光 関 係									
そ の 他									
計									
応 急 対 策									

罹災状況調査表

年 月 日

調 査 番 号			区			住				氏			
			名			所				名			
世 帯 構 成 人 員	氏 名		続柄	生 年 月 日		年令	性別	職 業	学校名	学 年	備 考		
計 人 員	男	名	女	名	計	名	備						
							考						
り 災 状 況	住家罹災の概況								非住家罹災の概況				
	全 壊 流 失			%		自 敷 地				全 壊 流 失		%	
	半 壊			%		借 敷 地				半 壊		%	
	床 上 浸 水			%		自 家				床 上 浸 水		%	
	床 下 浸 水			%		借家・借間				床 下 浸 水		%	
	罹災建物平面図								罹災状況説明				
	生 活 程 度	上	中	下	生 保	自 主 防 災 会 長			氏 名 印				
				調 査 担 当 者			職氏名 印						

〔調査班で作成〕

罹災者台帳

					被害程度	
世帯主（又は これに代わる者）	住所					
	氏名		年令		職業	
り災証明書の発行	月 日	部数		被害調番号		
災害救助法による応急救助の状況						
避難所		生業資金の貸与			学用品の給与	
炊き出しその他の食品給与		被服、寝具、その他の生活必需品の給与または貸与			火 葬	
応急仮住宅		医療			死体の処理	
応急修理		助産			障害物の除去	
家族の状況						
氏名	年令	続柄	職業	災害による死亡、負傷別	備考	
(特記事項)						

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

大府市長

罹災証明書

所 有 者 等

住 所

氏 名

罹災物件所在地 大府市 町

罹災物件の表示 建物・内容物・車両・その他（ ）

損 害 程 度 全 損 ・ 半 損 ・ 小 損

年 月 日 時 分の 地震の火災によって、罹災した
ことを証明する。

年 月 日

大府市消防長

第 15 号様式の 1

管理第	号	公	用	令	書		
				住所 氏名			
		第 7 1 条					
災害対策基本法		の規定に基づき、次のとおり					
		第 7 8 条第 1 項					
管理 を使用する。 収用							
年		月		日			
処分権者氏名						印	

名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

(用紙は大きさ A 5 とする)

第 15 号様式の 2

変更第	号	公	用	変	更	令	書
				住所 氏名			
		第 7 1 条					
災害対策基本法		の規定に基づく公用令書 (年 月 日第 号)					
		第 7 8 条第 1 項					
にかかると処分を次のとおり変更したので、同法施行令第 3 4 条第 1 項の規定により、これを交付する。							
年		月		日			
処分権者氏名						印	

変更した処分の内容

(用紙は大きさ A 5 とする)

第 1 5 号様式の 3

従事第	号	公	用	令	書
				住所 氏名	
災害対策基本法第 7 1 条の規定に基づき、次のとおり					従事 協力
					を命ずる。
年 月 日			処分権者氏名		
			印		

従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

(用紙は大きさ A 5 とする)

第 1 5 号様式の 4

保管第	号	公	用	令	書
				住所 氏名	
第 7 1 条					
災害対策基本法					の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。
第 7 8 条第 1 項					
年 月 日			処分権者氏名		
			印		

保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

(用紙は大きさ A 5 とする)

第 15 号様式の 5

取消第	号	公	用	変	更	令	書
						住所	
						氏名	
第 7 1 条							
災害対策基本法	第 7 8 条第 1 項			の規定に基づく公用令書（			年 月 日第 号）
にかかると処分を取り消したので、同法施行令第 3 4 条第 1 項の規定により、これを交付する。							
年 月 日							
						処分権者氏名	
						印	
(用紙は大きさ A 5 とする)							

第 16 号様式

避難・地震防災応急対策の実施状況報告

速 報 用

送 信 者		受 信 者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

緊急応急対策等	実 施 状 況 等 (該当する番号に○をつけること)		
①地震予知情報の伝達	1 完了	2 半数以上	3 半数未満
②地域住民の避難状況	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了	イ 実施中 ウ 未実施)
③消防・浸水対策活動	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了	イ 実施中 ウ 未実施)
④応急の救護を要すると認められる者の救護、保護	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了	イ 実施中 ウ 未実施)
⑤施設・設備の整備及び点検	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了	イ 実施中 ウ 未実施)
⑥犯罪の防止、交通の規制、その他社会秩序の維持	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了	イ 実施中 ウ 未実施)
⑦食糧、生活必需品、医薬品等の確保	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了	イ 実施中 ウ 未実施)
⑧緊急輸送の確保	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了	イ 実施中 ウ 未実施)
⑨地震災害警戒本部（災害対策本部）の設置	1 設置	2 準備中	3 未設置
⑩対策要員の確保	1 完了	2 半数以上	3 半数未満
備 考			

避難・地震防災応急対策の実施状況報告

送 信 者		受 信 者		送受信時間			
機関名	氏 名	機関名	氏 名				
				月	日	時	分
				月	日	時	分

避難 状 況	① 避難 の 経 過	危険事態、異常事態の発生状況			
		措置事項			
	② 避難 の 完 了	避難場所名		避難人数・ 要救護人数	救護、保護に必要な措置等
地震 防 災 応 急 対 策	③	地震予知情報の伝達、避難勧告・指示			
	④	消防、水防その他応急措置			
	⑤	応急の救護を要すると認められる者の救護、保護			
	⑥	施設・設備の整備及び点検			
	⑦	犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持			
	⑧	緊急輸送の確保			
	⑨	食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制整備			
	⑩	その他災害の発生防止・軽減を図るための措置			
		備 考			

避難所入所記録簿

番号	入所年月日	氏 名 生年月日	現住所	性別	世帯主 と の 続 柄	職 業 在 学 校 学 年	摘 要
1		・ ・					1 仕事 2 旅行 3 その他 ()
2		・ ・					1 仕事 2 旅行 3 その他 ()
3		・ ・					1 仕事 2 旅行 3 その他 ()
4		・ ・					1 仕事 2 旅行 3 その他 ()
5		・ ・					1 仕事 2 旅行 3 その他 ()
6		・ ・					1 仕事 2 旅行 3 その他 ()
7		・ ・					1 仕事 2 旅行 3 その他 ()
8		・ ・					1 仕事 2 旅行 3 その他 ()
9		・ ・					1 仕事 2 旅行 3 その他 ()
1 0		・ ・					1 仕事 2 旅行 3 その他 ()

罹災証明書交付簿

[illegible]

別紙 東海地震に関する事前対策

別紙 東海地震に関する事前対策

(現在、気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない。)

第1章 総則

第1節 東海地震に関する事前対策の意義

この事前対策は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条第2項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定（平成14年4月24日）された本市において、東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策（地震防災応急対策）を混乱なく迅速に実施すること、東海地震注意情報が発表された場合、実施すべき地震防災応急対策の一部を必要に応じて、前倒して実施すること、大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、「健康都市・大府」における地震防災体制の推進、地震被害の軽減を図るものである。

また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、次のとおりとする。

1 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

第2編「災害予防」第5章「建築物等の安全化」で定めるとおり。

2 東海地震に係る防災訓練、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第2編「災害予防」第7章「防災訓練及び防災意識の向上」で定めるとおり。

第2節 防災関係機関が東海地震に関する事前対策として行う事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報等の収集伝達及び広報を行う。
- (2) 避難の指示等を行う。
- (3) 地震災害から居住者等の危険を防止するため特に必要があると認める地域について、警戒区域の設定を行う。
- (4) 県へ避難状況の報告を行う。
- (5) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じてそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。
- (6) 地震災害の発生に備え、地震防災応急対策の実施の責任を有する者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることの要請等を行う。
- (7) 高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児等要配慮者の保護、移送をするための措置を行う。
- (8) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護のための措置を行う。
- (9) 避難地・避難路・緊急輸送を確保するための必要な道路その他地震防災緊急整備事業の推進。
- (10) 通信施設の整備事業の推進。
- (11) 大規模な地震に係る防災訓練等の実施及び地震防災上必要な教育の推進。
- (12) 地震災害が発生した場合における食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他の保健衛生に関する措置その他必要な応急措置の実施の準備を行う。
- (13) 地震防災応急対策について、必要に応じ知事に応援を求め、又は応急措置の実施の要請を行う。また、他の市町村の長等に対し応急措置を実施するため必要があるときには、他の市町村の長等に対し応援を求める。
- (14) 東海地震注意情報が発表された段階から、応急復旧に必要な人員、資機材の確認を行う。

2 自主防災組織等

〔自主防災会、自治会、組〕

- (1) 応急対策を実施するために必要な人員等の配備に協力する。
- (2) 市や防災関係機関の行う情報伝達に協力する。

3 愛知県東海警察署

- (1) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。
- (2) 交通規制を行う。
- (3) 犯罪及び混乱の防止等の措置を行う。
- (4) 緊急輸送車両の事前審査及び確認を行う。

4 愛知県知多県民事務所

- (1) 地震防災応急対策について、市長に指示し、又は、他の市町村長に応援の指示を行う。
- (2) 避難の指示の代行を行うことができる。
- (3) 市の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- (4) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- (5) 緊急輸送車両の事前審査及び確認を行う。
- (6) 環境汚染対策の統括的指導を行う。

5 愛知県知多建設事務所

- (1) 管轄区域内における諸施設の点検を行う。
- (2) 災害予防措置等の防災応急対策を行う。
- (3) 緊急輸送車両の事前審査及び確認を行う。

6 愛知県知多保健所

- (1) 避難場所の衛生管理を行う。
- (2) 防疫活動の指導、援助を行う。
- (3) 避難所生活者に対する保健活動を行う。

7 指定地方行政機関

〔名古屋地方気象台〕

- (1) 地震に関する観測及びその成果の収集並びにその情報の発表を行う。
- (2) 次の地震及び津波に関する警報及び注意報等を関係機関に伝達するとともに、報道機関の協力を求めてこれを公衆に周知する。
 - ・ 大津波・津波警報、津波注意報、地震・津波情報
 - ・ 東海地震に関連する情報
 - ・ 緊急地震速報（気象庁から伝達する）
- (3) 地震防災対策強化地域の地震予知及び地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力をする。
- (4) 東南海・南海地震防災対策推進地域に係る地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力をする。
- (5) 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報を行う。

8 指定公共機関

〔日本郵便株式会社大府郵便局〕

災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

- (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便

書簡を無償交付するものとする。

- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。
- (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。
- (4) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。
- (5) 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。

〔東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社〕

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報等の伝達を行う。
- (2) 旅客の避難、救護等は、大府市指定の箇所へ誘導する。
- (3) 列車の運転規制等を行う。
- (4) 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配を行う。

〔西日本電信電話株式会社（東海支店）〕

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報等の正確、迅速な収集伝達を行う。
- (2) 警戒宣言、東海地震予知情報等が発せられた場合に、地震防災応急対策実施上重要な通信に対し、通信設備を優先的に利用できるよう配慮する。
- (3) 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- (4) 地震災害の発生に備え、電気通信関係設備の応急復旧資材の備蓄を行うとともに、復旧要員の確保に配慮する。
- (5) 気象等警報を大府市へ連絡する。
- (6) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。

〔中部電力パワーグリッド株式会社〕

- (1) 警戒宣言が発せられた場合においても、電力の供給を確保するための対策を講ずる。
- (2) 発災後に備え、応急復旧に必要な資機材、要員の確保及び他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。

〔東邦ガス株式会社（東海営業所）〕

- (1) 警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を継続する。
- (2) 発災後に備え、ガス施設の応急復旧に必要な資機材、要員の確保のための諸策を行う。

〔独立行政法人水資源機構（愛知用水総合事業部）〕

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報等の収集及び伝達を行う。
- (2) 発災に備え、資機材の整備及び点検整備等を行う。
- (3) 水資源開発公団が管理する施設の機能を維持保全するとともに、同施設等を通じて供給する水道用水等の必要最小限の確保を図る。

9 指定地方公共機関

〔名古屋鉄道株式会社（名鉄バス）〕

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報等の伝達を行う。
- (2) 旅客の避難誘導、救護を行う。
- (3) 車両の運転規制等を行う。

10 その他公共的機関

〔大府市医師団〕

- (1) 発災に備え、医療、防疫、及びその他保健衛生活動の準備を行う。
- (2) 発災に備え、医療救護活動のための救護班の派遣準備を行う。

〔大府市薬剤師会〕

発災に備え、医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。

〔知多メディアネットワーク株式会社〕

地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、東海地震予知情報等の放送を行う。

II 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

〔あいち知多農業協同組合、大府商工会議所、大府市水道協力会、プロパンガス協会大府分会、日本赤十字社大府市地区、大府市自衛消防隊（消防本部管轄企業）〕

防災上必要な資機材、人員等の配備について協力する。

〔危険物施設の管理者、その他防災上重要な施設の管理者〕

防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

第2章 地震災害警戒本部の設置等

第1節 地震災害警戒本部の設置

市長は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに大府市地震災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2節 市警戒本部の組織及び運営

市警戒本部の組織及び運営は、大震法、大震法施行令、大府市地震防災警戒本部条例及び大府市地震防災警戒本部運営要綱に定めるところによる。

第3章 地震防災応急対策要員の参集

第1節 地震防災応急対策要員の参集等

- 1 市長は、次の場合、職員に参集を命ずるものとする。

職員は、東海地震予知情報等の収集に積極的につとめ、参集に備えるとともに、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言発令を知り得たときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

 - (1) 東海地震注意情報が発表された場合・・・第1非常配備（災害対策本部）
 - (2) 警戒宣言発令に伴い地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知を受けた場合又は警戒宣言発令の報道に接した場合・・・第3非常配備

	東海地震注意情報	警戒宣言	発 災 後
本部体制	災害対策本部		災害対策本部
		市警戒本部	
配備区分	第1非常配備 (警戒体制)	第3非常配備	第3非常配備

- 2 非常配備態勢及び参集方法については、市長が別に定める大府市災害対策本部運営要綱、大府市地震防災警戒本部運営要綱による。
- 3 市の内部における伝達は、勤務時間内においては庁内放送及び電話等によるものとし、勤務時間外等における職員等の動員方法等については大府市災害対策本部運営要綱、大府市地震防災警戒本部運営要綱等で定めるところによる。
- 4 本部が設置されたときは、各班長は職員等の参集状況等を取りまとめ、職員班長へ報告するものとする。
- 5 非常配備時における職員の留意事項
 - (1) 各非常配備において与えられた事務又は業務がある場合は、当該事務又は業務を他の一般事務に優先して処理しなければならない。
 - (2) 非常配備体制中は自ら配備時期を確認するとともに、不急の外出は避け待機しなければならない。
 - (3) 非常配備体制中、交替者と引き継ぎを完了するまでは勤務場所を離れてはならない。
 - (4) 非常配備が解除された場合において残余の事務があるときは、分掌事務の範囲で処理するものとし、その結果を本部長に報告する。

第2節 東海地震注意情報の情報伝達等

市は、気象庁が発表する東海地震注意情報を愛知県から受けたときは、市の管理する施設等に第4章第1節に準じて東海地震注意情報が発表されたことを伝達するものとする。

また、住民等へは、東海地震注意情報に接したときから伝達に努めるものとする。

防災関係機関は、住民等が東海地震注意情報に接した場合に予想される混乱の発生を防止するため職員等に次の事項を周知するとともに、住民等の照会に対し必要な応答を行うものとする。

- 1 東海地震注意情報の意義及び情報収集に関する事項
- 2 地震に対する警戒及び火気等の自粛に関する事項
- 3 警戒宣言時にとるべき行動及びその準備に関する事項

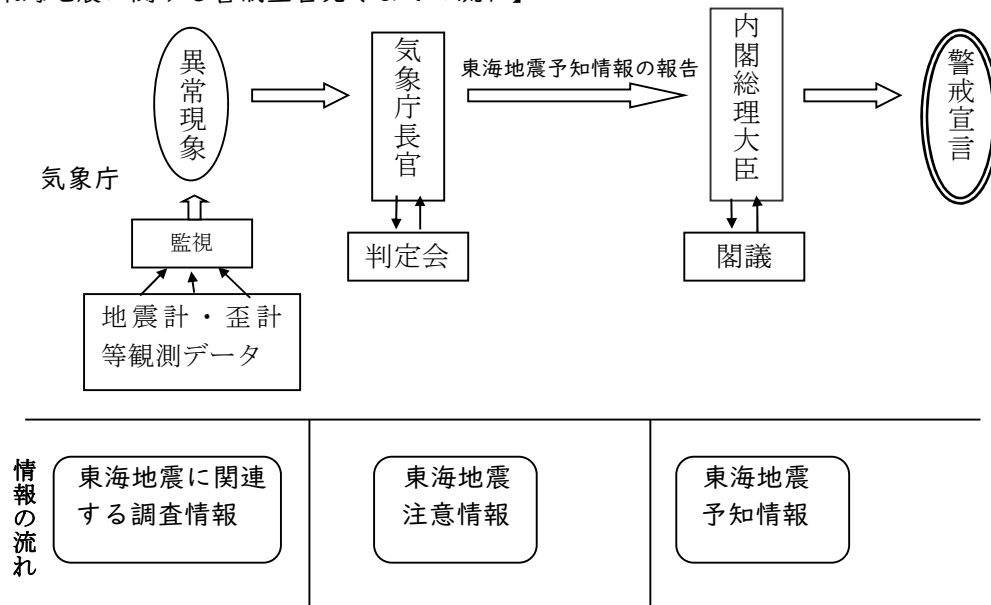
第4章 地震防災応急対策に係る措置に関する事項

第1節 東海地震予知情報等の伝達等

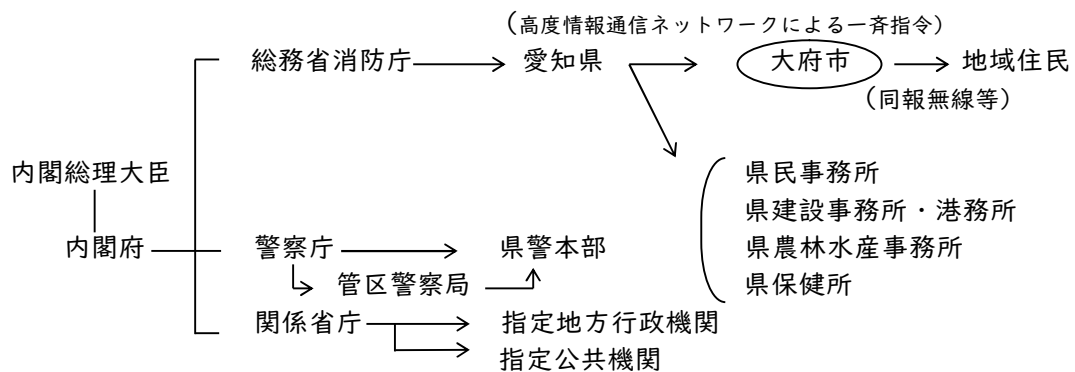
警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報（東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の内容、その他これらに関連する情報（以下「東海地震に関連する情報等」という。）、あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、防災関係機関相互及び各機関内部において、確実に情報を伝達するものとする。

また、東海地震に関連する情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震に関する情報等に対応する広報活動を実施する。

【東海地震に関する警戒宣言発令までの流れ】



1 警戒宣言



(参考) 内閣総理大臣の東海地震警戒宣言及び国民に対する呼びかけ例文

東海地震の地震災害警戒宣言

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発します。

本日、気象庁長官から東海地域の地震観測データ等に異常が発見され、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると、東海地震の地震防災対策強化地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5強程度の地震になると予想されます。

また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸では、大津波のおそれがあります。地震防災対策強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施して下さい。

地震防災対策強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢をとり、防災関係機関の指示に従って、落ち着いて行動して下さい。

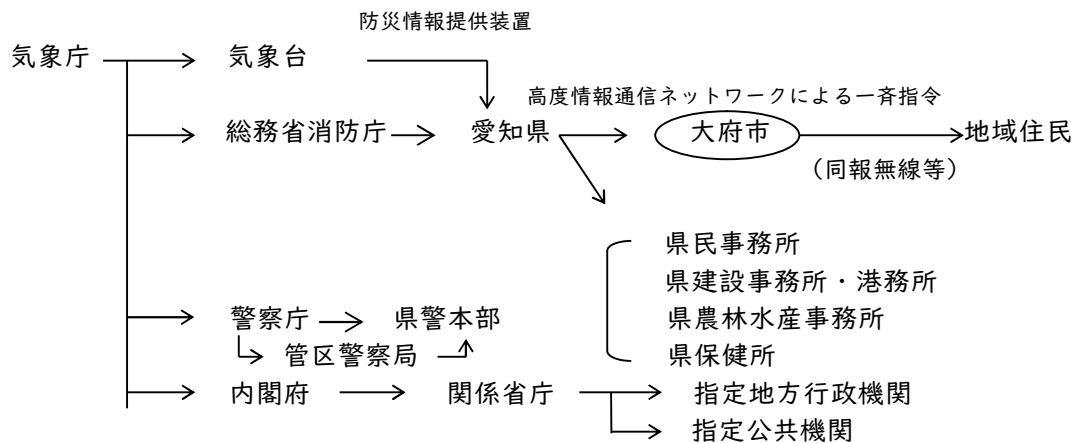
なお、地震防災対策強化地域内への旅行や電話は、差し控えて下さい。東海地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますから、テレビ、ラジオに注意して下さい。

〇〇年〇〇月〇〇日

内閣総理大臣 ○ ○ ○ ○

2 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報等）

東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「東海地震に関連する情報」を発表する。なお、「東海地震に関連する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。



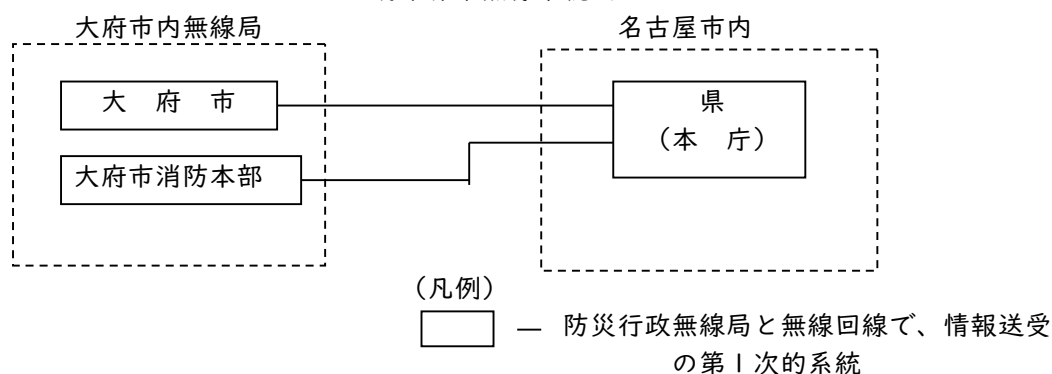
種 類	内 容 等	防災対応
東海地震 予知情報 カラーレベル赤	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれなくなったとみとめられた場合には、その旨が本情報で発表される。	・警戒宣言 ・市警戒本部設置 ・地震防災応急対策
東海地震注 意情報 カラーレベル黄	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。	・災害対策本部設置 ・準備行動の実施 ・市民への広報

東海地震に関連する調査情報（臨時） カラーラベル青	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。	・情報収集連絡体制
	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果が発表される。	

住民等への伝達については、報道関係の報道開始時から行うよう努めるものとする。

また、何らかの事情により通信が困難な場合の県から大府市への代替伝達系統は次のとおりとする。

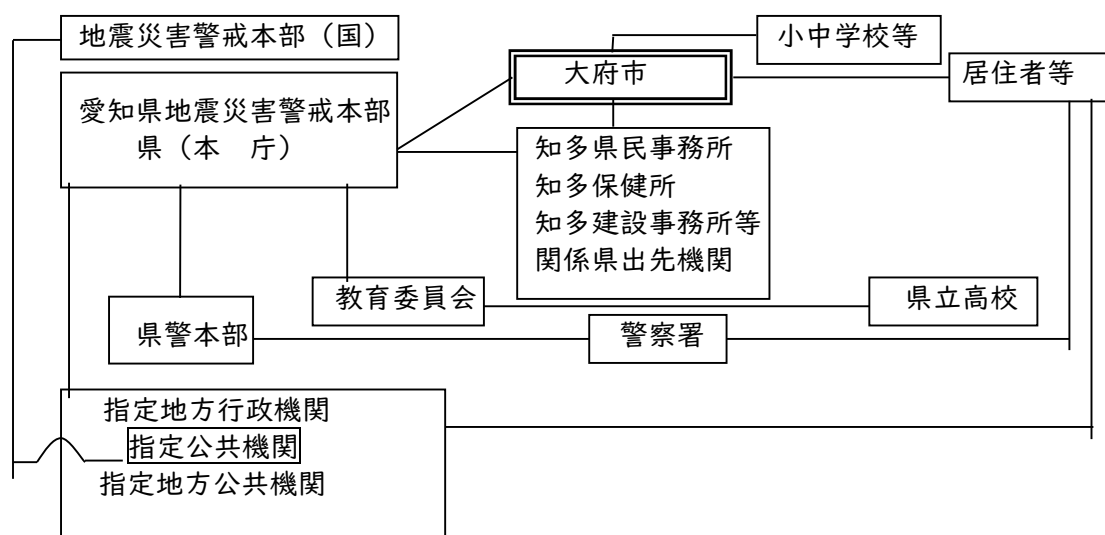
大府市非常無線系統図



市の内部における伝達は、勤務時間内においては庁内放送及び電話等によるものとし、勤務時間外等における職員の動員方法等については、市災害対策実施要綱に定めるところによる。

なお、市警戒本部を中心とした情報の伝達系統は、次のとおりとする。

情報の一般的収集、伝達系統図



警戒宣言が発せられた場合、一般電話、携帯電話の利用が増加し、異常ふくそうが生じ通話不能な事態の発生が予想されるので、平常時から警戒宣言が発せられたときの電話の自粛を呼びかけることとする。

したがって、通話の状況によっては、災害時優先加入者（防災関係機関、警察、病院等）の通話確保のため一般通話は、発信規制される場合もある。

防災関係機関等は、警戒宣言の発令に伴う異常な事態の対応に当たっては「災害時優先電話」により情報伝達、収集等に努めるものとする。（資料編参照）

3 地震情報等の伝達

(1) 地震に関する情報

ア 緊急地震速報の実施

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。(震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報は、気象業務法の地震動特別警報、その他の緊急地震速報は、地震動警報に位置づけられる。)

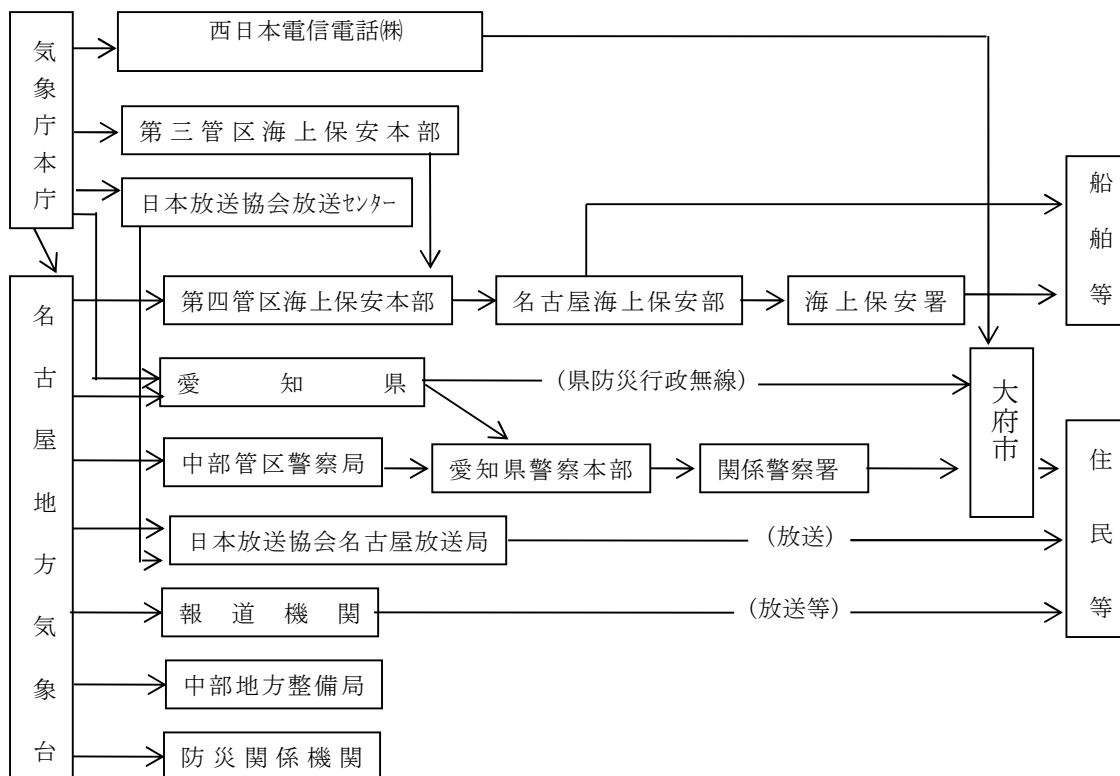
イ 地震に関する情報の種類

種 類	内 容 等
震度速報	地震発生約2分後、震度3以上の全国約180に区分した地域名と地震の発生時刻を発表(愛知県は気象庁本庁からも緊急情報衛星同報受信システムにより受信)
震源に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」を付加して発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	愛知県内で震度1以上となる地震が観測されたときに、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、愛知県及び隣接県(静岡・長野・岐阜・三重の各県)内の各観測点の震度を発表
その他の情報	・地震回数に関する情報(以下に示す地域で地震が多発した時に、震度1以上を観測した地震の回数を発表) 「長野県北部、長野県中部、長野県南部、岐阜県飛騨地方、岐阜県美濃東部、岐阜県美濃中西部、静岡県伊豆地方、静岡県東部、静岡県中部、静岡県西部、愛知県東部、愛知県西部、三重県北部、三重県中部、三重県南部、伊豆半島東方沖、駿河湾、駿河湾南方沖、遠州灘、三河湾、伊勢湾、三重県南東沖、和歌山県南方沖、東海道南方沖、南海道南方沖」 ・この他、顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表

(2) 情報の伝達

地震情報等は、極めて迅速に周知されなければならないので、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達するものとする。

伝達系統図



- (注) 1 名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。
 2 気象庁本庁から西日本電信電話㈱には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。
 3 愛知県は気象庁本庁からも緊急情報衛星同報受信システムにより受信

4 震度情報ネットワークシステム

(1) 震度情報ネットワークシステムによる震度情報

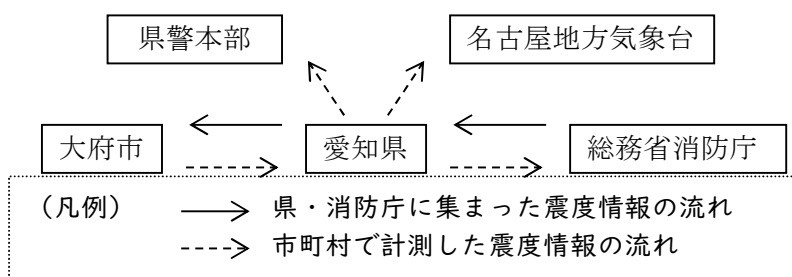
市に設置された計測震度計により観測した震度情報は、震度情報ネットワークシステムにより即時に県において収集され、名古屋地方気象台に伝達される。

また、震度情報ネットワークシステムにおいて、震度3以上を観測しなかった場合であっても、気象庁又は名古屋地方気象台が地震情報等を発表した場合は、県からこれらの情報と併せて伝達される。

(2) 情報の伝達

震度情報ネットワークシステムの震度情報については、次の伝達系統図のとおりである。

震度情報の伝達系統図



(3) 県における措置

気象庁又は名古屋地方気象台から通知される情報は、県防災安全局が受領し、関係市町村に通知される。

震度情報ネットワークシステムにより計測した震度情報については、県防災安全局において収集し、県下市町村に伝達される。

なお、震度４以上を計測した場合は、県警察にも伝達される。

第２節 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

市は、地震災害が発生した事態に備えて、警戒宣言が発せられた場合には、食糧・生活必需品・医薬品等を確保するため大府商工会議所の応援を求めて市内商業者の在庫物資の供給確保に努めるものとする。また、災害応急対策を実施するために必要な資機材の整備及び防疫、医療等の措置に必要な人員を配置するものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合には、これらの準備的な対応を実施する。

また、地震防災応急対策に係る措置を実施するため特に必要があると認めるとき、市長は、大震法第２７条第１項の定めにより区域内の他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件を使用することができるとする。この場合、市長は、土地建物等の占有者等到大震法施行令第１３条の定める通知等をするものとする。

この措置をとったときには、当該処分により通常生ずべき損失については、大震法第２７条第６項の定めにより、これを補償するものとする。

Ⅰ 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保

市は、警戒宣言が発せられた場合には、地震発生後の被災者救護のために必要な食糧、生活必需品及び医薬品等の備蓄を図るものとする。

これに要する人員体制は、地震防災警戒本部運営要綱の定めるところによるものとする。

(1) 食糧の確保

食糧の確保を図るため、市が保有する災害用備蓄物資の配給準備をとるとともに、大府商工会議所、あいち知多農業協同組合等と密接な連絡をとり、米穀等の確保を行うものとする。また、市内商工業者から食糧と合わせて調味料、副食物、食器類及び調理器具等の在庫物資の供与確保に努めるものとする。

(資料編参照)

食 糧…米・乾パン・かん詰類・乳児用ミルク・クラッカー等
副食物…漬物・かん詰類等
調味料…塩・醤油・味噌等
食器類…ガス調理器・鍋釜・はし・食器・コップ・哺乳瓶等

(2) 生活必需品の確保

市は、地震が発生した場合に備え、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品の備蓄を図るものとする。また、大府商工会議所の応援を求めて市内の商業者の在庫物資の供給確保に努める。

(資料編参照)

生活必需品…毛布・衣類・洗面具・タオル・チリ紙・洗剤・懐中電灯・燃料等

(3) 医薬品等の確保

市は、大府市薬剤師会の協力のもと、発災に備え医薬品等を平常医療用とあわせ発災後の医療活動用として備蓄に努めるものとする。(資料編参照)

応急用医薬品…包帯・ガーゼ・救急用絆創膏・止血剤・鎮痛剤・消毒剤・鎮静剤・三角布等

2 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合、当該警戒宣言に係る地震が発生した場合において、大府市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

(1) 緊急輸送確保用資機材・人員の配備

ア 市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用の資機材の確認、人員の確保を図るものとする。(資料編参照)

イ 県公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合、居住者等の避難の円滑な実施を図り、又は緊急輸送車両等の通行路を確保するため、交通規制表示板等を必要箇所に設置するものとする。

ウ 東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社東海支社は、警戒宣言が発せられた場合は、発災後における応急復旧に備えるため、おおむね次のような措置を講ずるものとする。

(ア) 応急復旧用資材、機器の所在を確認するとともに、関係者の手持ち資材、機器についてもその所在を確認する。

(イ) 必要によりあらかじめ定めてある要員により応急復旧体制をとる。

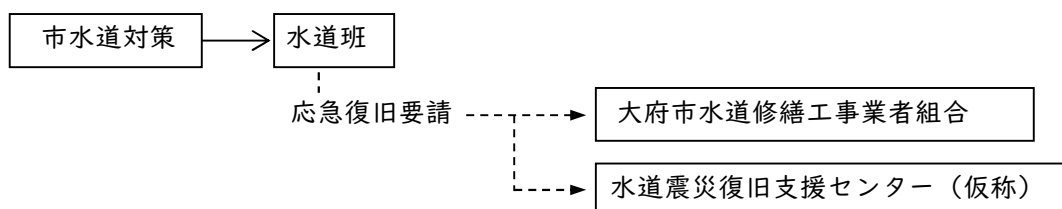
(2) 給水確保用資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の給水確保のため配水池等の配水操作に留意し、必要な人員の配備、応急給水、応急復旧の工事車両等及び現況の資機材の整備点検に努めるものとする。

また、市は震災に備え県並びに市水道協力会及び水道震災復旧支援センター(仮称)と連絡を密にして、災害時の緊急体制を整えるものとする。

ア 給水用、復旧用資機材の備蓄数量、配備場所、必要な車両及び人員等(資料編参照)

イ 応急復旧対策の配備は、次表のとおり整えるとともに「大府市水道事業地震防災応急対策マニュアル」による。



(3) 下水道確保用の資機材・人員の配備

各下水道管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、次の措置をとる。

ア 直ちに各施設を緊急点検する。

イ 発災後の応急復旧に備えて資機材の点検、確保及び要員の確保に努める。

(4) 電力供給確保用資機材・人員の配備

中部電力パワーグリッド株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、

社内に警戒体制を発令し、地震災害警戒本部等を設置し、次の措置を講ずる。

ア 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

イ あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員を動員し確保に努める

(5) 都市ガス供給用の資機材・人員の配備

東邦ガス株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒態勢を発令し、災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。

ア 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、備蓄資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

イ あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。

(6) 通信確保用資機材・人員の配備

ア 市は東海地震注意情報が発表された場合、必要な通信手段確保のための資機材及び人員の配備を行う。

イ 電信、電話

西日本電信電話株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社及びソフトバンク株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ、的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。
警戒宣言が発せられた場合は、地震災害警戒本部をＮＴＴ名古屋支店に設置し要員の確保に努める。

ウ ＣＡＴＶ

知多メディアネットワークは、東海地震注意情報が発表された場合、発災に備え、資機材及び人員の確保に努める。

(7) 浸水対策用資機材・人員の配備

市は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって、迅速かつ強力に推進できるよう、非常配備の体制を整える。

資機材については、防災倉庫内に備蓄してある物資を利用し、人員の配備については地震防災警戒本部運営要綱による。

なお、浸水対策用資機材に不足を生じる緊急事態に際しては、市内建設業者や県へ協力を要請するものとする。

(8) 廃棄物処理及び清掃活動確保用資機材・人員の配備

ア 一般廃棄物処理施設

市は、東部知多衛生組合に対し、東海地震注意情報が発表された場合は、速やかに組合施設の緊急点検を行い、復旧稼働ができるよう体制を確保するよう、要請するものとする。

イ ごみ処理

市は、東海地震注意情報が発表された場合は、災害ごみの収集運搬処理が適正に実施できるよう人員体制並びに資機材を確保するものとする。又、大量の災害ごみの発生に備え、一次保管場所を確保するものとする。

ウ し尿処理

市は、東海地震注意情報が発表された場合は、し尿の収集運搬処理が適正に実施できるよう、人員体制並びに資機材を確保するものとする。又、トイレの使用不能等に備え仮設トイレを確保するものとする。

(9) 防疫活動確保用の資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された場合は、感染症の予防の消毒並びにねずみ族、昆虫等の駆除が適正に実施できるよう、人員体制並びに資機材を確保するものとする。

(10) 医療救護用の資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療救護活動の実

施のため次のような準備をする。

- ア 大府市医師団、各医療機関、大府市薬剤師会、大府市歯科医師会との連携を密にし、医薬品、衛生機材等を確保しておくものとする。
- イ 大府市医師団等で必要な医療救護班の編成の準備を行い発災に備える。
- ウ 医療救護の医薬品、その他衛生機材は、災害時における活動内容等を踏まえて検討し、整備しておくことを原則とする。
- エ 市内の救急患者入院、手術可能医療施設並びに収容可能病院は、次のとおりである。
長寿医療センター 10床 共和病院 5床 順和クリニック 4床
- オ 発災後の応急的な医療救護活動の実施に応援が必要と判断される時には、市は県に対しその編成、派遣の準備を要請するものとする。

第3節 警戒宣言時の広報

東海地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、東海地震予知情報等に対応する広報マニュアルを作成し、これに基づき広報活動を実施する。また、住民の生命と財産を住民自身の手で守るため、各自主防災組織が行う対策活動を定め、協力を要請する。

1 予想される混乱

- (1) 東海地震予知情報に関する流言
- (2) 帰宅者による道路の混乱
- (3) 電話のふくそう
- (4) 避難による混乱
- (5) 自動車による道路交通の混乱
- (6) 買出し、滞留者による混乱

2 広報内容

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

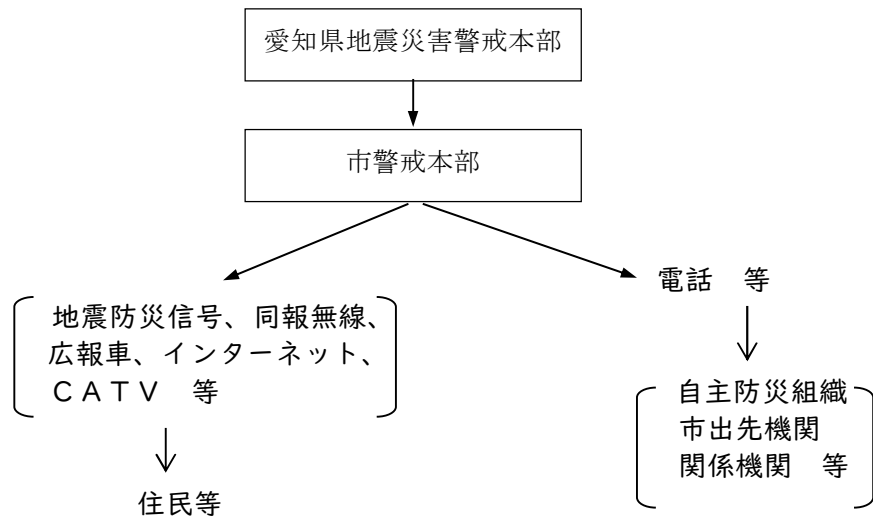
- (1) 東海地震に関連する情報の内容、特に県内、市内の震度の予想
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するための適切な対応の呼びかけ
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合の防災関係機関の準備行動に関する情報
- (4) 市長から市民への呼びかけ
- (5) 生活関連情報（ライフラインの情報、スーパー・コンビニ・金融機関などの営業に関する情報、交通規制の状況、公共交通機関の運行状況など）
- (6) 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の勧告
- (7) 住民、応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- (8) 混乱防止のための対応措置
- (9) 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- (10) その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項
(基本的な伝達事項)
 - ア テレビ、ラジオ等による東海地震予知情報等の収集
 - イ 火気の使用、自動車の運行、危険な作業等の自主的制限
 - ウ 消火の準備
 - エ 飲料水等の緊急貯水
 - オ 非常持出品の点検、確認

3 広報手段等

広報は、地震防災信号、同報無線、広報車、CATV、インターネット等又は自主防災組織を通じて次の伝達系統により行うものとする。

なお、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者などに対しては特に配慮し、民生委員、ボランティアの協力を得た情報伝達、外国人に対しては、多言語、やさしい日本語による表示、外国語放送など、様々な広報手段を活用して行う。

(1) 伝達系統図



(2) 地震防災信号

警 鐘	サイレン
(5 点) (5 点) 	(約45秒)  (約15秒)
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

- 4 問い合わせ窓口
- 居住者等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

【市長から市民への呼びかけ例文】

市民の皆さん、内閣総理大臣は、午前（午後）〇時〇分、東海地震の警戒宣言を発令しました。

この地震が発生しますと、大府市では震度６弱以上のかなり強い揺れが予想されますので十分警戒してください。

既に、市では、職員が非常配備につき防災対策に全力をあげておりますが、市民の皆さんも次の点に十分注意して、いざという時に備えていただきたいと思います。

まず、火の使用、自動車の使用、危険な作業などは極力自粛してください。

次に消火の準備や飲料水の汲み置きなどをしておいてください。

それ以上に大切なことは、皆さんの落ち着いた行動です。デマなどにまどわされず、防災行政無線や広報車などの正確な情報に耳を傾け、避難などで外出する場合も、市、警察、消防などの職員の指示に従って秩序正しく行動していただきたいと思います。

市民の皆さんと力を合わせて、この非常時を乗り切っていきたいと願ひ、ただ今、全力を傾注しています。

いざという時に備えて万全の対策をお願いします。

【英語】（同報無線に登録）

This is an emergency announcement.
This is an emergency announcement.
This is the City of Obu Earthquake Disaster Alert Headquarters.
A short time ago, an alert was announced for an earthquake in the Tokai area.
Should this earthquake occur, extremely strong tremors of seismic intensity 6 or higher are expected in the City of Obu.
Please exercise extreme caution.

※なお、同内容でポルトガル語についても登録済み

第４節 避難等対策

市は、建物の倒壊等により避難が必要となる住民等に対し、迅速かつ的確な避難活動を行うため、可能な限りの措置をとり、生命、身体、安全確保に努める。住民等は、住居する建物の耐震性、地盤等の状況に応じて、必要がある場合は、避難場所等へ避難する。

また、地震の発生により、がけ崩れ等の危険性が特に高い地域にあっては資料編に定めるとおり指定し、市長は住民の生命、身体を保護するため、避難の指示を行い必要な対応措置を講ずるものとする。

（急傾斜地崩壊危険箇所 資料編参照）

Ⅰ 警戒区域の設定等

（Ⅰ）市長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、避難の指示を行い又は警戒区域の指定を行うとともに次の措置をとるものとする。

ア 広報車等による避難の指示等の周知

イ 県警戒本部への避難状況等の報告及び報道機関に対する放送依頼

ウ 避難対象地区の自主防災組織、施設及び事業所への集団避難の指示

エ 東海警察署への通知及び避難誘導、交通規制等の措置の依頼

オ 避難場所の開設及び応急対策用資機材の点検整備

カ 市警戒本部と避難場所を結ぶ情報連絡網の開設

キ 避難終了後の地区についての防火防犯パトロールの実施

- (2) 市は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。
- (3) 避難の指示があったときは、地域の自主防災組織及び施設又は事業所は、あらかじめ定めた避難計画及び市警戒本部の指示に従い、住民又は従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

2 避難対象地区事業所等の対策

大震法第7条第1項各号に掲げる施設又は事業所のうち、避難対象地区にあるものを管理し、又は運営する者は、施設又は事業所の従業者、収容者、入場者等に対し、避難方法等、あらかじめ十分周知を図るものとする。

この場合において、保育園、幼稚園、学校は、園児、児童、生徒の引渡し方法及び登下校(園)時の措置について保護者に対し周知を図るものとする。

3 避難救護等の対策

- (1) 市は、避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行うものとする。なお、避難にあたり他人の介護を必要とする者を受入れる施設については、避難者の救護のために必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 警戒宣言に基づき、市長より避難の指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、原則として避難支援等関係者が行うものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
- (3) 警戒宣言が発せられた場合、市は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。
- (4) 外国人に対する情報伝達においては、外国語ややさしい日本語、ピクトグラム(案内用図記号)による伝達出来るように配慮し、避難誘導等の対応についても定めるものとする。
- (5) 市が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
 - ・収容施設又はテントへの収容
 - ・飲料水、主要食糧及び毛布の供給
 - ・その他必要な措置
- (6) 市が避難場所を開設した場合の救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため次のような措置をとるものとする。
 - ・発災に備え、市が備蓄する食料、物資等の配給準備
 - ・非常用電源設備・給水用資機材その他防災用資機材の配備
 - ・避難者に対し避難生活に必須の食料、飲料水、生活必需品等の物資については、自給を原則とする。

4 避難所の運営体制の整備

- (1) 避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、「大府市避難所運営マニュアル」などを活用し、地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図る。(資料編参照)
- (2) 避難場所で運営する避難生活については、原則として屋外によるものとする。ただし、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児等の要配慮者を保護のため、安全性を勘案の上、必要に応じて屋内における避難生活を運営することができる。
また、避難対象地区の居住者が避難場所まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。

5 児童、生徒等の安全対策

- (1) 児童生徒等の安全を確保するため、東海地震注意情報が発表された場合、原

則として、次のとおり取り扱うものとする。

- ア 児童生徒等が在校中の場合には、授業、部活動等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校させる。
 - イ 児童生徒等が登下校中の場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
 - ウ 児童生徒等が在宅中の場合には、休校として、児童生徒等は登校させない。
- (2) 各学校においては、上記を踏まえて、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を考慮し、あらかじめ保護者、地域の関係機関の意見を聞いた上で、実態に即した具体的な対応方法を定めておくものとする。
- (3) 東海地震注意情報が発表された段階からの学校等における対応方法については、あらかじめ児童生徒及び保護者、その他関係者に周知しておくものとする。
- (4) 施設整備について、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するため、必要な措置をとるものとする。

6 滞留者の対策

警戒宣言が発せられた場合の鉄道の運転、バスの運行、自動車の交通規制による通行禁止又は商用等による滞留者が市内に生じたときは、次のような措置をとるものとする。

- (1) 鉄道の運転規制により生じた滞留者は、本章第10節の「2 鉄道」により措置する。
- (2) バスの運行規制により生じた滞留者は、鉄道に準じて措置する。
- (3) 自動車の交通規制により生じた滞留者は、自動車を緊急輸送車両及び避難者の支障とならない場所へ安全を確認して駐車する。
- (4) 滞留者のうち自己の責任において行動を希望する者以外の者は、最寄りの避難場所へ避難する。
- (5) 市で開設した避難場所での滞留者への対応は、本節9、10に準じて行う。

7 警察官が行う避難対策

- (1) 警戒宣言が発せられた場合において、強化地域内外で避難に伴う混雑等により危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。

この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。

- (2) 警戒宣言が発せられた場合、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長からの要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

警察官が避難のための立退きを指示したときは、直ちにその旨を市長に通知する。

8 県公安委員会が行う交通規制

警戒宣言が発せられた場合は、市域内の居住者、滞在者、その他の者の避難の円滑な実施を図るため、次の要領により、歩行者又は車両の通行を禁止し又は制限する。

- (1) 避難場所周辺道路の交通規制

ア 避難場所周辺道路については、警戒宣言が発せられた場合の混乱を防止し避難を容易にするため、次により交通規制を可能な限り実施しておくものとする。

イ 幅員3.5m未満の道路は、避難場所からおおむね200mの間、車両の

通行を禁止する。

- ウ 幅員 3.5 m 以上の道路は、避難場所からおおむね 200 m の間、駐車を禁止するほか、歩行者用道路、一方通行、指定方向外進行禁止の指定等により車両の通行を抑制する。
- エ ア～ウ以外の道路については、車両の通行や避難者の避難状況等に応じて車両の通行禁止、制限及び一方通行等の交通規制を実施する。

第 5 節 消防・浸水等対策

1 消防対策

消防機関は、警戒宣言が発せられた場合は、地震に伴う出火及び混乱等の防止のため、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとし、東海地震注意情報が発表された場合においても、資機材の点検・整備等準備行動を行う。

また、発災後の迅速な消火、救急救助活動を確保するため、東海地震注意情報が発表された段階から、消防本部における準備等必要な体制をとるものとする。

- (1) 火災発生の防止、初期消火についての居住者等への広報。

特に街頭消火器や初期消火器具等により自主的で迅速な消火活動を行うよう、自主防災会、消防分団、住民に協力を求める内容とする。

- (2) あらかじめ予想される火災及び救急・救助の発生に備え、部隊の動員確保及び消防車両等の資機材を事前に配備
- (3) 東海地震予知情報等の収集、伝達及び周知、広報体制の確立
- (4) 避難対象地区における避難のための立退きの指示、避難誘導及び避難路の確保
- (5) 施設、事業所等に対する地震防災応急計画実施の指示
- (6) 火災の早期発見等のため警戒巡視の実施。
- (7) 消防水利確保のため、消火栓、防火水槽、自然水利等の点検確認を実施し、関係者に通報
- (8) 自主防災組織、自衛消防隊等の防災活動に対する指導
- (9) その他必要な措置

2 浸水対策

浸水対策として、市は次のような措置をとるものとする。

- (1) 監視、警戒を強めるとともに、河川等の管理者への連絡通報を実施する。
- (2) 浸水対策用資機材の点検、整備、配備を実施する。
- (3) その他必要な措置を実施する。

第 6 節 警備対策

警察は、東海地震注意情報が発表された場合、及び警戒宣言が発せられた場合における交通混雑及び犯罪の発生を防止するため、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連絡のもとに情報の収集に努め、犯罪の予防、混乱の防止、交通の確保等の警備活動を推進する。

1 警備本部の設置

警察は東海地震注意情報が発表された場合には、警察署内に警察署東海地震警戒警備本部を設置して警備体制を確立する。

2 警備要員の参集

警察職員は、東海地震注意情報が発表された場合は、警察署長の定めるところにより、自主的に参集して、警備活動に従事する。

3 警備活動の重点

警察は警戒宣言が発せられた場合、民心の安定を図るため、次の警備活動を重点として推進する。

- (1) 警備対策並びに交通対策の企画、調整及び推進
- (2) 警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達に対する協力
- (3) 警察広報
- (4) 各種情報等の収集及び伝達
- (5) 危険箇所、重要施設の警戒
- (6) 交通関係団体の地震防災緊急応急対策等の実施促進
- (7) 避難の指示又は警告及び避難誘導
- (8) 応急の救護を要すると認められる者の救護及び保護
- (9) 交通秩序の維持
- (10) 他の機関が行う応急対策等に対する協力
- (11) 緊急輸送車両の確認
- (12) 不法事案の取締り
- (13) 混乱防止対策

第7節 飲料水・電気・ガス・下水道・通信・放送関係の対策

1 飲料水関係

(1) 水源の確保

東海地震注意情報が発表された場合又は、警戒宣言が発せられた場合は、飲料水の供給並びに、下水道、通信及び放送関係の災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に行うため、関係機関は必要な措置をとるものとする。震災に備えた緊急貯水を居住者等に強力に呼びかけるとともに「大府市水道事業地震防災応急対策マニュアル」に従い、応急給水対策としての次の措置を講ずるものとする。

- ア 地域住民等の飲料水等の緊急貯水によって水量不足を生じないように配水池の水位確保等配水操作に十分留意する。
- イ 需要水量を確保するため、配水場を最大限に活用した送水に努めるものとする。
- ウ 配水場による供給水の確保が困難な場合、直ちに県に緊急増加受水の要請を行うものとする。
- エ 飲料水がなお不足する場合も予測し、防火水槽からろ水機により浄化できるように確保を図る。
- オ 水道施設については、巡回点検を行い状況を確認しておくとともに、工事施行中の箇所については直ちに工事を中止させ、危険防止の措置を行う。
- カ 非常用水源としてあらかじめ指定をしている井戸水提供の家に協力を呼びかける。

(2) 緊急体制の確立

東海地震注意情報が発表された場合は、発災による被害程度を把握できる体制を確立しておくものとする。

2 電気関係

中部電力パワーグリッド株式会社は、地震災害予防及び災害復旧対策にとって必要不可欠な電力を円滑に供給するため、東海地震注意情報が発せられた場合の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。

(1) 地震災害警戒体制

直ちに「警戒体制」を発令し、本店、緑営業所等に地震災害警戒本部を設置する。

(2) 情報伝達

警戒宣言並びに警戒解除宣言に関する情報はあらかじめ決められた伝達経路により伝達するものとし、その伝達方法は保安通信設備等により行う。

(3) 電力施設の予防措置

東海地震注意情報又は、警戒宣言に基づき、電力施設に関する次の予防措置

を講ずる。この場合において地震発生の危険に鑑み、作業員の安全に十分配慮する。

ア 変電所等の特別巡視、特別点検

給電制御所、変電所等において、構内特別巡視、非常電源設備の点検、燃料・冷却水等の補充、消火設備の点検を実施する。

イ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の電力施設は、状況に応じて設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

(4) 電力の緊急融通

各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」並びに中部電力株式会社と隣接する各電力会社間で締結された「二社融通電力受給契約」に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

(5) 安全広報

ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて地震発生時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

3 電気通信関係

西日本電信電話株式会社では、東海地震注意情報若しくは、警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため、次の諸措置を行う。

(1) 「警戒宣言」発令に伴う諸措置

ア 警戒宣言、東海地震予知情報等の正確、迅速な伝達

警戒宣言等に関する情報は、あらかじめ定める伝達経路及び方法により、正確かつ迅速に行う。

また、地震防災に関する情報の授受及び収集を円滑に行うため、各防災関係機関との連絡担当を明確に定めるものとする。

イ 警戒本部の設置

東海地震注意情報が発せられた場合は、直ちに準備警戒の措置をとるとともに、地震災害警戒本部を設置する。

ウ 情報等収集と伝達

地震災害警戒本部は、国や市町村等から発出される指示及び各種情報を受け、また、報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の伝達経路により相互伝達して、通信の疎通確保及びそれぞれの地震応急対策等に反映させる。

エ 地震防災応急対策等に関する広報

警戒宣言が発せられた場合、利用者の利便に関する次の事項について、ラジオ、テレビ放送等を通じて広報を行う。

(ア) 通信の疎通状況並びに利用制限等の措置状況

(イ) 電報の受付、配達状況

(ウ) 加入電話等の開通、移転等の工事、並びに故障修理等の実施状況

(エ) 西日本電信電話株式会社東海支店における業務実施状況

(オ) 災害用伝言ダイヤルの利用状況

(カ) 利用者に対し協力を要請する事項

(キ) その他必要とする事項

オ 通信の利用制限等の措置

警戒宣言の発令、地震災害に関する各情報の報道により、電気通信の疎通が著しく困難となった場合には、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則に定めるところにより、強化地域内の機関及びその他の地域で必要とする機関において地震防災応急対策の実施上必要な通信を確保するため、利用制限等臨機の措置をとるものとする。

カ 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板(web171)運用

東海地震注意情報等発表後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板(web171)等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報等発表前から実施する。

キ 復旧用資機材、車両等の確認と広域応援計画に基づく手配

警戒宣言が発せられた場合、災害復旧等に係る組織（対策要員）においては、速やかに地震災害警戒本部に参集する。

復旧用資機材車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。また、発災後における電気通信設備等の迅速な復旧に必要な次の車両については、あらかじめ緊急輸送用として特別許可（緊急輸送車両の事前申請）を得ておくものとする。

（ア）移動無線車、移動電源車、ポータブル衛星通信支援車

（イ）災害対策用機器及び応急復旧用資機材運搬用車両

（ウ）工事用車両、特殊車両

（エ）広報車、その他災害応急復旧対策上必要な車両

ク 建物、施設等の巡視と点検

東海地震注意情報又は、警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設について巡視し、必要な点検を実施するものとする。

ケ 工事中の施設に対する安全措置

東海地震注意情報又は、警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配慮するものとする。

(2) 通信の疎通確保対策

災害用伝言ダイヤルの活用

西日本電信電話(株)は、震度6弱以上の地震が発生した場合に、被害者の安否確認を直接電話で行わず、全国50か所に配備された災害用伝言ダイヤルセンターを経由して行うことにより、ふくそうを緩和する。

4 都市ガス

東邦ガス株式会社は、東海地震注意情報が発せられた場合、警戒体制をとり次の措置を講ずるものとする。

(1) ガスの供給（警戒宣言発令後もガスの供給を継続する。）

(2) 必要な要員及び資機材、物品の確保

(3) 防災設備の点検

ア 緊急でない工事作業等は、危険を防止する措置を施した後これを中断する。

イ 防災上必要な設備の点検及び作動確認を行う。

(4) 安全広報

ア 広報車等により、不使用中のガス元栓の閉止及び発災時における使用中のガス元栓の即時閉止等の広報をする。

イ 関係報道機関にあらかじめ連絡して前アの内容の広報を行うよう依頼する。

5 LPガス（プロパンガス）

一般社団法人愛知県LPガス協会中央支部知多北分会（大府地区）は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに次の措置を講ずるものとする。

(1) LPガスの供給の継続

警戒宣言発令後も必要に応じて、LPガスの供給を継続する。その際、安全確保上、地震の揺れにより自動的に供給を遮断するマイコンメーター等を供給先に設置しておく。

(2) 必要な要員及び資機材の確保

供給先への対応はもとより、緊急連絡網により要員を確保し、避難所等への

ＬＰガスの供給を可能とする準備をおこなう。

- (3) 広報車等による日頃より供給先に周知している内容の徹底。

容器転倒防止設備の再点検、発災時における使用中のガスの元栓、器具栓の即時閉止及び容器バルブの閉止、また災害後は点検を受けてから使用する等を広報する。

6 放送関係

日本放送協会名古屋放送局を始め各放送機関は、東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務について協力する。

また、東海地震予知情報等の放送に当たっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確かつ迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処することとする。なお、放送にあっては外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努めることとする。

7 下水道関係

下水道管理者（県及び市）は、東海地震注意情報が発表された段階から、所用人員の配備、発災後の応急復旧に備えた資機材の点検・確保等に努める。

第8節 金融対策

金融機関及び保険会社等は、警戒宣言が発せられたときは、必要に応じて東海財務局、日本銀行名古屋支店、県等と緊密な連携をとり、業務の円滑な遂行を確保するため、次に掲げる措置を適切に講ずるものとする。

1 金融機関の営業

- (1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、オンライン稼動を除くすべての業務の営業を停止する。

ア 正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）を除き、全ての業務の営業を停止する。

イ 普通預金の払い戻し業務については、顧客及び従業員の安全等に配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努めるものとする。

- (2) 警戒宣言が営業時間外に発せられた場合は、その後の営業を全面的に停止する。

- (3) 発災後の円滑な業務再開に備え、店舗等施設の整備、人員確保等のために必要な措置をとる。

- (4) 警戒宣言の解除が発せられた場合は、金融機関等が営業することのできる状況が整い次第、速やかに平常の営業を再開する。

- (5) 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備えて、店頭はその旨を掲示する。

2 ゆうちょ銀行に係る措置

- (1) 預金の払戻及び中途解約に関する措置

ア 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預金払戻の利便を図ること。

イ 事情やむを得ないと認められる被災者に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置。

(2) 休日営業等に関する措置

災害時における休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。
また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻を行う等被災者の便宜を考慮した措置を講ずる。

(3) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

3 保険に係る措置

警戒宣言が発せられた場合には、保険契約の取扱いを行わないものとする等適切な応急措置を実施するものとする。

第9節 生活必需品の確保等

警戒宣言が発せられた場合、食料等生活必需品の売り惜しみ、買占め及び物価高騰が生じないように、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請するものとする。

さらに、生活必需品等を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業の要請に努める。

各家庭においては、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。

なお、市は平常時からこれらの対応について周知徹底に努める。

第10節 交通対策

1 道路

警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想される。

このため、県公安委員会は、道路管理者と協力して適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察、消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図るものとする。

また、東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要・不急の車の運転を控えるよう要請するとともに、以下に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。

(1) 交通対策の基本方針

警戒宣言が発せられた場合における交通対策の基本は、次のとおりとする。

- ア 大府市での一般車両の走行は極力抑制する。
- イ 大府市への一般車両の流入は極力制限する。
- ウ 大府市外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- エ 緊急輸送路等については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他、防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。

(2) 運転者のとるべき措置

警戒宣言が発せられた場合の運転者のとるべき措置は次のとおりとする。

- ア 車を運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。

- イ 車を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。
やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車しエンジンを止めエンジンキーは付けたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。
駐車するときは避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
 - ウ 避難のために車両を使用しないこと。
- (3) 警戒宣言発令時における交通規制の内容及び方法
- 警戒宣言が発せられた場合は、大震法の定めるところにより、地震防災応急対策に従事する者若しくは地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため、次の要領により、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。
- ア 大府市の規制対象路線
 - (ア) 1次的には緊急輸送道路とし、緊急自動車及び緊急輸送車両であることの確認を受けた車両(以下「緊急輸送車両等」という。)以外の車両の通行を原則禁止する。(資料編参照)
 - (イ) 前記(ア)の目的を達するため、交通検問所を設置して、必要な交通規制、誘導及び自動車使用抑制の要請等を行うことができる。
 - (ウ) 前記ア以外の道路について、緊急輸送車両等の通行を確保すべき必要がある場合には、区間及びその他の関連道路について車両の通行を禁止し又は制限することができる。
 - イ 関係機関との協力
交通規制の実施に際しては、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に即した適切な交通規制を実施するものとする。
 - ウ 交通規制の方法
大震法に基づく交通規制を実施するときは、大震法施行規則第5条に定める、表示を設置して行うが、緊急を要するとき、又は設置が困難であるときは、警察官の現場における指示により交通規制を行う。
 - エ 広報
交通規制を実施した場合は、避難者、運転者等に対し、ラジオ、看板等により適時、適切な広報を実施する。
- (4) 交通規制を行う地域、道路及び区間における車両等の措置
- ア 通行の禁止又は制限を行った道路上の車両については、直ちにこれを同道路以外の道路へ誘導退去させるとともに、その走行を極力抑制する。
 - イ 強化地域内へ入ろうとする車両にあっては、その流入を極力制限する。
 - ウ 通行の禁止又は制限をされている道路上の駐車車両については、直ちに立退きの広報、指導を行い状況により必要な措置を講ずる。
- (5) 交通規制の結果生ずる滞留車両運転者及び同乗者の措置
- ア 交通規制に伴う滞留車両の措置
大府市内にある車両に対しては、通行の禁止、制限をされた道路以外の道路にあっては、現場広報及び指導を行い極力走行を抑制する。
 - イ 滞留車両の運転者及び同乗者の措置
交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関と協力し必要な対策を講ずるものとする。

2 鉄道

東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社は、警戒宣言に伴う強化地域内の運行停止による旅客の混乱を軽減するため、警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の運行規制等についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請するものとする。また、警戒宣言までは、需要に応えるため極力運行を継続する。なお、強化地域内で震度6弱未満かつ津波等の被害の

おそれがない地域について、安全に運行可能と判断した場合は、警戒宣言が発せられた場合においても運行を継続できるものとする。

(1) 東海地震注意情報発表時

ア 列車の運転取扱

(ア) 旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。

(イ) 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。

イ 旅客の案内等

東海地震注意情報が発表された時には、旅客等に対し、情報を伝達し、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転計画を案内する。

(2) 警戒宣言発令時

ア 列車の運転取扱

(ア) 警戒宣言発令後、次の各号に掲げる列車の運転取扱いを実施することとする。

〔新幹線〕

a 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。

b 想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄の駅まで安全な速度で運転して停車する。

c 想定震度が6弱未満の地域においては、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。

〔在来線〕

a 強化地域への進入を禁止する。

b 強化地域内を運行中の列車は最寄の安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。

c 強化地域外においては、折り返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。

イ 旅客への対応

a 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、あらかじめ定めた方法及び内容により、列車の運転状況について案内する。

b 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、市が定める避難広場へ避難させる等の必要な措置をとる。

3 バス

乗客等の安全を確保するため、原則として、強化地域においては次の措置を講ずるものとする。

(1) 東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言発令時における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等による情報収集に努めるものとする。

(2) 東海地震注意情報が発表された場合、警戒宣言発令時には車両の運行を中止することを予告する。

(3) 警戒宣言の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難地の教示を行うものとする。

(4) 旅客を降ろした後、車両は、所属営業所又は最寄の営業所まで回送する。ただし、緊急の場合は、安全な場所へ退避する。

(5) 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄の避難地及び運転中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

第11節 病院・診療所

病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、病院放送等により、

医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。

なお、警戒宣言が発せられたときの外来診療は原則として中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、地域の医療を確保するため、診療を継続することができるものとする。

第１２節 百貨店等

警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の百貨店等は、原則として営業を中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、食料品及び日用雑貨等の生活必需品に対する地域の需要に応えるため、営業を継続することができるものとする。

第１３節 緊急輸送

１ 緊急輸送の対象となる人員、物質等の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資の輸送範囲は、おおむね次のものとする。

- (1) 応急対策作業に従事する者。
- (2) 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水等、その他生活必需品物資
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 救援物資等
- (6) 応急対策用資材及び機材
- (7) その他必要な人員及び物資、機材

２ 緊急輸送の方針

市及び関係機関は、発災後における応急対策に必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各自が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有車両を調達し、緊急輸送体制を確保するため、相互の協力体制を十分整備することとし、市警戒本部は必要に応じて連絡調整を行うものとする。

３ 緊急輸送道路

警戒宣言が発せられた場合、大府市域における緊急輸送道路は、資料編のとおりである。

４ 緊急輸送基地等の設定

警戒宣言が発せられた場合は、緊急輸送基地(集積地点)並びに集積地点を設定する。

５ 緊急輸送車両等の確保等

- (1) 市及び関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。

確保すべき車両の数量及び確保先との連絡手段等は、別に定める。

- (2) 市は、輸送手段の確保について、県に対して要請することができる。

６ 緊急輸送車両の運行確保

- (1) 緊急輸送車両の確認及び事前届出

県公安委員会が大震法第１条に基づき、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、知事又は県公安委員会は、大震法施行令第１２条第１項の規定により緊急輸送車両の確認を行うものとする。

また、市及び緊急輸送を行う計画のある車両を有する指定行政機関等においては、県公安委員会(県警察本部)へ緊急輸送車両の確認届出を行うものとする。

(2) 緊急通行車両確認証明書の交付範囲

緊急通行車両確認証明書を交付する範囲は、本計画に定める地震防災応急対策に係る措置に関する事項を遂行するために必要とされるもので、かつ1の緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲において定めるものとする。

(3) 緊急輸送車両確認の申請手続

緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、緊急通行車両確認申出書を県又は県公安委員会の下記緊急通行車両等確認事務担当部局に提出するものとする。

また、緊急輸送車両の事前届出については、緊急通行車両等事前届出書を県公安委員会（警察本部）の事務担当部局に提出するものとする。

ア 県

（ア）総務局 県民事務所

（イ）防災安全局 災害対策課

イ 県公安委員会

（ア）警察本部 交通規制課

（イ）警察署 交通課（係）

（ウ）交通検問所

(4) 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

緊急輸送車両であると認定したときは、知事又は県公安委員会は、緊急通行車両確認証明書を作成し、標章とともに申出者に交付する。

(5) 緊急輸送車両確認の効力

大震法施行令第12条第1項に基づき、緊急輸送用車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第33条第5項の規定に基づき、同条第1項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送を継続して実施することができる。

第14節 他機関に対する応援要請等

1 防災関係機関に対する応援要請等

(1) 防災関係機関相互における応援要請、又は応急措置の要請については、あらかじめ手続等を定めるものとする。

(2) 市長等は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策等を実施するため必要があると認めるときは、大震法第26条の規定により他の市町に対し応援を求める場合は、あらかじめ相互に応援協定を締結しておくものとする。

(3) 市長等は、市において防災応急対策等を実施するため必要があると認めるときは、大震法第26条の規定により、愛知県知事等に対し応援を求め、又は応急措置を要請することができる。

(4) 指定公共機関等が、市に協力した場合の経費の負担については、各計画に定めるもののほかその都度あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

2 自衛隊の地震防災派遣要請

(1) 防災派遣要請等

市地震災害警戒本部長は、市域の地震防災応急対策実施のための自衛隊の派遣を必要とするときは、県地震災害警戒本部長に対し次の事項を明らかにして、自衛隊の地震防災派遣要請を依頼するものとする。

ア 災害の情况及び派遣を必要とする事由

（ア）災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする）

（イ）派遣を要請する事由

イ 派遣を必要とする期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

(ア) 区域

(イ) 活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、防疫等）

エ その他参考となるべき事項

- (2) 地震防災派遣基準等市地震災害警戒本部長は、地震防災派遣が実施される場合には、支援活動の細部に関し、関係部隊等と連絡調整するものとする。

県庁から連絡する場合

調整窓口	連絡電話
陸上自衛隊 第10師団司令部	・（加入電話）052-791-2191 課業時間内：内線531（防衛班） 課業時間外：内線301（当直室） ・（防災行政無線）8-8230-31（作戦室） 32（当直） 33（防衛班） ・（衛星電話）9-同上
陸上自衛隊 第35普通科連隊	・（加入電話）052-791-2191 課業時間内：内線460（防衛班） 課業時間外：内線477（当直室） （防災行政無線）8-8240-34 ・（衛星電話）9-同上

- (3) 地震防災派遣に伴う部隊の受入れ及び経費の負担区分

地震防災派遣が実施された場合の、部隊の受入れ及び経費の負担区分については、大府市地域防災計画、第3編第4章第3節「自衛隊の災害派遣」に準ずるものとする。

3 消防機関相互の応援体制の整備

現在消防機関相互の応援体制は、愛知県内及び知多地域等隣接市町間の消防相互応援協定があるが、近隣地区が被災地となることも考えられるので、これらの整備充実とともにさらに広域的な応援体制の確立を図る必要がある。また、激甚災害の場合は、全国の消防機関相互による応援体制として発足した緊急消防援助隊による広域応援活動を活用するための受入れ体制を整えるものとする。

第15節 市が管理又は運営する施設に関する対策

1 道路

地震が発生した場合予想される道路の被害は、法面の崩落、高盛土箇所の崩壊、路面の亀裂、沈下、橋りょうの損壊、ガスパ、水道管等地下埋設物の破損に伴う道路の損壊などが想定される。

このため市は、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに所管する道路のうち、特に緊急輸送道路として指定された路線並びに道路の損壊等が想定される危険な箇所を主体に緊急点検を行うため道路巡視を実施して状況を把握し、必要に応じ応急補強、交通の制限、工事中の道路における工事の中断等の措置をとるものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合は、これらの対策の準備的な対応を実施し、次のとおり所管道路における管理上の措置をとるものとする。

さらに、日常から道路、橋りょう施設の危険箇所の調査及び耐震診断を実施し、今後計画的に改良を図る。

緊急点検巡視の具体的な実施体制及び実施方法については、別に定める。

- (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言、その他地震に関する情報及び運転手のとるべき措置を道路利用者に伝達するとともに、不要不急の旅行を控えるよう要請する。
- (2) 道路巡視を実施して、交通状況、工事中の箇所、通行止め箇所等の把握をし、

必要な安全対策を講じたうえで、原則として工事中の道路における工事の中断等の措置をとる。

2 河川

東海地震注意情報が発表された段階から、必要に応じて所管する河川施設の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、状況に応じ防災応急措置を行うとともに、工事中の箇所がある場合は、必要な安全対策を講じたうえで、原則として中断等の措置をとるものとする。

3 下水道施設

災害対策の軽減についての活動が他の防災活動と一体となって迅速かつ強力に推進できるよう配備の体制を整える。

下水道施設については、機能向上と安全確保が最重要課題であり、施設管理の効率化と計画的な改築更新を図るものとする。（資料編参照）

4 ため池

地震が発生した場合、堰堤の決壊等により浸水被害の発生が想定される。このため東海地震注意情報が発表された場合、これらの施設管理者は直ちに緊急点検及び巡視を実施し、状況に応じて管理上の措置を講ずるとともに、工事中の場合は中断等の措置をとるものとする。（資料編参照）

5 愛知用水

独立行政法人水資源機構は、警戒宣言が発せられた場合、発災による愛知用水基幹施設及び一般住民等への被害の軽減又は防止を図るため、次のとおり防災体制を確立する。

(1) 地震災害警戒組織

警戒宣言が発せられた場合の防災に関する業務の適切な遂行を図るため、地震災害警戒本部を設置する。また、関係管理所に支部を設置する。

ア 情報連絡

警戒態勢及び情報の伝達は、別に定める防災体制の伝達経路のとおりとし、一般加入電話及び無線で周知徹底する。

6 不特定多数の者が出入りする施設等

市が管理する庁舎、社会教育施設、市民体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

(1) 一般的事項

ア 東海地震観測情報が発表された場合

庁舎、市民が利用する施設等においては、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、東海地震観測情報の伝達に努める。

イ 東海地震注意情報が発表された場合

庁舎への来訪者、施設利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には、交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、原則として庁舎、施設等からの退避を促す。

ウ 警戒宣言が発せられた場合（東海地震注意情報等が発表されることなく、突発的に発せられた場合を含む。）

庁舎への来訪者、施設利用者に対して、警戒宣言が発せられた旨を的確、簡潔に伝達するとともに、安全確保を図るため、庁舎、施設等からの退避を誘導し、原則として、窓口業務を停止する。

(2) その他の措置

庁舎・施設において、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるなど、発

災に備えるとともに、東海地震注意情報が発表された場合には、その準備的な対応を行い、必要な体制を整えるものとする。

- ア 施設の防災点検及び応急補修、設備、備品、薬品等の危険物資による危害予防のための転倒・落下防止措置
- イ 出火防止措置
- ウ 受水槽等への緊急貯水
- エ 消防用設備の点検、整備と事前配備
- オ 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューターシステムなど重要資機材の点検等の体制

(3) 個別事項

- ア 学校等に保護を必要とする児童、生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置を講じる。
- イ 社会福祉施設にあっては、情報の伝達や避難等にあって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、これらの者の保護及び保護者への引継ぎの方法について、施設の種類や性格を十分に考慮し、各施設において警戒宣言発令時の安全確保のため必要な措置をとる。
- ウ 保育園については学校等に準じて行う。各施設の具体的な措置内容は、各施設管理者が定める。

(4) その他

東海地震注意情報が発表された場合、庁舎、施設においては、警戒宣言が発令された場合には交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、来訪者、施設利用者に対して、的確、簡潔に伝達し、帰宅等を促すものとする。

7 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

- (1) 強化地域内の地震防災応急対策の実施上重要な建物となる庁舎等の管理者は6の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
 - ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ 資機材及び車両等の確保に関する措置
- (2) 市警戒本部の支部が置かれる庁舎等の管理者は6に掲げる措置をとるほか市警戒本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保に関する措置をとるものとする。
- (3) 市警戒本部を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し(2)に掲げる措置と同様の措置を取るよう協力を要請するものとする。
- (4) 市の強化計画に定める避難場所又は救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は、6の(1)に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難場所又は救護所の開放・開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

8 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された段階で、安全対策を講じたうえで、原則として工事を中止するものとする。

第16節 警戒宣言発令時の帰宅困難者対策

警戒宣言が発せられ、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤、通学、旅行、買物等で帰宅が困難になる者が相当生じることが見込まれることから、市は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所の開設や帰宅支援等必要な措置を講じるものとする。

- (1) 交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった人に対しては、原則として徒歩による帰宅を促す。
- (2) 事業所等は、従業員、学生、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された

段階から、正確な情報を提供することとし、警戒宣言発令時には交通機関が運行停止する旨の情報を提供して事前の帰宅困難者発生抑制に努める。

第 17 節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

1 収集、伝達系統

市における警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等に関する情報の収集、伝達及び市警戒本部からの指示事項等の伝達は、第 4 章第 1 節の系統により行うものとする。

2 報告事項・時期

(1) 市は、警戒宣言発令後 1 時間以内に、第 16 号様式により県に報告する。

(2) それ以降は、第 17 号様式により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。

ア 報告事項は、第 17 号様式の記載の事項とする。

イ 報告時期

①は、危険な事態その他異常な事態が発生した後直ちに行う。

②は、避難に係る措置が完了した後速やかに行う。

③から⑩は、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次行うものとする。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災上、緊急に整備すべき施設及び資機材等の整備計画について定める。

施設等の整備はおおむね5か年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第1節 防災業務施設の整備

1 消防用施設の整備

(1) 事業の目的

地震の発生時に予想される火災から市民の生命・財産を守るため、消防施設・消防水利施設及び消防ポンプ車等の整備促進を図る。

(2) 整備の水準

消防施設整備計画に基づき市街地等に耐震性貯水槽を計画的に整備するとともに、消防拠点施設及び消防車両等を整備する。

2 通信施設の整備

(1) 事業の目的

警戒宣言発令時及び地震発生時に電話の異状輻輳や通信の途絶が予測されるため、防災関係機関、住民からの情報収集、伝達を円滑にするために必要な通信施設の整備の促進を図る。

(2) 整備の水準

各地域の情報収集、本部から各方面へ情報、指令を的確に伝達するため、消防無線及び防災行政無線、同報無線を整備する。

3 消防機材の整備

(1) 事業の目的

地域の自主防災活動が円滑に実施できるよう資機材の整備を行う。

(2) 整備の水準

自主防災会が初期消火活動できるよう街頭消火器の整備を行う。

4 水道施設の整備

(1) 事業の目的

市民の飲料水の確保のため施設の整備を図る。

(2) 整備の水準

飲料水の確保のため、緊急遮断弁の設置及び老朽管を更新する。

第2節 防災上重要な建物の整備

1 社会教育施設・文化スポーツ施設等の整備

(1) 事業の目的

不特定多数が出入りする公民館、図書館、体育館等を対象とした社会教育施設・文化スポーツ施設等の安全対応を図る。

(2) 整備の水準

昭和56年以前の建物を対象に耐震診断を実施し、必要に応じて補強工事を行う。

2 学校施設の整備

(1) 事業の目的

児童生徒の生命の安全を図るとともに、避難所として必要な被災住民用の食

糧等の備蓄を行い、災害応急対策の円滑化を図る。

(2) 整備の水準

学校施設のうち、昭和５６年以前の建物については、耐震診断を実施し、必要に応じて補強工事を行う。

3 保育園等施設の整備

(1) 事業の目的

児童、園児の生命の安全確保を図るとともに、災害応急対策の円滑化を図る。

(2) 整備の水準

児童老人福祉センター、保育園のうち、昭和５６年以前の建物については、耐震診断を実施し、必要に応じて補強工事を行う。

第３節 災害の防止事業

1 ため池等の整備

(1) 事業の目的

浸水対策として老朽化した排水機場の更新及びため池の貯水の溢水被害防止を図る。

(2) 整備の水準

ため池の余水吐、護岸整備、老朽ため池の親水公園整備を行う。

第４節 緊急輸送を確保するため必要な道路等の整備

1 橋りょう整備事業

(1) 事業の目的

新幹線及び東海道本線と交差する市の管理下の跨線橋について、新幹線及び東海道本線の安全運行に支障となるおそれがあるため落橋防止及び補修工事を実施する。

また、平成８年度道路防災点検要領に基づき、市が管理する橋長１５ｍ以上の橋りょうについて調査し、落橋防止及び橋脚補強等を実施する（大府駅、共和駅自由通路及び共和人道橋含む）。

(2) 整備の水準

優先順位は緊急輸送道路の橋りょうを優先とする。

第５節 避難地、避難路、資機材等の整備

1 避難地公園の整備

(1) 事業の目的

避難地について、避難困難地区の解消、収容能力の増強等、避難危険度の解消を図る。

(2) 整備の水準

人口の集中した地域又は今後人口の集中が予想される地域について、避難地整備診断を実施の上、新規整備必要箇所につき公園整備事業とリンクした整備を図る。

2 資機材等の整備

(1) 事業の目的

地震災害警戒本部及びその他の施設の機能が十分発揮できるよう、資機材等の充実強化を図る。

(2) 整備の水準

地震発生後において、災害応急復旧活動及び市民の生活維持に必要な資機材等の整備を図る。

第6章 大規模な地震に係る防災訓練計画

第1節 防災訓練の実施

市は、市防災会議の主唱に基づき、少なくとも年1回、防災関係機関並びにできる限りの民間企業、自主防災組織及びより多くの住民等の参加を得て、強化計画の具体的な運用等を目的とする大規模な地震に関する総合防災訓練並びに必要なに応じて個別の訓練を実施するものとする。

第2節 訓練の内容

- 1 東海地震予知情報等の発表、警戒宣言の発令に伴う地震防災応急対策の実施に必要な要員の参集及び市地震災害警戒本部運用訓練
- 2 警戒宣言の発令に伴う所要情報の通知、伝達、広報等の訓練
- 3 交通規制及び事前避難等に関する訓練
- 4 発災後の市災害対策本部の設置並びに消火活動、避難誘導、救護活動、道路の啓開作業、給水給食等の応急措置に関する訓練
- 5 その他地震防災応急対策の実施等に関する訓練

第3節 住民等の震災予防対策

市は大規模な地震が発生した場合、住民自ら生命身体及び財産の保護に努めるため、およそ次に掲げるような対策と心構えを養うよう指導広報を行うものとする。

- 1 平常時の対策
- 2 警戒宣言が発せられた場合の対策
- 3 緊急地震速報の利用の心得に関する事項

第4節 防災訓練の指導協力

市は、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て適宜、防災訓練を実施するものとし、この防災訓練実施にあたって計画遂行上の必要な技術助言の協力を県に要請することができるものとする。

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な広報及び教育を推進するものとする。

第1節 市職員に対する教育

地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各部、各班ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震及び津波に関する知識
- (3) 東海地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策としてとりくむ必要のある課題

第2節 住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、おおむね次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など、地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 東海地震の予知に関する知識
- (3) 東海地域の地震・地殻活動に関する情報、東海地震注意情報、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 予想される地震及び津波に関する知識
- (5) 東海地震予知情報が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (6) 正確な情報入手の方法
- (7) 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- (8) 各地域における津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等に関する知識
- (9) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (10) 避難生活の運営に関する知識
- (11) 家庭における防災の話し合い
- (12) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (13) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (14) 正しい情報をつかみ、余震に注意すること。

第3節 児童、生徒等に対する教育

- (1) 教育関係職員に対する教育

市は、児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員に対して行われる研修の機会を通じて、地震防災教育を実施するものとする。

この場合の実施内容については、市職員等に対する教育内容に準じて行う。

- (2) 児童生徒等に対する教育

市は、学校等が行う児童生徒等に対する地震防災教育に関し、必要な指導及

び助言を行う。

地震防災教育は、学校等の種別及び児童生徒等の発達段階やその行動上の特性、学校等のおかれている立地条件等地域の実態に応じた内容のものとし、計画的、継続的に実施するものとする。

第4節 自動車運転者に対する教育

交通安全協会等交通関係団体等を通じて警戒宣言が発せられた場合の交通規制の内容及び運転者のとるべき措置等の教育を広報紙、講習会等を媒体として計画的、継続的に実施するものとする。

第5節 相談窓口の設置

市は、市民からの地震に対処する方法、住宅の耐震相談などの地震に対する相談を受けるため、次のような窓口を設置して、広く地震対策の普及を図るものとする。

- 1 総合相談窓口として危機管理課
- 2 部門相談窓口として消防本部
市役所建築住宅課
- 3 その他の関係機関

第6節 市民のとるべき措置

警戒宣言が発せられた場合、市民は、それぞれの家庭及び職場において、個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

また、東海地震観測情報及び東海地震注意情報が発表された場合においては、今後の情報に注意すること。

1 家庭においてとるべき措置

- (1) テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、市役所、消防署、警察署などからの情報に注意すること。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動するものとする。また、このため、あらかじめ自宅の耐震診断等を行い、その耐震性を十分把握しておくこと。
なお、各家庭で食料、生活用品や、屋外での避難・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備するものとする。
- (3) 警戒宣言が発せられたとき、家にいる人で家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐにとりかかること。
- (4) とりあえず、身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。
- (5) 火の使用は自粛すること（止むを得ず使用するときは、火のそばから離れないこと）。電気に起因する火災を防止するため、自宅から避難する際にブレーカーを落とすこと。
- (6) 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとること。
- (7) 消火器やバケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等にためておくこと。
- (8) 身軽で安全な服装（長袖、長ズボン）に着替えること（底の厚い靴も用意すること）。
- (9) 水、食糧、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具の用意を確認すること。
- (10) 万一のときの脱出口を確保すること。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や難路等を確認し、家族全員が知っておくこと。
- (11) 自主防災組織は情報収集体制を確保すること。
- (12) 自動車や電話の使用は自粛すること。

2 職場においてとるべき措置

- (1) 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できる限りの措置をとること。
- (2) とりあえず、身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッカー等の転倒防止措置やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。
- (3) 火の使用は自粛すること。電気に起因する火災を防止するため、職場から避難する際にブレーカーを落とすこと。
- (4) 消防計画、予防規定などに基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検すること。
- (5) 職場の自衛消防組織の出動体制を整備すること。
- (6) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
- (8) 不特定多数かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。
- (9) 正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達すること。
- (10) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (11) 万一のときの脱出口を確保すること。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や難路等を確認しておくこと。
- (12) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

大府市地域防災計画

昭和45年	9月1日	作成	(市制施行)	平成20年	7月25日	修正
昭和48年	7月31日	修正		平成21年	7月17日	修正
昭和49年	8月7日	修正		平成22年	6月30日	修正
昭和50年	6月2日	修正		平成23年	7月14日	修正
昭和51年	6月15日	修正		平成24年	7月24日	修正
昭和52年	5月18日	修正		平成25年	7月24日	修正
昭和53年	5月19日	修正		平成26年	2月14日	修正
昭和55年	5月20日	修正		平成26年	7月24日	修正
昭和56年	2月24日	修正		平成27年	7月22日	修正
昭和57年	3月26日	修正		平成28年	7月20日	修正
昭和58年	5月30日	修正		平成29年	7月19日	修正
昭和61年	5月23日	修正		平成31年	1月23日	修正
昭和62年	1月21日	修正		令和2年	1月22日	修正
平成元年	5月22日	修正		令和3年	2月1日	修正
平成2年	2月28日	修正		令和4年	2月10日	修正
平成2年	5月23日	修正		令和5年	1月27日	修正
平成3年	6月5日	修正		令和6年	1月26日	修正
平成4年	5月28日	修正		令和7年	1月24日	修正
平成5年	1月20日	修正				
平成5年	6月7日	修正				
平成6年	6月6日	修正				
平成7年	5月31日	修正				
平成8年	1月29日	修正				
平成9年	2月3日	修正				
平成10年	5月18日	修正				
平成11年	3月19日	修正				
平成12年	2月25日	修正				
平成13年	3月30日	修正				
平成14年	2月8日	修正				
平成15年	1月17日	修正				
平成16年	2月4日	修正				
平成17年	2月14日	修正				
平成18年	2月20日	修正				
平成19年	6月12日	修正				

大府市地域防災計画 ー風水害・地震等対策計画ー

編集発行 大府市防災会議

(大府市防災会議事務局)

大府市役所 市民協働部 危機管理課

大府市中央町五丁目70番地

TEL (代) 0562-47-2111 内線323